

第4章

初等中等教育の充実

総論

教育は、子供たち一人一人の人格の完成を目指すものであり、子供たちが将来にわたって幸福な生活を営んでいく上で不可欠です。また、将来この国や社会を担っていく人材を育てていくという使命もあり、このような教育の重要性はどのような時代にあっても変わることはありません。特に、昨今では、グローバル化や知識基盤社会の到来、少子高齢化の進展など、社会が急速な変化を遂げており、教育の重要性はますます高まっています。

このような時代の中で子供たちへの教育を一層充実していくよう、文部科学省では、教育機会の確保や教育水準の維持向上のため、学習指導要領が目指す教育の実現、科学技術系人材を育成するための理数教育の推進、グローバル人材の育成に向けた教育の充実、キャリア教育・職業教育の推進、高等学校教育改革の推進、教科書の充実、いじめ等の生徒指導上の諸課題への対応、道德教育の充実、人権教育の推進、子供の健康と安全の確保、きめ細かで質の高い教育に対応するための教職員の資質能力向上や指導体制の整備、生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の振興、インクルーシブ教育システム構築に向けた特別支援教育の推進、地方教育行政の在り方と地域と共にある学校づくり及び幼児・児童・生徒に対する経済的支援の充実など、様々な施策を実施しています。

第1節

学習指導要領が目指す教育の実現

学習指導要領は、子供たちが全国どこにいても一定水準の教育を受けられるようにするために、学校が編成する教育課程の大綱的基準として、国が学校教育法等に基づいて定めるものです。現行の学習指導要領では、①基礎的・基本的な知識・技能、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力等、主体的に学習に取り組む態度（「確かな学力」）、②自らを律しつつ、他人と共に協調し、他人を思いやる心や感動する心など（「豊かな人間性」）、③たくましく生きるための健康や体力（「健やかな体」）のバランスを重視した「生きる力」を育むことを目指しています。

1 確かな学力を育む

（1）学習指導要領の基本的な考え方

現行の学習指導要領のポイントとしては、例えば、次の七つの点が挙げられます。

①言語活動の充実

言語は、論理や思考などの知的活動、コミュニケーション、感性・情緒などの基盤です。児童生徒一人一人の思考力・判断力・表現力等を育むためには、国語科をはじめ各教科などで記録、説明、批評、論述、討論などの言語活動の充実を図ることが有効と考えられます。各学校における言語活動の充実を支援するため、これまで、言語活動の充実に関するイラストやポスターを小・中・高等学校や教育委員会に配布するとともに、「言語活動の充実に関する指導事例集」を作成し、教育委員会等への配布を行いました。平成27年度は、言語活動の充実に関する実践研究を行い、指定地域における言語活動の授業実践や校内研修の取組について、成果をまとめました。

②理数教育の充実

次代を担う科学技術系人材の育成や国民一人一人の科学に関する基礎的素養の向上を図るため、理数好きな子供の裾野の拡大や子供の才能を見だし伸ばす施策を充実するなど科学

技術・理数教育を充実するための施策を総合的に推進しています*¹。

③伝統や文化に関する教育の充実

国際社会で活躍する日本人の育成を図るためには、我が国や郷土の伝統や文化を受け止め、その良さを継承・発展させるための教育を充実することが必要です。このため、学習指導要領では、各教科等で我が国の伝統や文化についての理解を深める学習を充実しています。例えば、「国語」では、神話・伝承や古文・漢文に関する学習（小学校）を充実するとともに、「美術」では我が国の美術文化に関する学習（中学校）を、「音楽」では我が国の伝統的な歌唱や和楽器に関する学習（中学校）を充実しています。

④体験活動の充実

文部科学省では、児童生徒の豊かな人間性や社会性を育むため、「健全育成のための体験活動推進事業」を実施し、学校による宿泊体験活動の取組等を支援するとともに、農林水産省、総務省、環境省と連携して子供の農山漁村宿泊体験などを推進しています*²。

⑤道徳教育の充実

学校教育では、調和の取れた人間の育成を目指して、子供たちの発達段階に応じた道徳教育を展開することとしています。文部科学省では、平成27年3月に学習指導要領の一部改正等を行い、道徳の時間を「特別の教科 道徳」（「道徳科」）に位置付けました。道徳科は、小学校では30年度から、中学校では31年度からそれぞれ実施されます。このほか、各地域の特色を生かした道徳教育を推進するため、地方公共団体の多様な取組を支援しています*³。

⑥グローバル人材の育成に向けた教育の充実

初等中等教育段階から国際的な視野を持つグローバル人材を育成するため、文部科学省では、小・中・高等学校を通じた外国語教育の強化、高校生の海外留学の促進、スーパーグローバルハイスクール（SGH）の指定や国際理解教育の推進に取り組んでいます。また、海外で学ぶ子供や帰国・外国人児童生徒等に対する教育の充実に取り組んでいます*⁴。

⑦学習評価

学習評価は、児童生徒の学習状況を検証し、結果の面から教育水準の維持向上を保障する機能を有するものです。学習評価を通じて、学習指導要領に示す内容が児童生徒一人一人に確実に身に付いているかどうかを適切に評価し、その後の学習指導の改善に生かしていくとともに、学校の教育活動全体の改善に結び付けていくことが重要です。

このため、文部科学省では、各学校における学習評価が円滑に行われるよう、各都道府県教育委員会等に対する通知（「小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における児童生徒の学習評価及び指導要録の改善等について（平成22年5月11日付け 初等中等教育局長通知）」）を発出し、学習指導要領を踏まえた学習評価の考え方についての周知・徹底を図っています。

各学校では、校長のリーダーシップの下で、国や教育委員会等が示す評価に関する資料を参考にしながら、児童生徒の学習状況を判断する際の目安となる評価規準を適切に設定するとともに、評価方法の工夫改善や評価結果の教師同士での検討、実践事例の継承などに、組織的・計画的に取り組むことが求められています。また、学校では、保護者などに対し、児童生徒に対する学習評価の考え方などを事前に説明するとともに、通信簿などを通じ、子供たちの学習状況についてより丁寧な説明するなどの取組も進められています。

*1 参照：第2部第4章第2節

*2 参照：第2部第3章第4節 [2](#)

*3 参照：第2部第4章第9節

*4 参照：第2部第4章第3節

(2) 我が国の子供たちの学力・学習状況

子供たちの学力・学習状況を調査するため、我が国では全国学力・学習状況調査を実施するとともに、OECD生徒の学習到達度調査（PISA：ピザ）、国際数学・理科教育動向調査（TIMSS：ティムズ）に参加しています。これらの調査結果を踏まえ、世界トップレベルの学力・規範意識を育むための取組を一層推進することが重要であり、文部科学省では、①言語活動や理数教育の充実などを図った学習指導要領の着実な実施とフォローアップ、②教職員定数の改善や、教職員の資質向上によるきめ細かな指導体制の整備、③全国学力・学習状況調査の継続的な実施による教育の検証改善サイクルの確立などにしっかり取り組んでいきます。

①全国学力・学習状況調査の実施

文部科学省では、平成19年度から、全国の小学校6年生と中学校3年生の児童生徒の学力状況などを把握する「全国学力・学習状況調査」を毎年4月に実施しています。この調査は、(i)義務教育の機会均等とその水準の維持向上の観点から、全国的な児童生徒の学力や学習状況を把握・分析し、教育施策の成果と課題を検証し、その改善を図ること、(ii)学校における個々の児童生徒への教育指導の充実や学習状況の改善等に役立てること、(iii)以上のような取組を通じて、教育に関する継続的な検証改善サイクルを確立することを目的として、毎年度、^し悉皆調査で実施しています。教科は国語と算数・数学で、それぞれ「知識」に関する問題（A問題）と知識・技能の「活用」に関する問題（B問題）を出題しています（24年度及び27年度調査では理科も実施）。また、学力を問う教科の調査だけでなく、児童生徒の生活習慣や学習環境、学校の指導方法等の調査も行い、学力との関連を分析しています。

調査結果を活用することで、各教育委員会や学校は自らの教育の成果と課題を検証し、教育施策の改善や教育指導の充実に生かすことができ、教育に関する継続的な検証改善サイクルの構築が着実に進むことが期待できることから、文部科学省としては、各教育委員会や学校に積極的な調査結果の活用を促しています。文部科学省及び国立教育政策研究所では、調査結果を踏まえた教育指導の充実や学習状況の改善に向けた取組への支援として、(i)設問毎に分析結果や指導改善のポイントを示した「報告書」、(ii)課題が見られた事項について、授業の改善・充実を図る際の参考となるよう授業のアイデアの一例を示した「授業アイデア例」の作成・配布、(iii)調査結果を活用した指導改善に向けた説明会の開催、(iv)都道府県教育委員会等の要請に応じて助言を行うための学力調査官等の派遣、(v)教育委員会・学校における調査結果を活用した優れた学校改善の取組事例の収集・普及、(vi)専門家等による追加的な分析・検証などを行っています。

②平成27年度全国学力・学習状況調査の概要

平成27年度は、国語、算数・数学に理科を加えた3教科での^し悉皆調査を4月21日に実施しました。

平成27年度の調査結果の特徴としては、国語については、「説明する文章の書き方の工夫として、具体的な事例を挙げて書くこと」（小学校）や「表現の工夫について自分の考えをもつこと」（中学校）は相当数の児童生徒ができている一方で、「図やグラフなどを読み、自分の考えを伝えるために効果的に用いたり、文章と図やグラフなどを関係付けて、自分の考えを書いたりすること」（小学校）や「根拠を明確にして自分の考えを具体的に書くこと」に課題が見られました。算数・数学については、「平行四辺形を構成することができる辺の組み合わせを正しく判断すること」（小学校）や「等式の性質と式変形の関係を理解すること」について改善の状況が見られる一方で、「基準量、比較量、割合の関係を捉え、基準量を求めること」（小学校）や「与えられた情報から必要な情報を選択し的確に処理すること、

その結果を事象に即して解釈すること、数学的な表現を用いて解釈した理由を説明すること」などに課題が見られました。理科については「観察・実験の結果を整理し考察することについて、得られたデータと現象を関係付けて考察すること」(小学校)は相当数の児童ができて一方、「実験の結果を示したグラフを基に定量的に捉えて考察すること」や「課題に正対した実験を計画することや考察すること」(中学校)などに課題が見られました(図表2-4-1)。

教科に関する調査結果について、都道府県の状況(公立学校のみ)を分析すると、都道府県の平均正答率は、ほとんどの都道府県において、全国(公立)の平均正答率は±5%の範囲内にあり、大きな差は見られない状況です。さらに、^{しつ}悉皆調査を実施した平成19年から21年度及び25、26年度調査との推移を見ると、各年度で平均正答率が低い3都道府県の平均について、一定の年度間の推移を分析できるよう標準化して比較すると、全国平均との差が縮小する傾向にありました。

児童生徒質問紙調査では、平成24年度の調査で小学校6年生として調査対象となった児童は、27年度の調査で中学校3年生として調査を受けている同一世代となります。このことを踏まえ、教科に関する関心・意欲・態度に関する質問項目の回答状況を比較すると、小学校より中学校で肯定的な回答が減少し、特に理科において、その傾向が顕著であるという結果が明らかになりました。また、児童生徒の規範意識に関わる項目について、調査開始年度である19年度以降の推移を見ると、肯定的な回答をする児童生徒の割合が増加しており、特に中学校において顕著な傾向が見られました。

学校質問紙調査では、理科に関する指導方法と学力の関係を見てみると、「自ら考えた仮説をもとに観察、実験の計画を立てさせる指導」、「観察や実験の結果を整理し考察(分析し解釈)する指導」、「観察や実験におけるカードやノートへの記録・記述の方法(観察や実験のレポートの作成方法)に関する指導」などについて、「よく行った」と回答している学校の方が、平均正答率が高い傾向が見られました。

図表2-4-1 問題例：平成27年度全国学力・学習状況調査*5

●出題の趣旨
目的や意図に応じ、取材した内容を整理しながら記事を書くことができるかどうかをみる。

●正答例

- 「[また、参加された中田とよさんは以下、この書き出しの言葉は省略する。]「一年生のみんなに様々な形を教えてあげたら喜んでくれた」と、目を細めながら明るい声で話してくださいました。(69字)
- 「一年生のみんなに様々な形を教えてあげたら喜んでくれました」と、目を細めながら話してくださいました。(64字)
- 「様々な形を教えてあげたら喜んでくれた」と、明るい声で話してくださいました。(64字)

(正答率 34.9%)

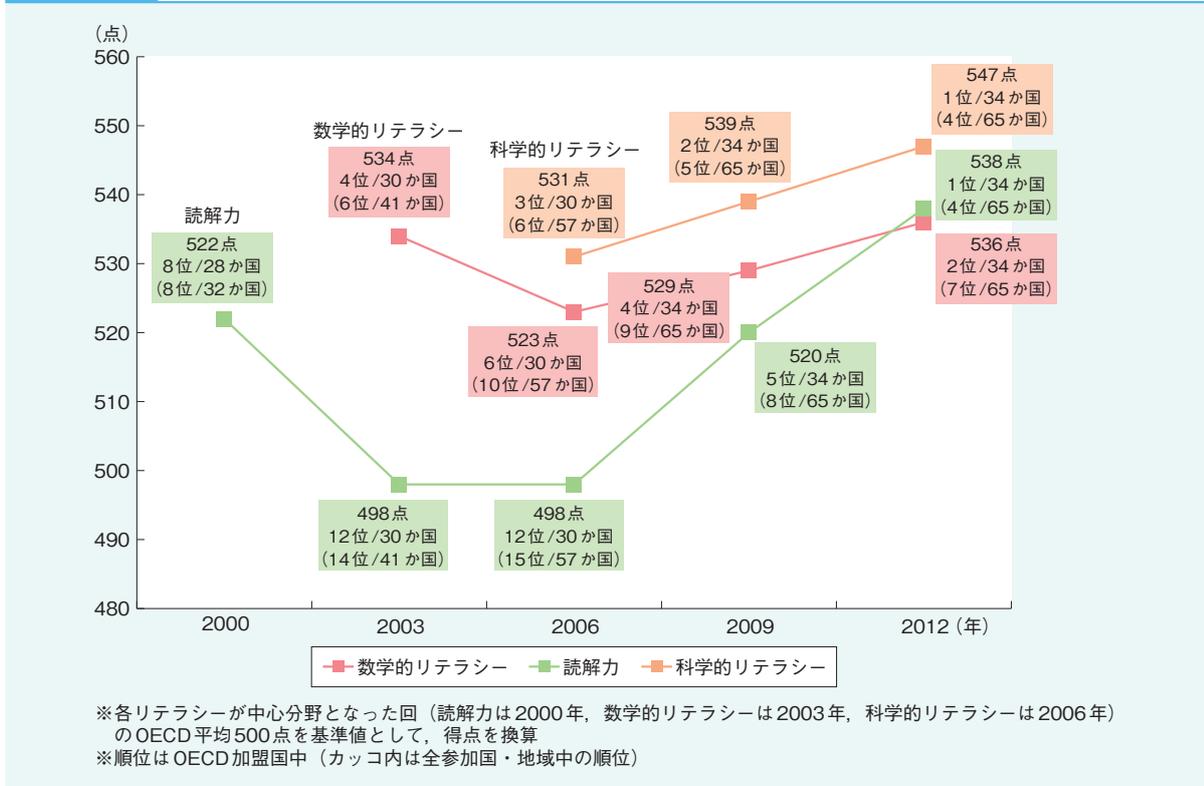
*5 平成27年度の全問題については<http://www.nier.go.jp/15chousa/15chousa.htm>を参照

③ OECD 生徒の学習到達度調査 (PISA : ピザ)

OECDでは、義務教育修了段階の15歳児（日本は高等学校1年生）が、自らの知識や技能を実生活の様々な場面で直面する課題にどの程度活用できるかを評価するため、PISAを実施しています。調査は、2000（平成12）年から3年ごとに読解力、数学的リテラシー、科学的リテラシーの3分野について行われています。2012（平成24）年調査では、従来の筆記型調査と併せて、国際オプションとしてコンピュータ使用型のデジタル数学的リテラシー、デジタル読解力、問題解決能力に関する調査も実施しました。

数学的リテラシー、読解力、科学的リテラシーの3分野全てにおいて、平均得点が比較可能な調査回以降、最も高くなっており、習熟度レベル別でも、2009（平成21）年調査から引き続き、レベル1以下の下位層の割合が減少し、レベル5以上の上位層の割合が増加しています。また、数学に対する興味・関心を持つ生徒や数学の有用性を感じる生徒の割合は、2003（平成15）年に比べると有意に増加しています。

図表 2-4-2 平均得点及び順位推移



④ 国際数学・理科教育動向調査 (TIMSS : ティムズ)

国際教育到達度評価学会 (IEA) では、小学校4年生、中学校2年生を対象とし、初等中等教育段階における児童生徒の算数・数学と理科の教育到達度を測定し、学校のカリキュラムで学んだ基本的な知識や技能がどの程度習得されているかを評価するため、「国際数学・理科教育動向調査 (TIMSS)」を4年おきに実施しています。

これまでの調査結果によると、我が国は小学校及び中学校の算数・数学、理科の全てについて、国際的に上位を維持しています。直近の2011（平成23）年調査において、小学校では各教科とも前回調査に比べ平均得点が有意に上昇するとともに、習熟度の低い児童の割合が減少し、習熟度の高い児童の割合が増加しています。また中学校では、各教科とも平均得点は前回調査と同程度ですが、習熟度の高い生徒の割合が増加しています（図表 2-4-3）。

しかし、他のトップレベルの国と比べると、各教科において習熟度の高い児童生徒の割合が低いことや、学習に対する意欲等が国際平均よりも低いなどの課題も見られます。

図表 2-4-3 これまでのTIMSSの結果

【平均得点の推移】

		1995	1999	2003	2007	2011
小学校 4年生	算数	567点 (3位/26か国)	(調査実施せず)	有意差なし 565点 (3位/25か国)	有意差なし 568点 (4位/36か国)	有意に上昇 585点 (5位/50か国)
	理科	553点 (2位/26か国)	(調査実施せず)	有意に低下 543点 (3位/25か国)	有意差なし 548点 (4位/36か国)	有意に上昇 559点 (4位/50か国)
中学校 2年生	数学	581点 (3位/41か国)	有意差なし 579点 (5位/38か国)	有意に低下 570点 (5位/46か国)	有意差なし 570点 (5位/49か国)	有意差なし 570点 (5位/42か国)
	理科	554点 (3位/41か国)	有意差なし 550点 (4位/38か国)	有意差なし 552点 (6位/46か国)	有意差なし 554点 (3位/49か国)	有意差なし 558点 (4位/42か国)

※各国・地域の得点は、1995年調査における基準値（500点（対象児童生徒の3分の2が400点から600点に入るよう標準化））からの変化を示す値である。

2 豊かな心を育む

(1) 道徳教育の推進

学校教育では、調和の取れた人間の育成を目指して、子供たちの発達段階に応じた道徳教育を展開することとしています。文部科学省では、平成27年3月に学習指導要領の一部改正等を行い、道徳の時間を「特別の教科 道徳」（「道徳科」）に位置付けました。道徳科は、小学校では30年度から、中学校では31年度からそれぞれ実施されます。このほか、各地域の特色を生かした道徳教育を推進するため、地方公共団体の多様な取組を支援しています*6。

(2) 体験活動の推進

文部科学省では、児童生徒の豊かな人間性や社会性を育むため、健全育成のための体験活動推進事業を実施し、学校による宿泊体験活動の取組等を支援するとともに、農林水産省、総務省、環境省と連携して子供の農山漁村宿泊体験などを推進しています*7。

(3) 人権教育の推進

「日本国憲法」及び「教育基本法」の精神にのっとり、学校教育・社会教育を通じて人権尊重の意識を高める教育を推進することは重要なことです。「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」及び「人権教育・啓発に関する基本計画」（平成14年3月15日閣議決定、23年4月1日一部変更）に基づき、政府全体として人権教育・啓発を推進しています。学校教育においては、児童生徒の発達段階に応じて、学校の教育活動全体を通じて人権尊重の意識を高めるための指導を進めており、一人一人を大切に教育の推進に努めています*8。

(4) 国旗・国歌の指導

学校における国旗・国歌の指導は、児童生徒に我が国の国旗・国歌の意義を理解させ、これを尊重する態度を育てるとともに、諸外国の国旗・国歌も同様に尊重する態度を育てるために、学習指導要領に基づいて行っているものです。

*6 参照：第2部第4章第9節

*7 参照：第2部第3章第4節 2

*8 参照：第2部第4章第10節

平成11年8月には「国旗及び国歌に関する法律」が施行され、国旗・国歌の根拠について慣習として定着していたものが成文法としてより明確に位置付けられ、学校教育における国旗・国歌に対する正しい理解が更に進められました。

現行の学習指導要領では、小・中学校の社会科において我が国及び諸外国の国旗と国歌の意義を理解させ、これらを尊重する態度を育てるよう指導することとしています。また、小・中・高等学校の特別活動において「入学式や卒業式などにおいては、その意義を踏まえ、国旗を掲揚するとともに、国歌を斉唱するよう指導するものとする」と規定しています。さらに、小学校の音楽科において、国歌を「歌えるよう指導すること」としています。

文部科学省では、引き続き、全ての学校において学習指導要領に基づいた国旗・国歌に関する指導が一層適切に行われるよう指導していきます。

3 健やかな体の育成

これからの社会を生きる児童生徒において、健やかな心身の育成を図ることは極めて重要です。体力は、人間の活動の源であり、健康の維持といった身体面のほか意欲や気力といった精神面の充実に大きく関わっており、生きる力の重要な要素です。

このため、体育科・保健体育科で、基礎的な身体能力の育成を図るとともに、運動部活動などと連携させることなどによって、体育・健康に関する指導に学校の教育活動全体で効果的に取り組んでいます*9。

4 学習指導要領の着実な実施とフォローアップ等

(1) 円滑かつ着実な実施に向けた支援策

学習指導要領を円滑かつ着実に実施するためには、これまでに学校現場での実践を通じて明らかになってきた教育課程編成・実施上の課題の解消や優れた実践の共有等を図るとともに、教育条件の整備が必要です。

文部科学省では、各都道府県教育委員会指導主事などを対象とした研究協議会等の開催や学習指導に関する関係資料の作成等を行うとともに、理数教育や外国語教育など各教科等の充実にに向けた支援や、教育の情報化など各教科等横断で取り組むべき重要事項の推進も図っています。

また、指導環境の整備については、①理科の実験用機器などの購入経費の補助、②中学校武道場の整備促進、③教職員定数の改善、④補習等のための指導員等派遣事業などを行っています。

教材については、平成23年4月に定めた「教材整備指針」に基づく例示教材等の整備を推進するため、「義務教育諸学校における新たな教材整備計画」を策定し、単年度約800億円、24年度から33年度までの10年間で約8,000億円の地方財政措置が講じられることとされています。

(2) 教育課程の改善等に向けた取組

文部科学省では、今後の教育課程の基準の改善に資する実証的資料を得るため、昭和51年から研究開発学校制度を設けています。この制度は、学校における教育実践の中から提起されてくる教育上の課題や急激な社会の変化・発展に伴って生じた学校教育に対する多様な要請に対応するため、研究開発を行おうとする学校を「研究開発学校」として指定し、学習指導要領等の現行の教育課程の基準によらない特別の教育課程の編成・実施を認め、その実

*9 学校体育・運動部活動等については、第2部第8章第3節②参照

実践研究を通して新しい教育課程・指導方法等を開発していこうとするものです。

これまでの研究開発の成果は、学習指導要領の改訂に関する中央教育審議会における審議等の中で、具体的な実証的資料として生かされてきています。例えば、平成元年に告示された学習指導要領において小学校低学年の「生活科」の設置、平成10年及び11年に告示された学習指導要領において「総合的な学習の時間」や「情報」「福祉」などの教科等の創設、さらに、平成20年3月に告示された小学校学習指導要領における「外国語活動」の新設に当たっても、研究成果が活用されています。

また、学校が、地域の実態に照らしたより効果的な教育を実施できるよう、学校又は地域の特色を生かした特別の教育課程の編成・実施を認める「教育課程特例校」制度を設けています。具体的には、東京都品川区の「市民科」、世田谷区の「日本語科」など、学校の創意工夫を生かした教育課程が編成・実施されています。

5 次期学習指導要領に向けた検討について

中央教育審議会においては、平成26年11月の「初等中等教育の教育課程の基準等の在り方について」の諮問を受け、27年8月には、中央教育審議会教育課程企画特別部会において、新しい学習指導要領等が目指すべき姿について、「論点整理」が取りまとめられました。同年10月には教科等別と学校種等別のワーキンググループが設置され、「論点整理」の方向性に沿った専門的な検討が行われており、28年度中には中央教育審議会としての答申がなされる予定です。

次期学習指導要領は、例えば小学校では2020年から2030年にかけての実施が予定されています。前回改訂の成果を受け継ぎながら、2030年頃までの変化を見据えつつ、その先も更に見通しながら、学習指導要領等の在り方について持続的な見直しを図り、学習指導要領等を構造化していくとともに、その構造を各学校が十分に理解した上で教育課程を編成できるようにすることが、今回の改訂の課題であり、以下のような内容が提案されています。

(1) 社会に開かれた教育課程

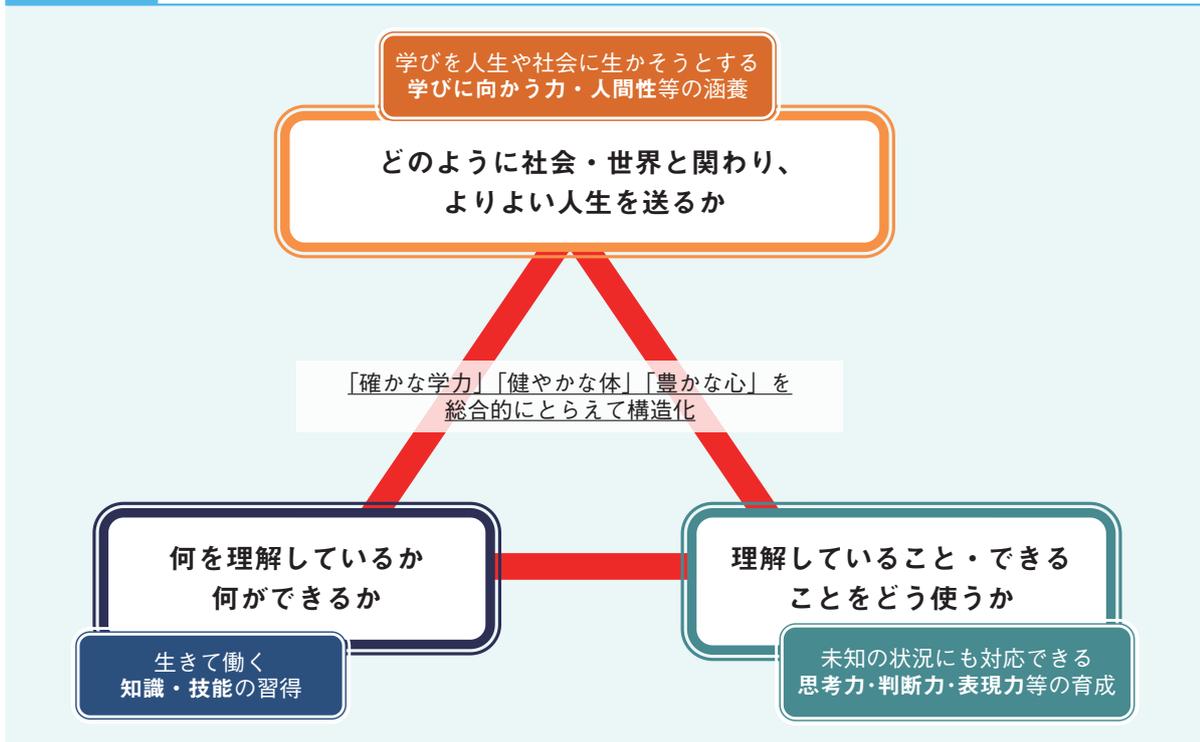
将来の変化を予測することが困難な時代を前に、より良い社会と幸福な人生を自ら創り出していくために必要な資質・能力を子供たちに育てていくことが重要であり、教育が普遍的に目指す根幹を堅持しつつ、社会の変化を柔軟に受け止める「社会に開かれた教育課程」が必要である等の理念が示されています。

(2) 育成すべき資質・能力の明確化

育成すべき資質・能力については、学校教育法第30条第2項が定める学校教育において重視すべき三要素（「知識・技能」「思考力・判断力・表現力等」「主体的に学習に取り組む態度」）を議論の出発点としながら、学習する子供の視点に立ち、以下のような三つの柱で整理することが考えられます（図表2-4-4）。

- ①「何を知っているか、何ができるか（知識・技能）」
- ②「知っていること・できることをどう使うか（思考力・判断力・表現力等）」
- ③「どのように社会・世界と関わり、よりよい人生を送るか（学びに向かう力、人間性等）」

図表 2-4-4 育成すべき資質・能力の三つの柱



(3) アクティブ・ラーニングの視点からの授業改善

子供たちが自信を育み、必要な資質・能力を身に付けていくことができるようにするためには、我が国の強みである、教員の学び合いを基調とした「授業研究」の積み重ねを生かしつつ、下記のような、いわゆる「アクティブ・ラーニング」の三つの視点に立って学び全体を改善し、子供の学びへの積極的関与と深い理解を促すような指導や学習環境を設定することが必要です。

- ①習得・活用・探究という学習プロセスの中で、問題発見・解決を念頭に置いた深い学びの過程が実現できているかどうか
- ②他者との協働や外界との相互作用を通じて、自らの考えを広げ深める、対話的な学びの過程が実現できているかどうか
- ③子供たちが見通しを持って粘り強く取り組み、自らの学習活動を振り返って次につなげる、主体的な学びの過程が実現できているかどうか

(4) カリキュラム・マネジメントの確立

各学校には、学習指導要領等を受け止めつつ、子供たちの姿や地域の実情等を踏まえて、各学校が教育目標を実現するために、学習指導要領等に基づきどのような教育課程を編成し、どのようにそれを実施・評価し改善していくのかといった「カリキュラム・マネジメント」の確立が重要です。

(5) 教科・科目等の見直し

小学校の英語教育については、これまでの外国語活動の成果・課題を踏まえ、高学年において、外国語の4技能を系統的に扱う教科化、中学年において、外国語に慣れ親しみ動機付けを高めるための外国語活動を導入することを検討しています。

高等学校においては、近現代を中心に、日本と世界の動きを関連付けて学ぶ新たな必修科目として、「歴史総合（仮称）」の新設や、主体的な社会参画に必要な力を育む新たな必修

修科目として「公共（仮称）」の新設など、教科・科目の見直しを提言しています。

第2節

科学技術系人材を育成するための 理数教育の推進

1 理数好きな子供の裾野の拡大

文部科学省では、理数教育を着実に実施するため、教員によって負担の大きい実験の準備・調整等の業務を軽減するための理科観察実験アシスタントの配置支援や、「理科教育振興法」に基づき、公・私立の小・中・高等学校等における観察・実験に係る実験用機器をはじめとした理科、算数・数学教育に使用する設備の計画的な整備を進めています。

科学技術振興機構では、学校現場において科学技術と社会のつながりや最先端の科学技術などを踏まえた魅力ある授業が行われることを目指し、理数教育について優れた能力を有する教員の養成や地域の中核となる現職教員の育成支援に取り組んでいます。

さらに、児童生徒の知的好奇心・探究心に応じた学習の機会を提供するため、理科教育用デジタル教材等を開発し、インターネット等を通じて提供しています（平成28年3月31日時点の登録教員数7万9,475人）。また、学校・教育委員会と大学等が連携・協働し、中高生自ら課題を発見し、科学的な手法にしたがって継続的・自立的な実践活動を進める「中高生の科学研究実践活動推進プログラム」等の取組を実施しています。

2 子供の才能を見いだし伸ばす取組の充実

平成14年度から文部科学省では、先進的な理数教育を実施する高等学校等を「スーパーサイエンスハイスクール（SSH）」として指定し、科学技術振興機構を通じて、課題研究の推進など、理数に重点を置いたカリキュラムの実施による科学技術人材の育成を支援しています。27年度においては、全国203校の高等学校等が特色ある取組を進めています。

平成26年度からは、意欲や能力のある高校生を対象とし、国際的な科学技術人材育成を行う大学を「グローバルサイエンスキャンパス」として指定し、支援しています。また、意欲や能力のある小中学生を対象として、課題研究・体系的教育プログラムを実践する大学等を支援する「次世代科学者育成プログラム」を実施しています。

また、全国の高校生等が学校対抗・チーム制で理科・数学等における筆記・実技の総合力を競う場として、「第5回科学の甲子園」が茨城県において開催され、愛知県代表チームが優勝し、中学生を対象に東京都江東区で開催された「第3回科学の甲子園ジュニア」では富山県代表チームが優勝しました。

このほか、科学技術振興機構では、数学・化学・生物学・物理・情報・地学・地理等の国際科学技術コンテストの国内大会の開催や、国際大会への日本代表選手の派遣、国際大会の日本開催に対する支援を行っています。国内大会の参加者数は、年々増加し、平成27年度は1万9,016人となっています。27年度の国際科学オリンピックの日本代表選手は、金メダル8個、銀メダル13個、銅メダル10個の合計31個のメダルを獲得しました。

第3節 グローバル人材の育成に向けた教育の充実

初等中等教育段階から国際的な視野を持つグローバル人材を育成するため、文部科学省では、小・中・高等学校を通じた外国語教育の強化、高校生の海外留学の促進、スーパーグローバルハイスクール（SGH）の指定や国際理解教育の推進に取り組んでいます。また、海外で学ぶ子供や帰国・外国人児童生徒等に対する教育の充実に取り組んでいます。

1 グローバル社会の中で特に求められる力

グローバル化が進行する社会においては、多様な人と関わり様々な経験を積み重ねるなど「社会を生き抜く力」を身に付ける過程の中で、未来への飛躍を担うための創造性やチャレンジ精神、強い意志を持って迅速に決断し組織を統率するリーダーシップ、国境を越えて人々と協働するための英語等の語学力・コミュニケーション能力、異文化に対する理解、日本人としてのアイデンティティなどを培っていくことが、一層重要になってきます。

これらを踏まえ、文部科学省では以下に述べるように小・中・高等学校を通じた外国語教育の強化、高校生の海外留学の促進、スーパーグローバルハイスクール（SGH）の指定や国際理解教育の推進に取り組んでいます。また、海外で学ぶ子供や帰国・外国人児童生徒等に対する教育の充実に取り組んでいます。

国際社会で活躍する日本人の育成を図るためには、我が国の歴史や伝統文化、国語に関する教育を推進していくことも重要です。このため、現行の学習指導要領において、小・中学校の国語科や社会科の授業時数の増加、古典や歴史学習の充実を図るとともに、音楽科における民謡・長唄や保健体育科における武道の必修化など、我が国の伝統文化に関する教育についても充実を図っています*10。また、平成27年度から、地域の伝統や文化に関する教材の作成や指導方法の開発等を行う地方公共団体等の取組を支援しています。

2 英語をはじめとした外国語教育の強化

(1) 学習指導要領における外国語教育

平成23年4月から導入された小学校における外国語活動では、外国語を通じて、言語や文化について体験的に理解を深め、積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度の育成を図り、外国語の音声や基本的な表現に慣れ親しませることにより、中学校以降の外国語学習につながるコミュニケーション能力の素地を育成することを目的としています。

文部科学省では、グローバル化に対応した小・中・高等学校を通じた英語教育改革を進めるため、「グローバル化に対応した英語教育改革実施計画」を平成25年12月に発表しました。同計画を具体化するため、「英語教育の在り方に関する有識者会議」において、26年9月に国が示す教育目標等の改善を含めた「今後の英語教育の改善・充実方策について（報告）」を取りまとめました。

平成26年11月の中央教育審議会総会に諮問された、「初等中等教育の教育課程の基準等の在り方について」を踏まえ、27年8月に中央教育審議会教育課程企画特別部会において、新しい学習指導要領が目指すべき姿をまとめた「論点整理」が取りまとめられ、外国語教育について、小学校3年生からの外国語活動を年間35単位時間程度で開始し、5・6年生では「教科」として年間70単位時間程度必要であると、一定の方向性が示されています。

*10 参照：第2部第4章第1節

また、中学校においては、小学校での学びの連続性を図りつつ、高等学校の目標・内容の高度化に向けた基礎を培う観点から、発達段階に応じた、より具体的で身近な話題についての理解や表現、簡単な情報交換ができるコミュニケーション能力を養うための一層の改善を行うことが検討され、高等学校段階においては、中学校との円滑な接続を図る観点から、日常生活から社会問題・時事問題など幅広い話題について、生徒の英語力等の状況に応じた発表、討論・議論、交渉等を行う言語活動を豊富に体験し、情報や考えなどを的確に理解したり適切に伝えたりするコミュニケーション能力を養うことについて検討されています。

(2) 外国語能力の向上に向けた取組

上記の検討における方向性を踏まえ、英語教育の更なる充実・強化を図るため、平成26年度から、教員等の英語力・指導力向上のための研修、外国語指導助手（ALT）などの活用促進、小学校の英語教育における先取りした取組の支援、外部検定試験を活用した生徒の英語力の把握・分析及びそれを通じた指導改善などの取組を進めています。

また、文部科学省は、総務省及び外務省と共に「語学指導等を行う外国青年招致事業（JETプログラム）」を推進しています。本プログラムは、外国語教育の充実や、地域レベルでの国際交流の進展を図ることを通じて、諸外国との相互理解を増進するとともに、我が国の国際化の促進に寄与することを目的としています。本プログラムにALTとして活躍する参加者は、児童生徒が英語に触れる機会を通して、英語によるコミュニケーション能力を高めるために重要な存在です。平成27年度は、本プログラムにより27か国から招致した4,404人のALTが学校などで語学指導や国際理解のための活動に従事しています。

3 高校生の国際交流

(1) 高校生留学の促進等

文部科学省では、グローバル化が加速する中で、日本人としてのアイデンティティや日本の文化に対する深い理解を前提として、豊かな語学力・コミュニケーション能力、主体性・積極性、異文化理解の精神等を身に付けて様々な分野で活躍できるグローバル人材を育成するため、第2期教育振興基本計画等を踏まえ、海外に留学する高校生に対して留学費用の一部を支援する事業（支援対象者数1,600人（原則1年間の長期派遣300人、原則2週間以上1年未満の短期派遣1,300人））を実施しています。

また、各都道府県が海外勤務や海外留学等の経験者を「グローバル語り部」として高等学校等へ派遣して、国際理解教育や国際的な職業、海外留学への関心を高めるための授業等を行えるようにしたり、高校生留学を推進するためのフェア等を各都道府県内で開催したりすることにより、安心・安全な留学への関心を喚起し、留学への機運を醸成するための支援を行っています。

このほか、著名な科学者による講義や他国からの参加高校生との交流を深めることを目的とする「オーストラリア科学奨学生（ハリー・メッセル国際科学学校）事業」（主催：オーストラリア・シドニー大学内物理学財団、隔年実施、期間：約2週間）に高校生を派遣するための選考及び支援を行っています。平成27年度は9人の高校生を派遣しました。

(2) 外国人高校生の短期受入れ

文化や伝統、生活習慣の異なる同世代の若者が交流を深めることは、広い視野を持ち、異文化を理解し、これを尊重する態度や異なる文化を持った人々と共に生きていく資質・能力を育成する上で重要です。

文部科学省では、民間の高校生留学・交流を扱っている団体を通じて、海外で日本語を学

習している外国人高校生を6週間程度日本に招致し、日本の高等学校への体験入学等を行う「異文化理解ステップアップ事業」を平成8年度から実施しています。27年度は14か国115人の高校生を招致しました。

4 スーパーグローバルハイスクール

文部科学省では、平成26年度から、社会課題に対する関心と深い教養、コミュニケーション能力、問題解決力等の国際的素養を身に付け、将来、国際的に活躍できるグローバル・リーダーの育成に資する教育課程等の研究開発及び実践を行う高等学校等を「スーパーグローバルハイスクール（SGH）」に指定し、支援しています。27年度に新たに56校計112校を支援しています。

5 国際バカロレアの推進

国際バカロレア（IB）は、国際バカロレア機構が提供する国際的な教育プログラムであり、国際的に活躍できる人材を育成する上で優れたプログラムとして評価されています。国際バカロレアの教育理念や手法は、学習指導要領の目指す方向性と軌を一にし、語学力のみならず課題発見・解決能力、論理的思考力、コミュニケーション能力など、グローバル化に対応した素養・能力を育む上で適したものです。

国際バカロレアには、生徒の発達段階や目的に応じて、次のようなプログラムがあります。

- ①プライマリー・イヤーズ・プログラム（PYP）（対象：3歳から12歳）
- ②ミドル・イヤーズ・プログラム（MYP）（対象：11歳から16歳）
- ③ディプロマ・プログラム（DP）（対象：16歳から19歳）
- ④キャリア関連プログラム（CP）（対象：16歳から19歳）

これらの中でも高校レベルのDPは、2年間のカリキュラムを履修し、最終試験を経て所定の成績を取めることで、国際的に通用する大学入学資格（国際バカロレア資格）を取得できます。この資格は、世界の主要な大学の入学者選抜等で広く活用されています。

国際バカロレアの導入が進むことによって、日本の生徒の進路・進学先が国内だけでなく海外の大学に拡大することや国際バカロレアの特徴的な手法やカリキュラムが日本の初等中等教育改革に波及効果を与えること等も期待されます。政府は、「日本再興戦略-JAPAN is BACK」（平成25年6月14日閣議決定）において、30年までに日本の国際バカロレア認定校等を200校へ大幅に増加させる目標を掲げて普及拡大に取り組んでいます（28年2月現在で国際バカロレア認定校等は延べ87校（PYP認定校等31校、MYP認定校等19校、DP認定校等37校））。

日本における国際バカロレアの普及拡大に向けては、特に、DPでは母語を除く全ての科目を原則として英語で教える必要があったことから、指導可能な教員（外国人指導者等）の確保が大きな課題でした。このため、文部科学省では、平成25年度から国際バカロレア機構との協力の下で、DPの一部の科目を日本語でも実施可能とする「日本語デュアルランゲージ・ディプロマ・プログラム」（日本語DP）の開発・導入を進めています。日本語DPの活用によって国際バカロレア認定校で指導することができる優秀な日本人教員の確保が以前と比べて容易になります。さらに、27年8月に国際バカロレア・ディプロマ・プログラムの導入を促進するための教育課程の特例措置を新設しました。加えて、27年9月に、DPの導入に当たり必要な経費や設備の要件、認定までのプロセス等を日本語によりまとめた「国際バカロレア認定のための手引き」を作成しました。これらの取組によって日本の高等学校等に国際バカロレアの導入が進むことが期待されます。

加えて、日本国内における国際バカロレアの普及に当たっては、国内の大学入学者選抜に

において国際バカロレア資格やその成績の活用を促進することも重要です。このため、大学に対して積極的な情報提供や様々な情報交換を進めており、国際バカロレアを活用した大学入試が大きく広がりつつあります。

また、文部科学省では、「文部科学省・国際バカロレア普及拡大広報ページ」^{*11}において、国際バカロレアに係る最新情報を広く周知するなど、積極的な広報活動にも取り組んでいます。

6 海外子女教育の充実

我が国の国際化の進展に伴って多くの日本人が子供を海外に同伴しており、平成27年4月現在、海外に在留している義務教育段階の子供の数は7万8,312人となっています（図表2-4-5）。

文部科学省では、海外子女教育の重要性を考慮し、日本人学校や補習授業校の教育の充実・向上を図るため、日本国内の義務教育諸学校の教員を派遣するとともに、退職教員をシニア派遣教員として派遣するなど、高い資質・能力を有する派遣教員の一層の確保に努めています（平成27年度は派遣教員1,084人、シニア派遣教員87人）。

さらに、教育環境の整備として、義務教育教科書の無償給与、教材の整備、通信教育などを行っています。

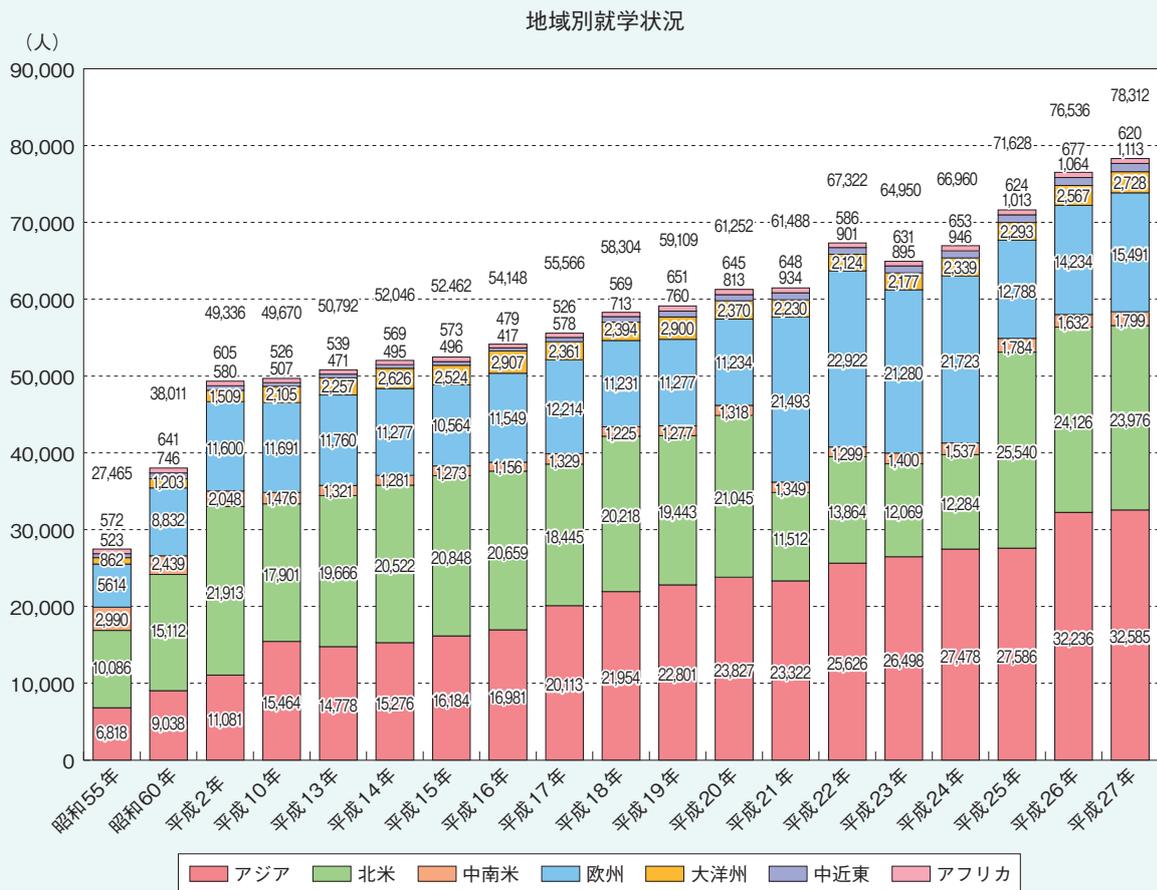
このほか、外国における災害、テロ、感染症などに対応するため、在外教育施設派遣教員安全対策資料の作成などを行うほか、有事の際には、関係省庁や現地の在外教育施設などと緊密な連携を図り、教職員や児童生徒の安全確保に努めるとともに、臨時休校等のため一時帰国した児童生徒の就学機会が確保されるよう、都道府県教育委員会等に周知を図っています。

なお、海外子女教育・帰国児童生徒教育に関する情報は、総合ホームページ（通称「CLARINET（クラリネット）」）^{*12}に掲載しています。

*11 参照：<http://www.facebook.com/mextib>

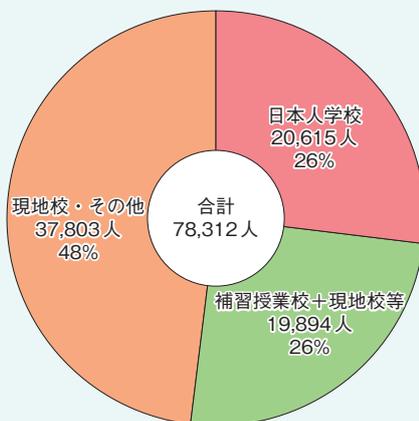
*12 参照：http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/clarinet/main7_a2.htm

図表 2-4-5 海外にいる在留している義務教育段階の子供の数



※数値は外務省調査によるもので、各年4月15日現在の数である。(ただし、平成11年以前は5月1日現在)

学校就学形態別



(出典) 外務省「管内在留邦人子女数調査」(平成27年4月15日現在)

7 帰国児童生徒、外国人の子供等に対する教育の充実

(1) 公立学校に在籍する帰国・外国人児童生徒等の現状

平成26年4月1日から27年3月31日までの1年間で、海外に1年以上在留した後に帰国した児童生徒は、公立の小学校、中学校、高等学校及び中等教育学校を合計して、8,917人います。また、公立学校に在籍する外国人児童生徒は26年5月1日現在7万3,289人で、このうち、日本語指導が必要な外国人児童生徒は2万9,198人であり、24年度と比べて2,185人

増加しています。さらに、日本語指導が必要な日本国籍の児童生徒（帰国児童生徒のほか、本人が重国籍又は保護者の一人が外国籍である等の理由から、日本語以外の言語を家庭内言語として使用しており、日本語能力が十分でない児童生徒が含まれる。）は7,897人であり、24年度と比べて1,726人増加しています。

（2）帰国児童生徒，外国人の子供等への支援施策

文部科学省では、このような児童生徒について、国内の学校生活への円滑な適応を図るだけでなく、児童生徒の特性の伸長・活用など、海外における学習・生活体験を尊重した教育を推進するため、以下のような施策に取り組んでいます。

- ①学級数等から算出されるいわゆる基礎定数とは別に、個別の課題（日本語指導を含む。）解決のために各都道府県からの申請に応じて配当する加配定数を措置
- ②受入れから卒業後の進路まで一貫した指導・支援体制を構築するため、各地方公共団体が行う帰国・外国人児童生徒等の受入れ促進、日本語指導の充実、支援体制の整備に関する取組を支援する補助事業を実施
- ③日本語指導が必要な児童生徒を対象とした「特別の教育課程」の編成・実施の促進（学校教育法施行規則を一部改正，平成26年4月1日施行）
- ④学校において児童生徒の日本語能力を把握し、その後の指導方針を検討する際の参考となる「外国人児童生徒のためのJSL^{*13}対話型アセスメント～DLA^{*14}～」及び教育委員会等が帰国・外国人児童生徒等教育に関する研修会を計画する際の参考となる「外国人児童生徒教育研修マニュアル」の普及
- ⑤教員研修センターにおいて、外国人児童生徒教育に携わる教員や学校管理職及び指導主事等を対象として、日本語指導法等を主な内容とした実践的な研修を実施
- ⑥平成27年度から、就学に課題を抱える外国人の子供を対象に、公立学校や外国人学校等への就学に必要な支援を学校外において実施する自治体の取組を支援する補助事業を実施

*13 JSL：Japanese as a Second Language：第2言語としての日本語

*14 DLA：Dialogic Language Assessment：対話型アセスメント

第4節

キャリア教育・職業教育の推進

1 キャリア教育の推進

(1) 初等中等教育におけるキャリア教育の推進

今日、日本社会の様々な領域において構造的な変化が進行しており、特に、産業や経済の分野においてその変容の度合いが著しく大きく、雇用形態の多様化・流動化に直結しています。このような中で現在の若者と呼ばれる世代は、例えば、若年層の完全失業率や非正規雇用率の高さ、無業者や早期離職者の存在などに見られるように「学校から社会・職業への移行」が円滑に行われていないという点において大きな困難に直面していると言われてしています。

こうした状況に鑑み、子供たちが、“働くことの喜び”や“世の中の実態や厳しさ”などを知った上で、将来の生き方や進路に夢や希望を持ち、その実現を目指して、学校での生活や学びに意欲的に取り組めるようになり、「学校から社会・職業への移行」を円滑にし、社会的・職業的自立に必要な能力や態度を身に付けることができるようにするキャリア教育を推進していくことが重要です。

このようなキャリア教育を推進するため、文部科学省では、キャリア教育の実践の普及・促進に向けて様々な施策を展開しています。

〈平成27年度実施施策〉

- ①学校と地域・社会や産業界等との円滑な連携に向けて、企業等の出前授業や職場体験活動・インターンシップの受入先の開拓等を行う地域組織の設置を促進する「地域キャリア教育支援協議会設置促進事業」の実施
- ②都道府県等にキャリアプランニングスーパーバイザーを配置し、地域を担う人材育成・就労支援を促進するための「地域を担う人材育成のためのキャリアプランニング推進事業」の実施
- ③学校が望む支援と地域・社会や産業界等が提供できる支援をマッチングさせる特設サイト「子供と社会の架け橋となるポータルサイト」を運営（平成24年8月から）
- ④厚生労働省、経済産業省と連携して「キャリア教育推進連携シンポジウム」を合同開催（平成27年12月17日）
- ⑤キャリア教育の充実・発展に尽力し、顕著な功績が認められた学校、教育委員会等に対する「文部科学大臣表彰」、また、経済産業省と共同で、学校、地域の産業界、自治体等の関係者が連携・協働して行うキャリア教育の取組に対する「キャリア教育推進連携表彰」を実施

(2) 職場体験、インターンシップ（就業体験）等の体験活動の推進

職場体験やインターンシップ（就業体験）は、生徒が教員や保護者以外の大人と接する貴重な機会となり、①異世代とのコミュニケーション能力の向上が期待されること、②生徒が自己の職業適性や将来設計について考える機会となり主体的な職業選択の能力や高い職業意識の育成が促進されること、③学校における学習と職業との関係についての生徒の理解を促進し学習意欲を喚起すること、④職業の現場における実際的な知識や技術・技能に触れることが可能となることなど、極めて高い教育効果が期待されます。このため、キャリア教育の中核的な取組の一つとして、学校現場における職場体験、インターンシップの普及・促進に努めています。

公立小学校では、多くの学校において職場見学が実施されています。公立中学校における職場体験は、平成26年度の実施率が98.4%と、ほとんどの中学校において実施されています。しかし、こうした職場体験を一過性の行事として終わらせることのないよう、学校における事前指導や事後指導の実践に当たっては、日常の教育活動と関連付けて職場体験の狙いや効果を高めることを目的とした実践にするなど更なる工夫も必要となっています。

公立高等学校（全日制及び定時制）におけるインターンシップの実施率は76.4%となっています。しかし、その参加は希望制となっている学校が多いため、在学中にインターンシップを体験した生徒の割合は、全体で35.0%、普通科では21.5%となっており、参加率の向上が期待されています。

2 職業教育の推進

（1）専門高校における職業教育の現状

高等学校における職業教育は、農業、工業、商業、水産、家庭、看護、情報、福祉の専門高校を中心に、我が国の産業経済や医療・福祉の発展を担う人材を育成する上で、大きな役割を果たしています。平成27年5月現在、専門高校の数は1,546校、生徒数は約62万人であり、高等学校の生徒数全体の約18.7%を占めています。また、生徒の進路状況は、27年3月卒業者のうち、大学などへの進学者約20.7%、専門学校などへの進学者約23.1%、就職者約52.7%と多様です。

（2）専門高校における教育内容の充実

①学習指導要領の円滑かつ着実な実施に向けた取組

平成25年度入学生から年次進行で実施されている高等学校学習指導要領（職業に関する教科）は、専門高校を取り巻く社会の状況や生徒の実態等を踏まえて、①将来のスペシャリストの育成、②地域産業を担う人材の育成、③人間性豊かな職業人の育成という三つの観点を基本としており、その円滑かつ着実な実施に向け、趣旨や内容について広報・周知に努めるとともに、先進事例の共有や課題の協議を行うなどの取組を実施しています。

なお、現在、中央教育審議会において、次期学習指導要領策定に向けた検討が行われており、教育課程の改善に向けた研究の成果等も踏まえつつ、職業教育の充実の在り方についても審議が行われています。

②特色ある教育内容を展開する専門高校への支援と成果の普及

近年の科学技術の進展等に伴い、産業界で必要な専門知識や技術は高度化し、従来の産業分類を越えた複合的な産業が発展しています。これに対応した高度な知識・技能を身に付け、社会の第一線で活躍できる専門的職業人を育成するため、先進的で卓越した取組を行う専門高校を「スーパー・プロフェッショナル・ハイスクール（SPH）」に指定し、調査研究を行っています。

また、被災地における専門高校等を支援する「東日本大震災からの復興を担う専門人材育成支援事業（専門高校における「実践的な職業教育推進のためのカリキュラム」の開発・実証）」及び大学・専門学校等と連携して人材育成を行う「成長分野等における中核的専門人材養成等の戦略的推進」事業も実施しています。

（3）専門高校活性化に資する取組

①全国産業教育フェア

全国産業教育フェアは、専門高校等の生徒の学習成果を全国的な規模で総合的に発表することで、新しい時代に即した専門高校等における産業教育の活性化を図り、その振興に資す

ることを目的として開催しています。平成27年度は三重県において開催し、2日間を通して約11万人の来場があり、産業教育の魅力在全国に発信するフェアとなりました。なお、28年度のフェアは石川県で開催します。

②教員研修の充実

教員研修センター等では、教員等の資質を向上し、その指導力の強化を図るため、産業教育担当の教員などを対象として、情報化・技術革新その他社会情勢の変化に適切に対応した最新の知識・技術を習得させる研修や、大学や企業等の産業教育に関わる施設に派遣する研修などを行っています。

③施設・設備の補助

産業教育振興のため、産業教育施設・設備基準に基づき、公立及び私立高等学校に必要な施設・設備の整備に関する経費の一部を支援しています。

(4) 専修学校高等課程（高等専修学校）における取組

専修学校高等課程（高等専修学校）は、その柔軟な制度的特性を生かして社会的要請に弾力的に応える教育を行うことによって、中学校卒業段階で職業に対する目的意識を持った生徒等を対象に、実践的な職業教育・専門技術教育の機会を提供しています。

また、実学を重視する専修学校高等課程は、不登校や中途退学を経験している生徒等、高等学校等の教育になじまない生徒にも教育の機会を与えており、その社会的・職業的自立に向けて積極的に対応しています。

専修学校高等課程は、高等学校等と並び、多様な教育の選択肢を提供する後期中等教育機関の一つとしてその役割を果たしていくことが今後とも期待されています。

3 高等学校卒業後の就職の状況

高校生の就職については、平成28年3月新規高等学校卒業者の就職率（就職希望者に対する就職者の割合）は97.7%（28年3月末現在）となり、前年同期から0.2ポイント上昇しました。就職率は6年連続で前年同期を上回りました。しかし、卒業までに就職に至らなかった生徒も数多く存在し、それらの生徒は、卒業後もハローワーク等の支援を得て就職活動を継続しています。

文部科学省では、厚生労働省による支援策を周知するとともに、学校とハローワークが連携した就職支援を呼び掛けるなど、関係省庁・関連経済団体等と連携して、新卒者の就職支援に取り組んでいます。

第5節 新しい時代にふさわしい教育制度の柔軟化の推進

1 小中一貫教育について

(1) 小中一貫教育の現状

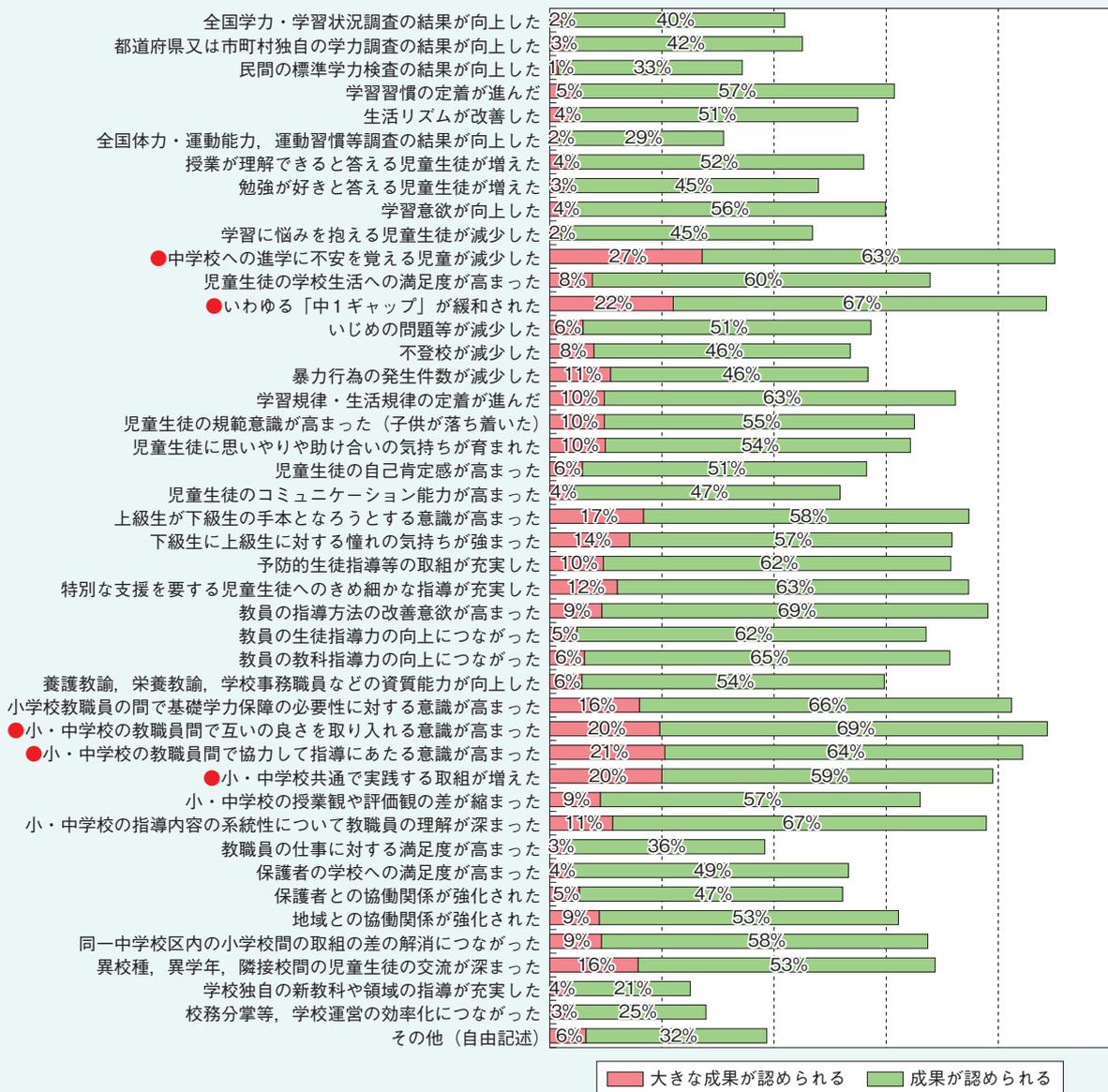
小中一貫教育とは、小・中学校が目指す子供像を共有して9年間を通じた教育課程を編成し、系統的な教育を目指す教育であり、

- ・教育基本法、学校教育法の改正による義務教育の目的・目標規定の新設
- ・近年の教育内容の量的・質的充実への対応
- ・児童生徒の発達の早期化等に関わる現象

- ・ 中学校進学時の不登校、いじめ等の急増など、いわゆる「中一ギャップ」への対応
- ・ 学校の社会性育成機能の強化の必要性

などを背景として、全国各地において、地域の実情に応じた取組が蓄積されてきました。文部科学省が行った小中一貫教育等についての実態調査（平成26年5月1日時点）によると、小中一貫教育の取組は、全国211市町村において1,130件の取組が実施され、既に全国的に広がりつつあります。これら既存の取組の多くからは学力の向上、中一ギャップの緩和、教員の意識向上など、様々な面において大きな成果が報告されている一方、小中一貫教育を推進する上で解消を図っていくべき課題も認識されています。

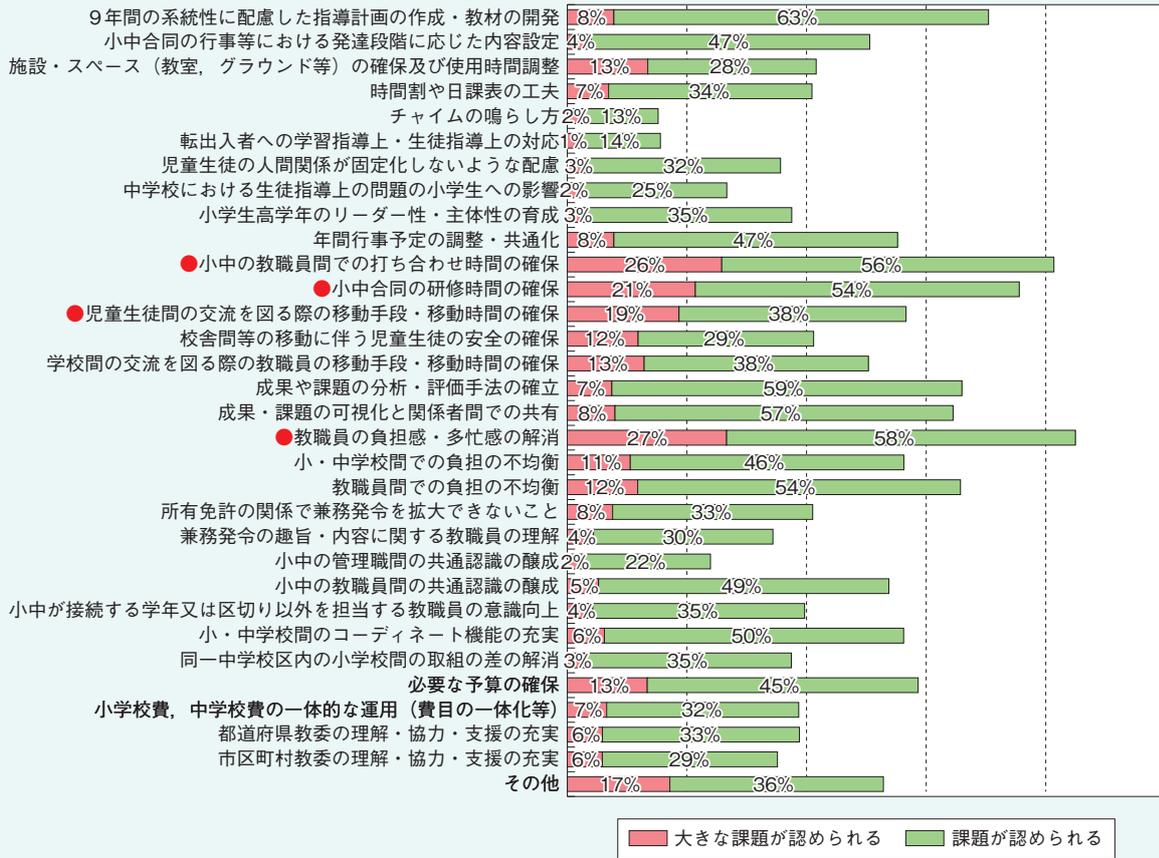
図表 2-4-6 小中一貫教育の成果



※「大きな成果が認められる」の回答が特に多い項目については●で示している。
N=1130（小中一貫教育実施件数）

（出典）小中一貫教育等についての実態調査の結果（平成27年度2月発表）

図表 2-4-7 小中一貫教育の課題



※「大きな課題が認められる」の回答が特に多い項目については●で示している。
N=1130（小中一貫教育実施件数）

（出典）小中一貫教育等についての実態調査の結果（平成27年2月発表）

（2）小中一貫教育の制度化

これまで運用上行われてきた小中一貫教育の取組では、小・中学校が別々の組織として設置されていることから、教育主体・教育活動・学校マネジメントの一貫性の確保等に課題があり、小中一貫教育を効果的・継続的に実施していく上で一定の限界が存在するため、現場からも義務教育学校の制度化の要望が寄せられていました。

こうした現場からの要望を踏まえ、文部科学省では、地域の実情に応じた柔軟な取組を可能とするために制度改正を行い、平成28年4月1日から、小中一貫教育として以下の形態の学校が設置可能となりました。

【義務教育学校】

一人の校長の下、一つの教職員集団が9年間一貫した教育を行う新たな学校種を学校教育法に位置付ける。

【中学校併設型小学校・小学校併設型中学校】

独立した小・中学校が同一設置者の下で、義務教育学校に準じた形で一貫した教育を施すことができるようにする。

※ 別途、設置者が異なる小学校と中学校が一貫性に配慮した教育を行うために連携して教育課程を実施する学校を、連携型小学校・中学校として制度化。

図表 2-4-8 小中一貫教育に関する制度の類型

	義務教育学校	小中一貫型小学校・中学校		
		中学校併設型小学校 小学校併設型中学校	中学校連携型小学校 小学校連携型中学校	
設置者	—	同一の設置者	異なる設置者	
修業年限	9年 (前期課程6年+後期課程3年)	小学校6年, 中学校3年		
組織・運営	一人の校長, 一つの教職員組織	それぞれの学校に校長, 教職員組織		
		小学校と中学校における教育を一貫して施すためにふさわしい運営の仕組みを整えることが要件 ①関係校を一体的にマネジメントする組織を設け, 学校間の総合調整を担う校長を定め, 必要な権限を教育委員会から委任する ②学校運営協議会を関係校に合同で設置し, 一体的な教育課程の編成に関する基本的な方針を承認する手続を明確にする ③一体的なマネジメントを可能とする観点から, 小学校と中学校の管理職を含め全教職員を併任させる	中学校併設型小学校と小学校併設型中学校を参考に, 適切な運営体制を整備すること	
免許	原則小学校・中学校の両免許状を併有 ※当分の間は小学校免許状で前期課程, 中学校免許状で後期課程の指導が可能	所属する学校の免許状を保有していること		
教育課程		・9年間の教育目標の設定 ・9年間の系統性・体系性に配慮がなされている教育課程の編成		
教育課程の特例	一貫教育に必要な独自教科の設定	○	○	○
	指導内容の入替え・移行	○	○	×
施設形態		施設一体型・施設隣接型・施設分離型		
設置基準	前期課程は小学校設置基準, 後期課程は中学校設置基準を準用	小学校には小学校設置基準, 中学校には中学校設置基準を適用		
標準規模	18学級以上27学級以下	小学校, 中学校それぞれ12学級以上18学級以下		
通学距離	おおむね6km以内	小学校はおおむね4km以内, 中学校はおおむね6km以内		

義務教育学校については、平成27年6月17日に成立した「学校教育法等の一部を改正する法律」において、現行の小・中学校に加え、小学校から中学校までの義務教育を一貫して行う新たな学校種として整備しました。また併せて、政令において義務教育学校が就学指定の対象となる旨を規定し、省令・告示において一貫教育の軸となる新教科の創設や、学校段階間での指導内容の入れ替え等、一貫教育の実施に必要な教育課程の特例が認められる旨を規定しました。

中学校併設型小学校及び小学校併設型中学校については、既存の小学校及び中学校の枠組みは残したまま、義務教育学校に準じた形で9年間の教育目標を設定し、9年間の系統性を確保した教育課程を編成する学校として、省令上整備しました。これらの学校においては、小学校と中学校の組織文化の違いや3校以上の学校が連携・接続する形態があり得ること、一般的な小中連携と明確に区別する必要があることを踏まえ、小中一貫教育の実質を適切に担保する観点から、学校間の総合調整を担う者をあらかじめ任命したり、学校運営協議会を合同で設置したり、校長を併任させたりするなど、小中一貫教育を行うためにふさわしい運営上の仕組みを整える必要があります。また、義務教育学校と同様に、一貫教育の実施に必要な教育課程の特例が認められます。

(3) 今後の推進方策について

小中一貫教育の推進に関する予算上の措置として、施設整備への支援、専科指導等の加配措置の活用、都道府県教育委員会の積極的な指導助言の下で学校設置者が域内全域での小中

一貫教育の導入に向けた先導的な取組の創出を目指すモデル事業等、総合的な支援策を実施しています。また、小中一貫教育に適した学校施設の在り方については、平成27年7月に報告書を取りまとめ公表^{*15}し、学校評価についても、小中一貫の観点も加味したガイドラインの改訂を行い^{*16}、これらに基づく指導・助言を行っています。

平成28年度においては、小中一貫教育カリキュラムの策定や様々な実施上の課題への対応について参考となる手引や、全国の好事例を集約した事例集の作成等ソフト面での支援を充実させていきます。

2 中学校夜間学級について

(1) 中学校夜間学級の役割

中学校夜間学級（いわゆる「夜間中学」）は、中学校において二部授業が行われる学級のことを指します。授業が行われる時間帯は夜間ではありますが、市町村が設置する公立中学校です。戦後の混乱期の中で、生活困窮などの理由から昼間に就労又は家事手伝い等を余儀なくされた学齢生徒が多くいたことから、これらの生徒に対し、義務教育の機会を提供するため、昭和20年代初頭から設けられてきました。

現在の夜間中学は、様々な理由により義務教育未修了のまま学齢を超過した人々や、本国で義務教育を修了していない外国籍の人々の学習ニーズに対応した幅広い教育を行うなど重要な役割を果たしています。

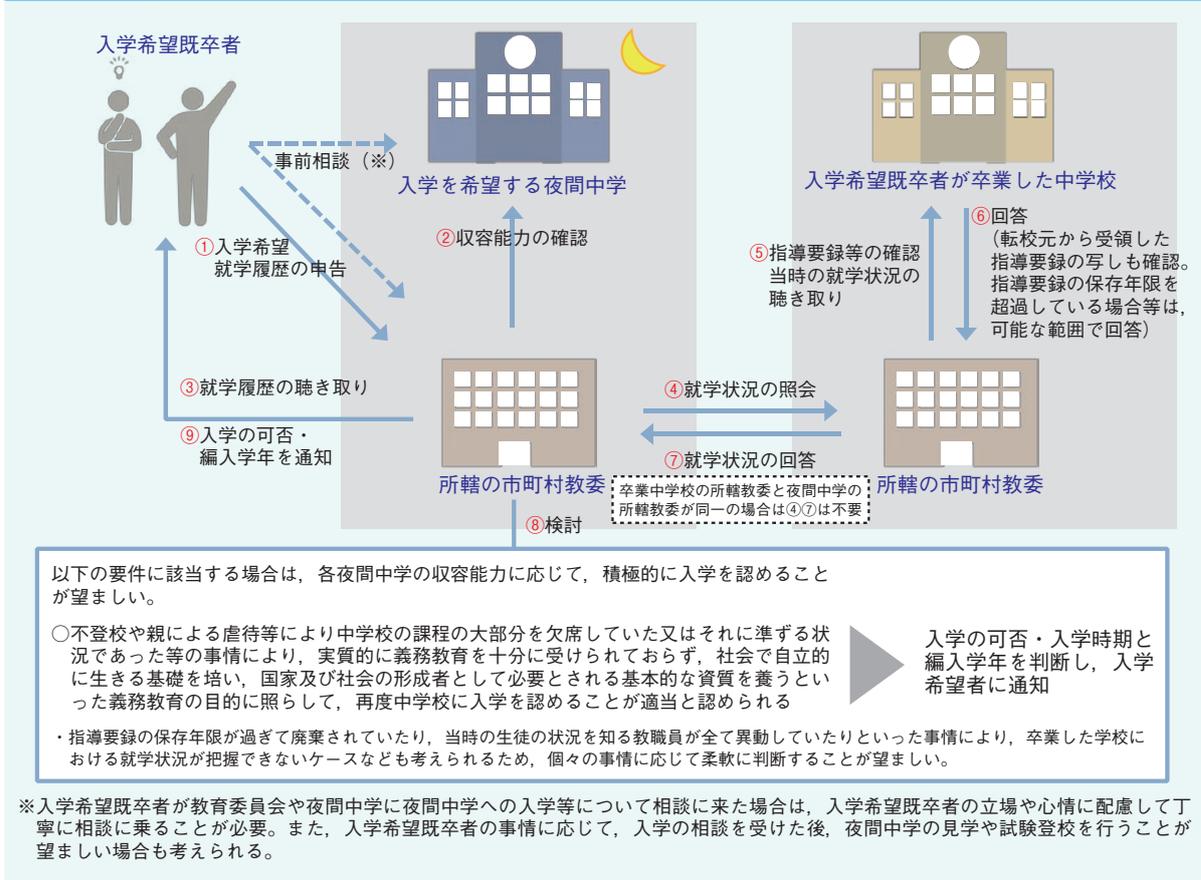
また、文部科学省としては、平成27年7月30日に、初等中等教育局長通知「義務教育修了者が中学校夜間学級への再入学を希望した場合の対応に関する考え方について」を発出したところであり、今後は、不登校等のためにほとんど学校に通えないまま、学校の教育的配慮により中学校を卒業した人々等に教育の機会を提供していくことも期待されます^{*17}。

*15 参照：http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/27/07/1360198.htm

*16 参照：http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/gakko-hyoka/index.htm

*17 参照：http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/shugaku/detail/1361951.htm

図表 2-4-9 「入学希望既卒者」の夜間中学への入学許可フロー



(2) 中学校夜間学級のニーズ

平成22年の国勢調査では、未就学者（在学したことのない人又は小学校を中途退学した人）が全国で少なくとも12万人以上いること、全都道府県（全市町村の約95%）に未就学者が存在していることなど、夜間中学で学ぶ対象となる人々が全国各地に存在していることが明らかとなっており、夜間中学には潜在的なニーズがあると考えられます（なお、未就学者の定義について、小学校を卒業したが中学校を卒業していない者が含まれていないことから、文部科学省としては国勢調査の調査方法の改善を総務省に要望しています。）また、文部科学省では、中学校夜間学級等に関する詳細な全国実態調査を初めて実施し、27年5月に公表しました*18。本調査では、約1,800人の生徒が夜間中学に通っていること、夜間中学の設置に関して14の未設置道県で要望がなされていること、全市区町村の1割弱の市区町村において域内に自主夜間中学や識字講座等の取組があること、自主夜間中学や識字講座等の生徒数が約7,400人いることなど、夜間中学の設置に関するニーズが改めて明らかとなりました。また、全国の都道府県・市区町村の議会において、夜間中学の整備と拡充を求める意見書が提出されており、夜間中学設置を求める声は高まりを見せています。

(3) 中学校夜間学級の設置促進

その一方、夜間中学は現在8都府県25市区31校の設置にとどまっています。文部科学省としては、当面の施策として、少なくとも各都道府県に一つは夜間中学が設置されるよう、その設置を促進したいと考えています。そのために、平成27年度当初予算及び補正予算に

*18 参照：http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/yakan/index.htm

において、未設置道県の教育委員会が、域内の市町村教育委員会と連携しながら、設置に向けた検討を行うための必要経費を計上しました。また、義務教育段階の学習を必要としている人々に夜間中学の存在を幅広く知ってもらうための広報を強化するため、関係団体や学校現場と協力しつつ、夜間学級の果たしている役割や設置場所等を示したリーフレットを作成・配布しました。

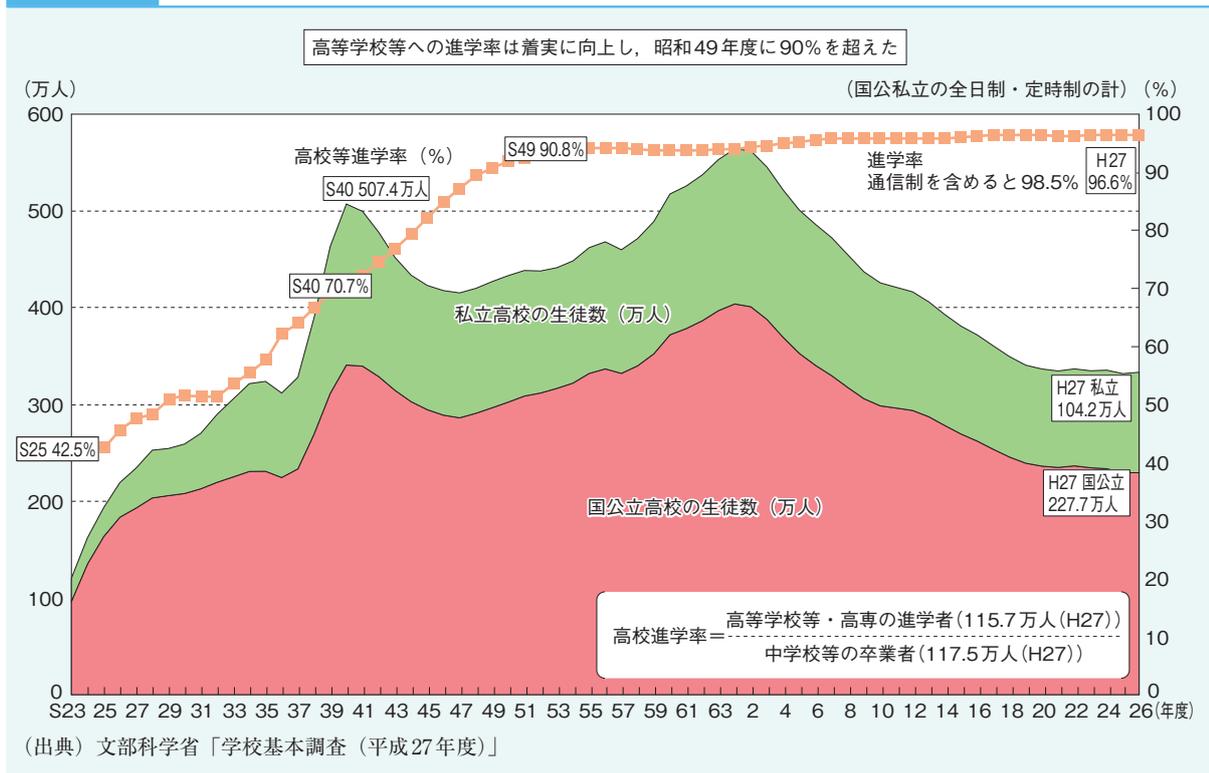
こうした事業も活用しながら、国、都道府県、市町村が連携協力して夜間学級の設置を促進し、義務教育未修了者等の就学機会を確保できるよう取組を加速させていきます。

第6節 高等学校教育改革の推進

1 高等学校教育をめぐる現状とこれまでの取組

新制高等学校発足当初（昭和23年）に約42%であった高等学校進学率は、現在では約99%に達しており、高等学校は国民的な教育機関となっています（図表2-4-10）。高等学校進学率の上昇に伴い、生徒の能力・適性、興味・関心、進路などが多様化しており、生徒一人一人の個性を伸ばす高等学校教育が求められています。

図表2-4-10 高等学校等への進学率【推移】



一方、高等学校の生徒数は、最も多かった平成元年の約560万人から27年度には約330万人に減少しており、高等学校の適正配置・適正規模の在り方が課題となっています。

このため、各都道府県では、高等学校の適正配置・適正規模に留意しつつ、生徒一人一人の個性を伸ばし、知・徳・体の調和の取れた充実した高等学校教育を実現するため、各学校においてそれぞれの特色を生かして創意工夫に富んだ魅力ある学校づくりが進められています。

文部科学省においても、これまで、多様な生徒の能力、興味、関心、進路希望等に対応するため、中高一貫教育、総合学科や単位制高等学校をはじめ、生徒一人一人の個性を伸ばす

特色ある高等学校づくりを可能とするための改革を進めてきました。一方、義務教育段階での学習内容の学び直しや、生徒の学習意欲をめぐる問題などへの対応が一層求められるようになってきています。また、現在の高等学校教育については、生徒の幅広い学習ニーズに柔軟に応えることが可能となった一方、その実態が多様化する中で、高等学校というものをくくりにすることが次第に難しくなっている状況にあります。

2 高等学校教育の質の確保・向上に向けた取組

高等学校教育をめぐる状況に鑑み、中央教育審議会高等学校教育部会において平成26年6月、高等学校教育の現状と課題や今後の高等学校教育の在り方等についての「審議まとめ」が取りまとめられました。

この「審議まとめ」では、社会で生きていくために必要となる力や社会の発展に貢献し得る力を共通して身に付けられるよう、「共通性の確保」を図りつつ、生徒や高校の実態を踏まえた「多様化への対応」も併せて進めることにより、高等学校教育の質の確保・向上を目指すこととしています。

また、具体的施策として、「達成度テスト（基礎レベル）（仮称）」の導入や、幅広い資質の多面的な評価など学習成果や教育活動の把握・検証の推進、学校から社会・職業への円滑な移行の推進、多様な生徒の学習形態や進路希望に対応した教育活動の推進、広域通信制課程の在り方の検討などを進めて行くことが重要であることが示されました。

このうち、「共通性の確保」を図る施策の一環として導入することとされた「達成度テスト（基礎レベル）（仮称）」については、中央教育審議会「新しい時代にふさわしい高大接続の実現に向けた高等学校教育、大学教育、大学入学者選抜の一体的改革について（答申）」（平成26年12月）において、「高等学校基礎学力テスト（仮称）」として導入することが提言されました。「高等学校基礎学力テスト（仮称）」を含む高大接続改革については、文部科学省に置かれた「高大接続システム改革会議」において具体的な進め方が検討され、28年3月に「最終報告」が取りまとめられました*¹⁹。

「多様化への対応」に係る取組については、定時制課程や通信制課程等における困難を抱える生徒等への支援・相談体制の充実を図るための事業を実施しています。加えて、優れた才能や個性を有する生徒を支えるため、飛び入学者に対する高等学校の卒業程度認定制度を創設することとし、また、一定の要件を満たす高等学校等の専攻科を修了した者については、大学に編入学することを認める制度が施行されました。

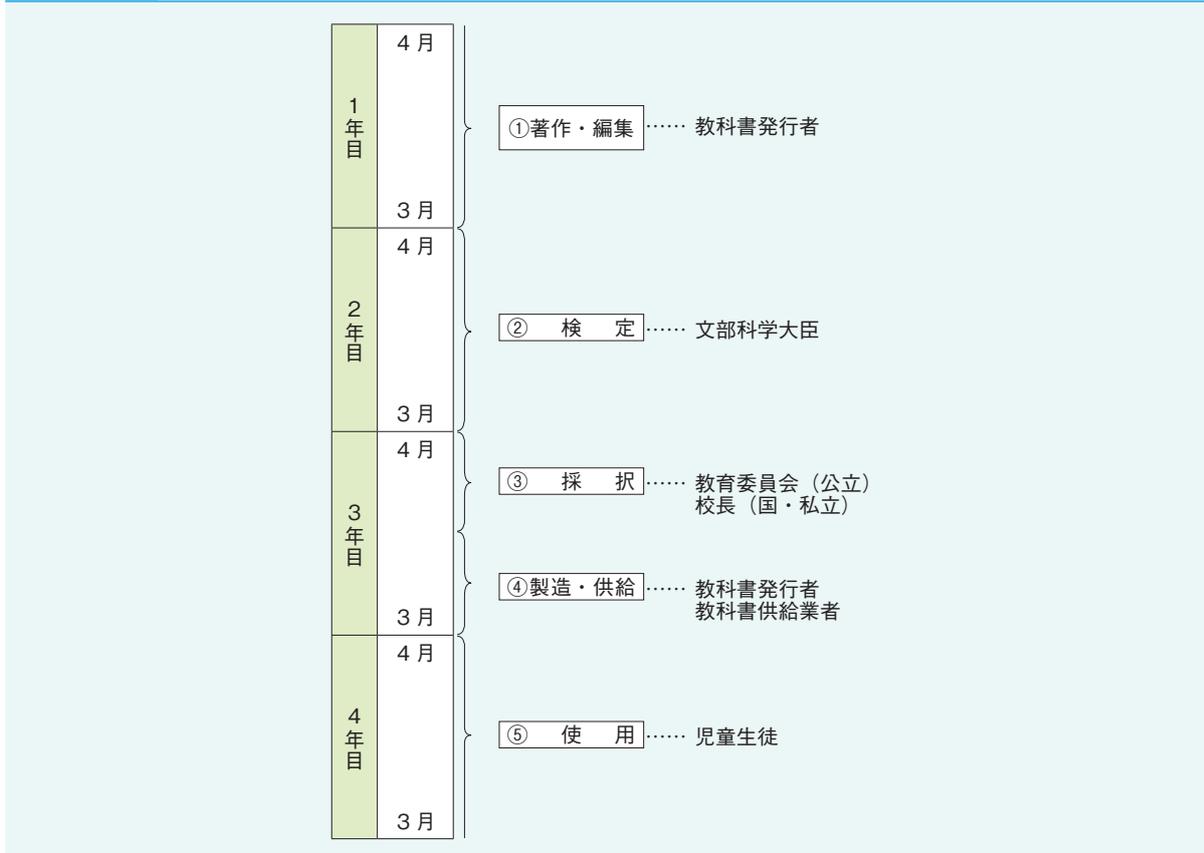
さらに、離島や過疎地等における教育機会の確保や多様かつ高度な教育に触れる機会の提供を目的として、全日制・定時制課程の高等学校における遠隔教育を一定の要件の下に可能とする制度を導入し、先導的に取り組んでいる教育委員会等に対し、財政的な支援を行っています。

*¹⁹ 参照：第1部特集2第2節

第7節 教科書の充実

教科書は、学校における教科の主たる教材として、児童生徒が学習を進める上で重要な役割を果たすものです。教育の機会均等を実質的に保障し、全国的な教育水準の維持向上を図るため、学校教育法により、小・中・高等学校、特別支援学校などにおいては、文部科学大臣の検定を経た教科書又は文部科学省が著作の名義を有する教科書を使用しなければならないとされています。教科書は、次のような過程を経て、児童生徒の元に届けられ、使用されています。

図表 2-4-11 教科書が使用されるまで



図表 2-4-12 小・中・高等学校の教科書の検定・採択の周期

年度（西暦） 学校種別等区分		21 (2009)	22 (2010)	23 (2011)	24 (2012)	25 (2013)	26 (2014)	27 (2015)	28 (2016)	29 (2017)	30 (2018)	
小学校	検定	◎				◎			●	◎		
	採択		△				△			▲	△	
	使用開始	○		○				○			■	
中学校	検定		◎				◎			●		
	採択	△		△				△			▲	
	使用開始		○		○				○			
高等学校※	主として 低学年用	検定	◎		◎			◎				
		採択		△		△			△			
		使用開始			○		○			○		
	主として 中学年用	検定		◎		◎			◎			
		採択			△		△				△	
		使用開始				○		○			○	
	主として 高学年用	検定					◎				◎	
		採択						△				△
		使用開始	○						○			

- ◎：検定年度
- △：直近の検定で合格した教科書の初めての採択が行われる年度
- ：使用開始年度（小・中学校は原則として4年ごと、高校は毎年採択替え）
- ：「特別の教科 道徳」の検定年度
- ▲：直近の検定で合格した「特別の教科 道徳」の教科書の初めての採択が行われる年度
- ：「特別の教科 道徳」の使用開始年度

（注）太線以降は、学習指導要領改訂後の教育課程の実施に伴う教科書についてである。
 ・小学校学習指導要領（平成20年文部科学省告示）…平成23年度から全面实施
 ・中学校学習指導要領（平成20年文部科学省告示）…平成24年度から全面实施
 ・高等学校学習指導要領（平成21年文部科学省告示）…平成25年度から学年進行により実施
 ※数学及び理科は平成24年度から学年進行により実施し、検定は22年度から実施

1 教科書検定

教科書検定制度は、民間の発行者の創意工夫による多様な教科書の発行を期待するとともに、①全国的な教育水準の維持向上、②教育の機会均等の保障、③適正な教育内容の維持、④教育の中立性の確保などの要請に応えるため実施しているものです。

教科書検定は、学習指導要領や教科用図書検定基準に基づき、各分野の専門的な知見を有する教科用図書検定調査審議会の委員によって、専門的・学術的な審議に基づいて厳正に行われています。

国民の教科書に対する関心は高いことから、これに応え、教科書への信頼を確保するとともに検定への一層の理解を得るため、検定結果の公開を行い、透明性の確保を図っています。平成27年度は、26年度に行った中学校用教科書の検定結果を公開しました*20。

また、「特別の教科 道徳」（「道徳科」）が、小学校では平成30年度から、中学校では31年度からそれぞれ実施されることを踏まえ、道徳科の教科書検定を実施するために27年9月30日に教科用図書検定基準等を改正しました。

2 教科書採択

教科書採択とは、地域や児童生徒の実情に応じて、学校で使用する教科書を決定することであり、公立学校では設置者である都道府県や市町村の教育委員会、国・私立学校では校長が行っています。公立小・中学校の採択については、都道府県教育委員会が、市町村教育委員会の意見を聴いて市町村単位で採択地区を設定します。複数の市町村からなる採択地区で

*20 参照：http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/kyoukasho/kentei/kekka.htm

は、地区内の市町村の教育委員会は、規約を定めて採択地区協議会を設け、その協議の結果に基づいて種目ごとに同一の教科書を選採することになっています。

教科書選採は、選採権者の権限と責任の下、①教科書の内容に関する十分な調査研究、②静ひつな選採環境の確保、③保護者の参画などの開かれた選採の推進などが求められています。文部科学省では、各教育委員会に対して、調査研究のより一層の充実、選採事務のルール化などの選採手続の明確化、選採地区の適正規模化など、選採のより一層の改善に努めるように指導しています。

平成27年度には、複数の教科書発行者が検定申請本を教員等に閲覧させた上で、意見聴取の対価を支払っていた事実など、教科書選採の公正性・透明性に疑念を生じさせかねない行為が相次いで発覚しました。このため、文部科学省は、各教育委員会等に対して、特定の教科書発行者と一定の関係を有する者が教科書選採に関与することなどのないよう、公正確保の徹底を求める通知^{*21}を発出するとともに、教科書発行者に対しても、文部科学大臣から直接指導を行うなど、再発防止のための取組を進めています。

3 教科書無償給与

義務教育教科書無償給与制度は、日本国憲法第26条が掲げる義務教育無償の精神をより広く実現する制度として、昭和38年度以来52年間にわたって実施され、国民の間に広く定着しています。この制度は、次代を担う児童生徒に国民的自覚を深めてほしいという国民全体の願いを込めて行われているものであり、同時に教育費の保護者負担を軽減するという効果を持っています。教科書無償給与の対象となるのは、全ての義務教育諸学校の児童生徒が使用する全教科の教科書であり、本制度の実施のため、平成27年度には約412億円の予算が計上され、約1,010万人の児童生徒に対して、合計約1億冊の教科書が給与されました。

4 教科用特定図書等の普及充実

平成20年の「障害のある児童及び生徒のための教科用特定図書等の普及の促進等に関する法律」の制定を受け、拡大教科書など障害のある児童生徒が使用する教科用特定図書等の普及を図っています。

具体的には、できるだけ多くの弱視の児童生徒に対応できるような拡大教科書の標準的な規格を定めるなど、教科書発行者による拡大教科書の発行を促しているほか、全国5ブロックで、都道府県教育委員会等を対象とした音声教材普及推進のための会議を開催しています。

平成27年度に使用される小・中学校用教科書に対応した標準規格の拡大教科書は全点発行されており、また、教科書発行者が発行する拡大教科書では対応できない児童生徒のために、一人一人のニーズに応じた拡大教科書などを製作するボランティア団体などに対して、教科書デジタルデータの提供を行っています。

この他、発達障害等の障害により検定教科書において一般的に使用されている文字や図形などを認識することが困難な児童生徒が使用する教科用特定図書等として音声教材の整備充実を図るため、調査研究などを行っています。

^{*21} 平成28年3月31日付け 初等中等教育局長通知「教科書選採における公正確保の徹底等について」

図表 2-4-13 検定済教科書・拡大教科書の種類・発行点数

	検定済教科書（平成27年度）		対応する拡大教科書発行点数		
	種類	点数	27年度	26年度	25年度
小学校	48	253	253 (100%)	280	280
中学校	66	131	131 (100%)	131	131
高等学校	936	976	50 (5.1%)	79	64
合計	1,050	1,360	434	490	475

5 「デジタル教科書」の位置付けに関する検討

教育における情報化の進展や主体的な学習の必要性の高まり等を踏まえ、文部科学省では、平成27年5月から、いわゆる「デジタル教科書」の位置付けや関連する教科書制度の在り方について専門的な検討を行うための有識者会議を開催しています。

有識者会議では、「デジタル教科書」の使用形態や範囲・内容、各法律上の位置付け等について検討を進めており、平成28年夏頃までに中間まとめ、28年中に最終取りまとめを行う予定です。

第8節 いじめ等の生徒指導上の諸課題への対応

1 生徒指導上の諸問題

(1) 生徒指導の在り方

生徒指導は、全ての児童生徒を対象として、学校のあらゆる教育活動の中で、それぞれの人格の健全な発達・成長を目指すとともに、現在及び将来における自己実現を図っていくために、児童生徒が自らを導いていく能力を育成すること、そして、学校生活が有意義で興味深く、充実したものになることを目指して行われるものです。生徒指導の積極的な意義を考慮し、児童生徒に社会的な資質や能力、態度などを修得・発達させるような指導・援助が行われています。

一方、いじめの社会問題化や少年による重大事件など、児童生徒の問題行動などは教育上の大きな課題となっています。文部科学省では、毎年度、各都道府県教育委員会などを通じて調査を行い、暴力行為、いじめ、不登校などの児童生徒の問題行動等の実態把握に努めています。平成26年度の調査結果では、小・中・高等学校における暴力行為の発生件数は約5万4,000件、小・中・高等学校及び特別支援学校におけるいじめの認知件数は約18万8,000件、小・中・高等学校における不登校児童生徒数は約17万6,000人と、依然として相当数に上っています。

学校においては、日常的な指導の中で、教師と児童生徒との信頼関係を築き、全ての教育活動を通じて規範意識や社会性を育むきめ細かな指導を行うとともに、問題行動の未然防止と早期発見・早期対応に取り組むことが重要です。また、問題行動が起こったときには、粘り強い指導を行い、指導を繰り返してもなお改善が見られない場合には、出席停止や懲戒などの措置も含めた毅然とした対応を取るとともに、問題を隠すことなく、教職員が一体となって対応する必要があります。さらに、教育委員会は学校を適切にサポートする体制を整備すること、そして、家庭や地域社会、関係機関などの理解と協力を得て地域ぐるみで取り組める体制づくりを進めていくことが重要です。

文部科学省では小学校段階から高等学校段階までの組織的・体系的な取組を進めるため、生徒指導の概念・取組の方向性等を整理した学校・教員向けの基本書として「生徒指導提要」を作成し、各教育委員会及び学校などに配布するとともに、指導や研修での活用を促し、生徒指導の一層の充実を図っています。

平成27年12月に広島県府中町で発生した中学3年生の自殺事案では、学校の組織的な対応の欠如、情報管理の不徹底といった生徒指導・進路指導上の多岐にわたる課題が見られました。本事案を受け、文部科学省では、文部科学副大臣らが現地を訪問して状況確認や指導を行うとともに、「府中町自殺事案に関するタスクフォース」を立ち上げ、本事案の課題とその解決に向けた方向性について28年3月に中間取りまとめを行いました。具体的には、

- ①学校における確認事項として、
 - (ア) 校長のリーダーシップの下での組織的対応の確立
 - (イ) 情報管理の徹底
 - (ウ) 進路指導の在り方の改善
 - (エ) 進路指導の在り方を踏まえた「推薦・専願基準」の見直し
 - (オ) 「推薦・専願基準」の運用プロセスの見直し
- ②教育委員会における確認事項として、
 - (カ) 学校と連携・協力・情報共有を緊密に行う体制の確立
 - (キ) 学校に対する指導・助言・援助を徹底できる体制の確立

といった「生徒指導・進路指導に係る確認事項」を示し、全国の教育委員会等に「『府中町における自殺事案に関するタスクフォース』中間取りまとめを踏まえた生徒指導・進路指導の確認について」（平成28年3月25日付け初等中等教育局児童生徒課長通知）を発出しました。

(2) いじめ

いじめ問題については、まず、「いじめは絶対に許されない」との意識を社会全体で共有し、子供を「加害者にも、被害者にも、傍観者にもしない」教育を実現することが必要です。また、いじめ問題に適切に対処するためには、子供たちの悩みや不安を受け止めて相談に当たることも大切です。

平成24年度には、いじめの問題を背景として生徒が自らその命を絶つという痛ましい事案をきっかけに、このことが大きな社会問題となりました。25年6月に「いじめ防止対策推進法」が成立したことを受け、文部科学省では、同年10月に「いじめの防止等のための基本的な方針」を策定しました（図表2-4-14、2-4-15）。

文部科学省では、同法や基本方針の策定を受け、教育委員会関係者や教職員に内容の周知を図り、いじめの防止等への取組を徹底するため、「いじめの問題に関する指導者養成研修」や「いじめの防止等のための普及啓発協議会」を開催しています。

図表 2-4-14 いじめの防止等のための基本的な方針（概要）

- いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）
（いじめ防止基本方針）
- 第11条 文部科学大臣は、関係行政機関の長と連携協力して、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針（以下「いじめ防止基本方針」という。）を定めるものとする。
- 2 いじめ防止基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
- 一 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項
 - 二 いじめの防止等のための対策の内容に関する事項
 - 三 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項
- 第1 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項**
- いじめ防止対策推進法制定の意義、基本理念、組織的対策
○いじめの定義、いじめの理解
○いじめの防止等に関する基本的考え方
- 第2 いじめの防止等のための対策の内容に関する事項**
- 1 いじめの防止等のために国が実施する施策**
- いじめ防止基本方針の策定と組織等の設置等
- ・国の基本方針の策定と、より詳細な指針の策定
 - ・法に基づく取組状況の把握と検証（「いじめ防止対策協議会（仮称）」の設置）
 - ・重大事態の調査組織等設置を支援するため、職能団体等との連絡体制構築
- いじめの防止等のために国が実施すべき施策
- ①いじめの防止（豊かな心の育成、子供の主体的な活動の推進、いじめの防止等のための対策に従事する人材の確保・資質能力向上、調査研究等の実施、普及啓発）
 - ②早期発見（教育相談体制の充実、地域や家庭との連携促進）
 - ③いじめへの対処（多様な外部人材の活用等による問題解決支援、ネットいじめの対応）
 - ④教員が子供と向き合うことのできる体制の整備
- 2 いじめの防止等のために地方公共団体が実施すべき施策**
- 地域基本方針の策定
- ・国の基本方針を参考に、条例などの形で、地域基本方針を定めることが望ましい
- いじめ問題対策連絡協議会の設置
- ・いじめ問題対策連絡協議会を設置することが望ましく、その構成員は、地域の実情に応じて決定
- 第14条第3項に規定する教育委員会の附属機関の設置
- ・地域の実情に応じ、附属機関を設置することが望ましい
 - ・この附属機関には、専門的な知識及び経験を有する第三者等の参加を図り、公平性・中立性が確保されるよう努めることが必要
- 地方公共団体が実施すべき施策
- ・地方公共団体として実施すべき施策、学校の設置者として実施すべき施策
- 3 いじめの防止等のために学校が実施すべき施策**
- 学校いじめ防止基本方針の策定
- ・国や地方公共団体の基本方針を参考に、自らの学校として、どのようにいじめの防止等の取組を行うかについての基本的な方向、取組の内容等を定める
- 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織
- ・学校におけるいじめの防止・早期発見・対処等、組織的な対応を行うため中核となる常設の組織。必要に応じて、外部専門家等が参加しながら対応
 - ・いじめに関するささいな兆候や懸念、児童生徒からの訴えを、教職員で抱え込まずに全て当該組織に報告・相談し、当該組織を中核として組織で対応
- 学校におけるいじめの防止等に関する措置
- i) いじめの防止
 - ii) 早期発見
 - iii) いじめに対する措置

4 重大事態への対処

(1) 学校の設置者又は学校による調査

i) 重大事態の発見と調査

- ・いじめにより児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき：児童生徒が自殺を企図した場合等
 - ・いじめにより児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき：不登校の定義を踏まえ年間30日を目安とし、一定期間連続して欠席しているような場合などは、迅速に調査に着手
- ※児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったとき：重大事態が発生したもとして報告・調査等にあたる

○調査主体：学校の設置者又は学校

○調査を行うための組織：

- ・この組織には、専門的知識及び経験を有する者であって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者（第三者）について、職能団体等からの推薦等により参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努めることが求められる
- ・学校の設置者が調査主体となる場合：公立学校の場合、第14条第3項の附属機関を調査組織とすることが望ましい。この附属機関は平時からの設置が望ましい
- ・学校が調査主体となる場合：学校に置かれた「いじめの防止等の対策のための組織」を母体とし、事態の性質に応じて適切な専門家を加えるなどの方法も考えられる

○事実関係を明確にするための調査の実施

- ・学校の設置者・学校の、たとえ不都合なことがあったとしても事実としっかりと向き合おうとする姿勢が重要
 - ア) いじめられた児童生徒からの聴き取りが可能な場合：いじめられた児童生徒や情報を提供してくれた児童生徒を守ることを最優先とした調査実施
 - イ) いじめられた児童生徒からの聴き取りが不可能な場合：当該児童生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取
- ※自殺事案の調査は、「児童生徒の自殺が起きたときの調査の指針」を参考とする。なお、国は当該指針の必要な見直しを速やかに検討する

ii) 調査結果の提供及び報告

- いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対する情報を適切に提供する責任
- ・学校の設置者又は学校は、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して、事実関係等その他の必要な情報を適切に提供する責任を有する
 - ・質問紙調査の実施により得られたアンケートについては、いじめられた児童生徒又はその保護者に提供する場合があることをあらかじめ念頭におき、調査に先立ち、その旨を調査対象となる在校生やその保護者に説明する等の措置が必要
- 調査結果の報告
- ・希望に応じて、いじめを受けた児童生徒又はその保護者の所見を調査結果の報告に添える

(2) 地方公共団体の長等の再調査及び措置

i) 再調査

- ・この組織には、専門的知識及び経験を有する者であって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者（第三者）について、職能団体等からの推薦等により参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努めることが求められる
- ・再調査の主体は、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して、情報を適切に提供する責任がある

ii) 再調査の結果を踏まえた措置等

- ・再調査の結果を踏まえた必要な措置を講ずる

第3 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項

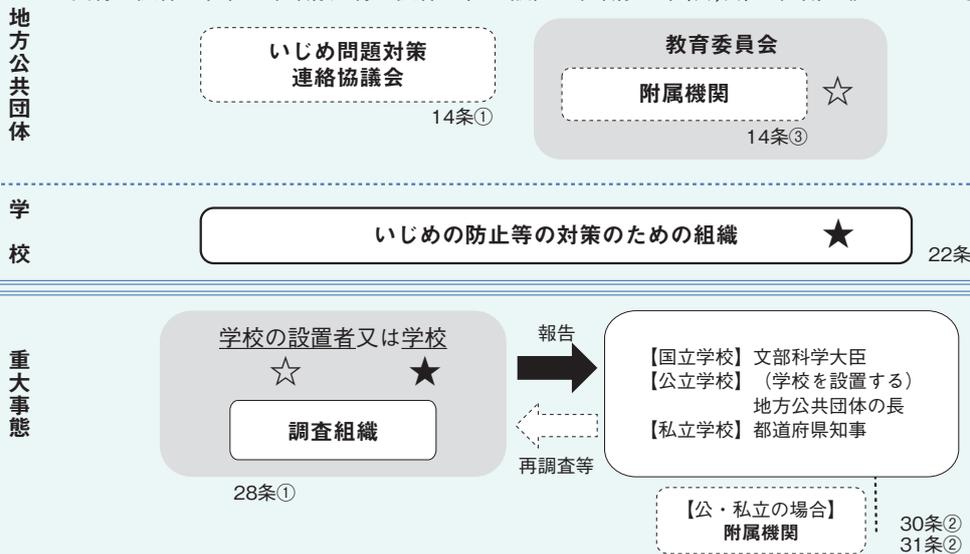
- ・国は、当該基本方針の策定から3年の経過を目途として、法の施行状況等を勘案して、基本方針の見直しを検討し、必要があると認められるときは、その結果に基づいて必要な措置を講じる

図表 2-4-15 いじめ防止対策推進法に定める組織

		◎は必置
地方公共団体	いじめ問題対策連絡協議会	地方公共団体は、いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携を図るため、条例の定めるところにより、学校、教育委員会、児童相談所、法務局又は地方法務局、都道府県警察その他の関係者により構成されるいじめ問題対策連絡協議会を置くことができる。(第14条①)
	教育委員会の附属機関	教育委員会といじめ問題対策連絡協議会との円滑な連携の下に、地方いじめ防止基本方針に基づく地域におけるいじめの防止等のための対策を実効的に行うようにするため必要があるときは、教育委員会に附属機関として必要な組織を置くことができるものとする。(第14条③) ※「附属機関」は地方自治法により、条例設置、構成員は非常勤。 ※「附属機関」が担当する職務は、地域基本方針の内容に応じ、条例で定める。 ※教育委員会の附属機関であるため、公立学校を対象とする。
学校	いじめ防止等の対策のための組織 (◎)	学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。(第22条)
重大事態発生時	学校又は学校の設置者の置く調査組織 (◎)	学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生を防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。(第28条①) ①いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。 ②いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
	附属機関 公立：地方公共団体の長 私立：都道府県知事	報告を受けた地方公共団体の長（私立学校の場合は都道府県知事）は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生を防止のため必要があると認めるときは、附属機関を設けて調査を行う等の方法により、第28条第1項の規定による調査の結果について調査を行うことができる。(第30条②、第31条②) ※「附属機関」は地方自治法により、条例設置、構成員は非常勤 ※「附属機関」設置以外による調査（地方公共団体内の常設の行政部局が第三者等の意見を求めながら調査を実施することや、地方公共団体が独自に設置している監査組織等を活用することなど）も考えられる

組織の設置イメージ

実線は法律上必置の組織。点線は法律上任意設置の組織。星印(☆,★)の組織は兼ねることも考えられる



【星印の組織を兼ねることとする場合の留意事項】

☆: 附属機関の構成員に、調査対象となるいじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有する者がいる場合には、その者を除いた構成員で調査に当たる等、当該調査の公平性・中立性確保の観点からの配慮に努めることが求められる

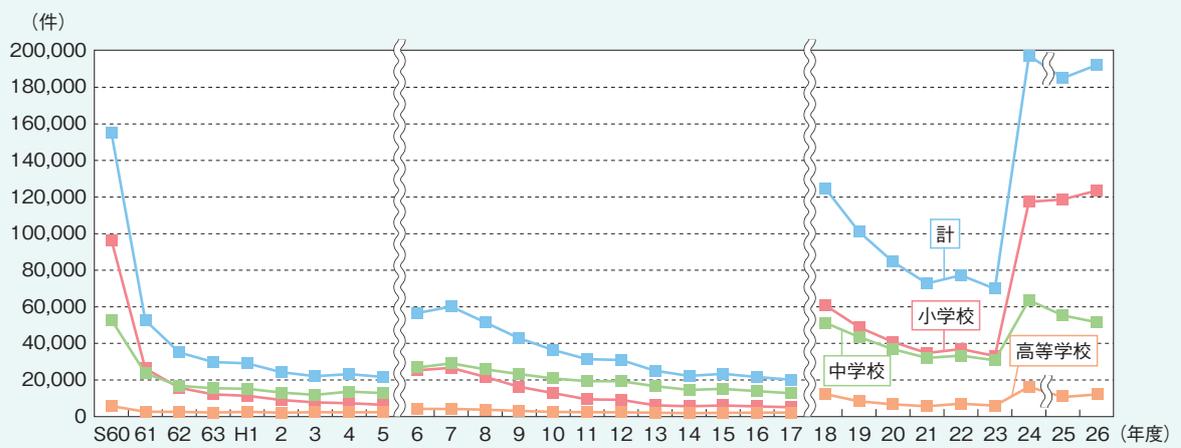
★: 法第22条に規定する組織を母体として、当該重大事態の性質に応じて適切な専門家を加えるなどの方法によることも考えられる

平成26年度、全国の国公立の小・中・高等学校及び特別支援学校におけるいじめの認知件数は約18万8,000件、いじめを認知した学校数は約2万2,000校で学校総数に占める割合は約56.5%となっています（図表2-4-16）。

いじめは、どの子供にも、どの学校にも起こり得るものであり、その早期発見に努め、いじめを認知した際には早期に対応することが大切です。

一方で、いじめを背景に子供が命を絶った疑いのある事案がなお発生しており、特に、平成27年7月に岩手県矢巾町やはばの中学生が自殺した事案では、生徒の訴えを学校がいじめとして認知していなかったことや校内での情報共有が不十分だったことが指摘されました。これを受け、全国の学校での情報共有と組織的な対応を行うよう求める「いじめ防止対策推進法に基づく組織的な対応及び児童生徒の自殺予防について」（平成27年8月4日付け 初等中等教育局児童生徒課長通知）を発出しました。これに加え、従来、問題行動等調査における1,000人当たりの認知件数の都道府県間の差が大きく、実態を正確に反映していると言い難い状況があったことを受けて、「平成26年度『児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査』の一部見直しについて（依頼）」（平成27年8月17日付け初等中等教育局児童生徒課長通知）により再調査を求めました。文部科学省としては、いじめの認知件数が多い学校について、「いじめを初期段階のものも含めて積極的に認知し、その解消に向けた取組のスタートラインに立っている」と極めて肯定的に評価し、いじめの積極的な認知を徹底するよう努めています。

図表 2-4-16 いじめの認知（発生）件数の推移



	60年度	61年度	62年度	63年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度			
小学校	96,457	26,306	15,727	12,122	11,350	9,035	7,718	7,300	6,390			
中学校	52,891	23,690	16,796	15,452	15,215	13,121	11,922	13,632	12,817			
高等学校	5,718	2,614	2,544	2,212	2,523	2,152	2,422	2,326	2,391			
計	155,066	52,610	35,067	29,786	29,088	24,308	22,062	23,258	21,598			
	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度
小学校	25,295	26,614	21,733	16,294	12,858	9,462	9,114	6,206	5,659	6,051	5,551	5,087
中学校	26,828	29,069	25,862	23,234	20,801	19,383	19,371	16,635	14,562	15,159	13,915	12,794
高等学校	4,253	4,184	3,771	3,103	2,576	2,391	2,327	2,119	1,906	2,070	2,121	2,191
特殊教育諸学校	225	229	178	159	161	123	106	77	78	71	84	71
計	56,601	60,096	51,544	42,790	36,396	31,359	30,918	25,037	22,205	23,351	21,671	20,143
	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度					
小学校	60,897	48,896	40,807	34,766	36,909	33,124	117,384					
中学校	51,310	43,505	36,795	32,111	33,323	30,749	63,634					
高等学校	12,307	8,355	6,737	5,642	7,018	6,020	16,274					
特別支援学校 (特殊教育諸学校)	384	341	309	259	380	338	817					
計	124,898	101,097	84,648	72,778	77,630	70,231	198,109					
	25年度	26年度										
小学校	118,748	122,734										
中学校	55,248	52,971										
高等学校	11,039	11,404										
特別支援学校	768	963										
計	185,803	188,072										

(注1) 平成5年度までは公立小・中・高等学校を調査。平成6年度からは特殊教育諸学校、平成18年度からは国私立学校、中等教育学校を含める。
 (注2) 平成6年度及び平成18年度に調査方法等を改めている。
 (注3) 平成17年度までは発生件数、平成18年度からは認知件数。
 (注4) 平成25年度からは高等学校に通信制課程を含める。
 (出典) 文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」

①いじめ対策等総合推進事業

いじめの未然防止，早期発見・早期対応や教育相談体制の整備及びインターネットを通じて行われるいじめへの対応を充実するため、「いじめ対策等総合推進事業」を拡充し，地方公共団体におけるいじめの問題等への対応を支援しています*²²。

②いじめ防止対策協議会の開催

文部科学省では，学校関係者や各種職能団体等の関係団体から有識者の参画を得た「いじめ防止対策協議会」を開催し，いじめ防止対策推進法に基づく取組状況の把握と検証を的確に行うとともに，いじめの問題に取り組む関係者間の連携強化を図っています。平成27年度は，同協議会での議論を踏まえ，いじめにより不登校に至っている疑いがある場合の調査の指針を取りまとめました。

③全国いじめ問題子供サミットの開催

いじめを未然に防止するためには，子供たちが自らの手でいじめの問題に取り組み，解決につなげていく意識を高め，実行していくことが効果的です。このため，子供自身の主体的な活動の中核となるリーダーを育成するとともに，全国各地での多様な取組の実施を一層推進するため，平成26年度に引き続き，28年1月に「全国いじめ問題子供サミット」を開催しました。

④「ネットいじめ」への対応

近年，インターネットや携帯電話を利用したいじめ（「ネットいじめ」）が深刻な問題になっています。また，「ネットいじめ」のうち，ソーシャルネットワークサービス（SNS）でのいじめについては，第三者が閲覧できないため従来の取組で対応できない場合もあります。こうしたいじめの未然防止のためには，子供たちが自らの手でいじめの問題に取り組み，解決につなげていく意識を高め，実行していくことや情報モラルを身に付けさせることが重要です*²³。

文部科学省では平成26年度から，ネットパトロール監視員や民間の専門機関の活用等による学校ネットパトロールなど都道府県・指定都市における取組への支援を行っています。

（3）暴力行為

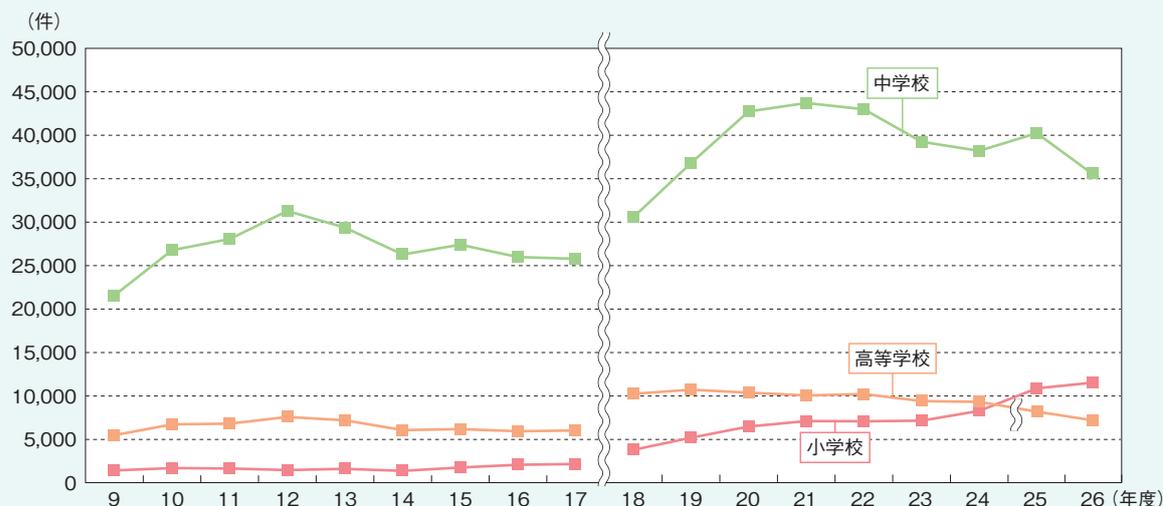
平成26年度，全国の国公立の小・中・高等学校の児童生徒が起こした暴力行為（対教師暴力・生徒間暴力・対人暴力・器物損壊）の発生状況は，学校内で発生したものが，全学校の25.6%に当たる約9,300校において約5万件，学校外で発生したものが，全学校の7.3%に当たる約2,700校において約4,300件となっており，依然として相当数に上っています（[表 2-4-17](#)）。

文部科学省では，平成25年度から「いじめ対策等生徒指導推進事業」において，暴力行為などの未然防止や早期発見・早期対応につながる取組，サポートチームなど関係機関とのネットワークを活用した取組などを実践する調査研究を実施しています。

*²² 参照：第2部第4章第8節 [2](#)

*²³ 参照：第2部第11章第1節 [5](#)

図表 2-4-17 学校内外における暴力行為発生件数の推移



	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
小学校	1,432	1,706	1,668	1,483	1,630	1,393	1,777	2,100	2,176	3,803	5,214	6,484	7,115	7,092	7,175	8,296	10,896	11,472
中学校	21,585	26,783	28,077	31,285	29,388	26,295	27,414	25,984	25,796	30,564	36,803	42,754	43,715	42,987	39,251	38,218	40,246	35,683
高等学校	5,509	6,743	6,833	7,606	7,213	6,077	6,201	5,938	6,046	10,254	10,739	10,380	10,085	10,226	9,431	9,322	8,203	7,091
合計	28,526	35,232	36,578	40,374	38,231	33,765	35,392	34,022	34,018	44,621	52,756	59,618	60,915	60,305	55,857	55,836	59,345	54,246

(注1) 平成9年度からは公立小・中・高等学校を対象として、学校外の暴力行為についても調査。

(注2) 平成18年度からは国私立学校も調査。また、中学校には中等教育学校前期課程を含める。

(注3) 平成25年度からは高等学校に通信制課程を含める。

(出典) 文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」

(4) 不登校

平成26年度の全国の国公私立の小・中学校の不登校児童生徒数は約12万3,000人、高等学校は約5万3,000人と、依然として相当数に上っています(図表2-4-18)。

文部科学省では、平成25年度から「いじめ対策等生徒指導推進事業」において、教育委員会が設置・運営し、不登校児童生徒の指導・支援を行う教育支援センター(適応指導教室)を活用した取組などについて調査研究を実施するとともに、NPO法人等の学校外の機関などに対して、不登校児童生徒の実態に応じた効果的な活動プログラムの開発などを委託しています。また、不登校の未然防止や不登校児童生徒への必要な支援の在り方等を検討するため、27年1月に「不登校に関する調査研究協力者会議」を立ち上げ、8月に中間まとめを公表しました。その中では、「児童生徒理解・教育支援シート」による困難を抱える児童生徒への細やかな支援、引継ぎによる組織的・計画的支援、不登校児童生徒を支援するための体制整備などが提言されており、これを受けて、28年4月から、不登校児童生徒への支援モデル事業として、教育支援センターの設置促進支援等を実施しています。

また、平成26年7月の教育再生実行会議「今後の学制等の在り方について」(第五次提言)において、「国は、小学校及び中学校における不登校の児童生徒が学んでいるフリースクール(略)などの学校外の教育機会の現状を踏まえ、その位置付けについて、就学義務や公費負担の在り方を検討する。」と提言されました。

この提言を踏まえ、現在、文部科学省では、フリースクール等で学ぶ子供たちへの支援について検討することとし、27年1月には「フリースクール等に関する検討会議」(座長:永井順國政策研究大学院大学客員教授)を立ち上げ、具体的な検討を進めています。

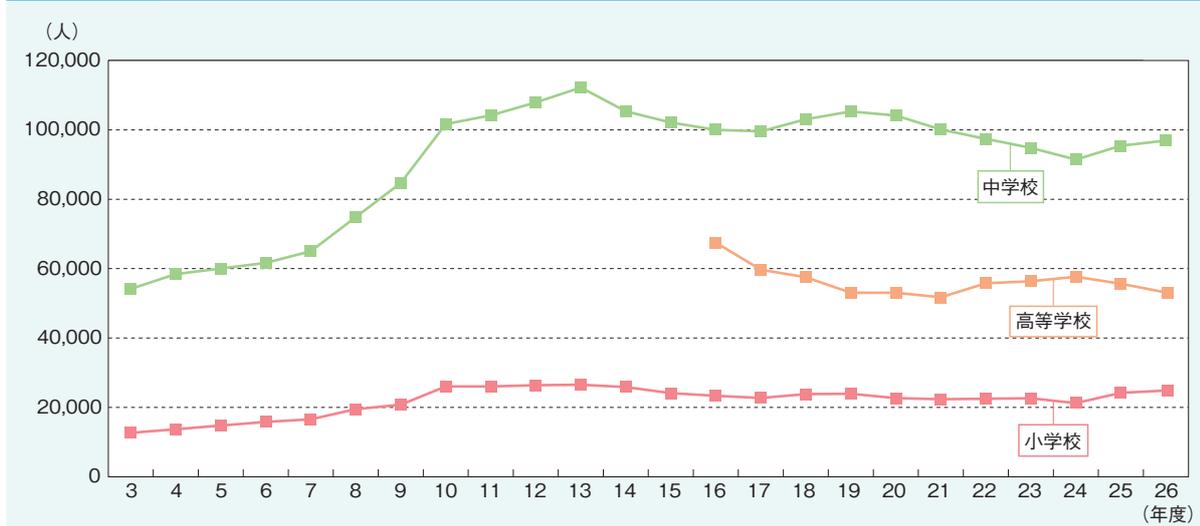
平成27年8月、実態を把握するため、「小・中学校に通っていない義務教育段階の子供が

通う民間の団体・施設に関する調査^{*24}」を初めて実施し、結果を公表しました。約9割の団体・施設が個別の学習、相談、カウンセリングを行っていること、1団体・施設当たりの子供の数は平均13人、有給・週5日以上勤務のスタッフ数は平均3人、月額の手当（授業料）の平均額は約3万3,000円であること等が明らかになりました。

さらに、フリースクール等で学ぶ不登校児童生徒への支援モデル事業を実施しています。

今後も、子供たちの学習機会を保障するため、学習面・経済面での支援体制を整えていく予定です。

図表 2-4-18 不登校児童生徒数の推移



	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度
小学校	12,645 (0.14)	13,710 (0.15)	14,769 (0.17)	15,786 (0.18)	16,569 (0.20)	19,498 (0.24)	20,765 (0.26)	26,017 (0.34)	26,047 (0.35)	26,373 (0.36)	26,511 (0.36)	25,869 (0.36)	24,077 (0.33)
中学校	54,172 (1.04)	58,421 (1.16)	60,039 (1.24)	61,663 (1.32)	65,022 (1.42)	74,853 (1.65)	84,701 (1.89)	101,675 (2.32)	104,180 (2.45)	107,913 (2.63)	112,211 (2.81)	105,383 (2.73)	102,149 (2.73)
小中合計	66,817 (0.47)	72,131 (0.52)	74,808 (0.55)	77,449 (0.58)	81,591 (0.63)	94,351 (0.75)	105,466 (0.86)	127,692 (1.06)	130,227 (1.11)	134,286 (1.17)	138,722 (1.23)	131,252 (1.18)	126,226 (1.15)
	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度		
小学校	23,318 (0.32)	22,709 (0.32)	23,825 (0.33)	23,927 (0.34)	22,652 (0.32)	22,327 (0.32)	22,463 (0.32)	22,622 (0.33)	21,243 (0.31)	24,175 (0.36)	25,864 (0.39)		
中学校	100,040 (2.73)	99,578 (2.75)	103,069 (2.86)	105,328 (2.91)	104,153 (2.89)	100,105 (2.77)	97,428 (2.73)	94,836 (2.64)	91,446 (2.56)	95,442 (2.69)	97,033 (2.76)		
小中合計	123,358 (1.14)	122,287 (1.13)	126,894 (1.18)	129,255 (1.20)	126,805 (1.18)	122,432 (1.15)	119,891 (1.13)	117,458 (1.12)	112,689 (1.09)	119,617 (1.17)	122,897 (1.21)		
高等学校	67,500 (1.82)	59,680 (1.66)	57,544 (1.65)	53,041 (1.56)	53,024 (1.58)	51,728 (1.55)	55,776 (1.66)	56,361 (1.68)	57,664 (1.72)	55,655 (1.67)	53,156 (1.59)		

(注1) 年度間に連続又は断続して30日以上欠席した児童生徒数のうち不登校を理由とする者について調査。不登校とは、何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により、児童生徒が登校しないまたはしたくともできない状況にあること（ただし、病気や経済的理由によるものを除く）をいう。

(注2) カッコ内は、全児童生徒数に占める不登校児童生徒の割合（％）。

(注3) 小・中学校の平成21年度までの値は確定値。

(注4) 高等学校は、平成16年度から調査。

(出典) 文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」

(5) 高等学校中途退学

平成26年度の全国の国公私立の高等学校における中途退学者数は約5万3,000人、在籍者に占める中途退学者の割合（中退率）は1.5%となっています（図表 2-4-19）。中途退学の理由としては、「学校生活・学業不適応」（34.9%）、「進路変更」（34.8%）などが挙げられます。

高等学校中途退学への対応については、各高等学校において、一人一人の生徒が主体的に

*24 参照：http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tyousa/1360614.htm

目標や意欲をもって学ぶことができるよう、生徒の能力・適性・興味・関心などに応じて魅力ある教育活動を展開するとともに、キャリア教育の充実、一層きめ細かな教育相談、ガイダンスを実施することなどが重要です。また、就職や他の学校への転・編入学など積極的な進路変更について支援していくことも大切です。

文部科学省では、教育相談体制の充実を図るため、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の配置を拡充しているほか、学校段階からの切れ目のない支援のため、地域若者サポートステーション等の関係機関と学校との連携を促進しています。

図表 2-4-19 高等学校における中途退学者数及び中途退学率の推移



	57年度	58年度	59年度	60年度	61年度	62年度	63年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
中退者数	106,041	111,531	109,160	114,834	113,938	113,357	116,617	123,069	123,529	112,933	101,194	94,065	96,401
中退率	2.3%	2.4%	2.2%	2.2%	2.2%	2.1%	2.1%	2.2%	2.2%	2.1%	1.9%	1.9%	2.0%
	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
中退者数	98,179	112,150	111,491	111,372	106,578	109,146	104,894	89,409	81,799	77,897	76,701	77,027	72,854
中退率	2.1%	2.5%	2.6%	2.6%	2.5%	2.6%	2.6%	2.3%	2.2%	2.1%	2.1%	2.2%	2.1%
	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度						
中退者数	66,243	56,947	55,415	53,869	51,781	59,923	53,391						
中退率	2.0%	1.7%	1.6%	1.6%	1.5%	1.7%	1.5%						

(注1) 平成16年度までは公・私立高等学校、平成17年度からは国・公・私立高等学校、平成25年度からは高等学校通信制課程も調査。
(注2) 中途退学率は、在籍者数に占める中途退学者数の割合。

(出典) 文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」

(6) 自殺

警察庁の自殺統計原票データに基づき内閣府が作成した統計では、平成26年中の小・中・高等学校の児童生徒の自殺者数は330人となっています。

文部科学省では、命の大切さを学ぶ教育などを通じて児童生徒の自殺の防止に取り組むとともに、その特徴や傾向などを考慮した対策を検討するため、平成20年度から有識者会議を開催し、児童生徒の自殺予防や、不幸にして自殺が起きたときの緊急対応に必要な学校・教職員向けの資料を作成し、各教育委員会や学校に配布してきました。26年度には、学校における自殺予防教育導入の手引である「子供に伝えたい自殺予防」、「子供の自殺が起きたときの背景調査の指針」の改訂版及び「子供の自殺等の実態分析」を作成しました。27年

度は、これらの審議のまとめについて、各教育委員会等の生徒指導担当者や校長・教頭などの管理職を対象に「児童生徒の自殺予防に関する普及啓発協議会」を開催し、周知を図っています。

2 生徒指導体制及び教育相談体制の整備・充実

児童生徒のいじめの問題などに適切に対処するためには、児童生徒の悩みや不安などを受け止めて、速やかに相談できるよう教育相談体制を整備することが重要です。

文部科学省では、学校等における教育相談体制を整備するために、児童生徒の臨床心理に関して高度に専門的な知識・経験を有するスクールカウンセラーや、教育分野に関する知識に加えて、社会福祉などの専門的な知識・技術を用いて、児童生徒が置かれた様々な環境へ働きかけ、関係機関などとのネットワークを活用して支援を行う専門家であるスクールソーシャルワーカーを配置する都道府県等に対して補助を行っています。

スクールカウンセラーについては、平成27年度は全公立中学校及び公立小学校1万4,000校にスクールカウンセラーを配置するために必要な経費の補助を行ったほか、貧困対策のための重点加配（600校）を新たに行いました。28年度予算では、全公立中学校に対するスクールカウンセラーの配置に加えて、引き続き、生徒指導上の大きな課題を抱える公立中学校等でスクールカウンセラーによる週5日の相談体制を実施し、常時生徒が相談できる体制づくりを推進します。また、公立小学校については、小中連携型配置の拡充による1万5,500校への配置と貧困対策のための重点加配（1,000校）に必要な経費を計上しています。

また、スクールソーシャルワーカーについては、各都道府県・指定都市、中核市に対して、平成27年度は2,247人の配置に必要な経費の補助を行いました。28年度予算では、3,047人分に拡充するとともに、貧困対策のための重点加配（1,000人）と質向上のためのスーパーバイザー配置（47人）に必要な経費を計上しています。

さらに、文部科学省では、夜間・休日を含め24時間いつでも子供のSOSを受け止めることができるよう、「24時間子供SOSダイヤル」を整備しています。これは、いじめ問題に限らず子供のSOSを社会全体で受け止める趣旨を明確化するため、平成27年4月に従来の「24時間いじめ相談ダイヤル」を改めたものです。なお、28年度からは同ダイヤルが無料化され、電話番号が「0120-0-78310」に改められます。

加えて、平成25年度から、都道府県や市区町村における、第三者的立場からいじめ問題等を調整・解決する取組や、外部専門家を活用して学校を支援する取組に対して補助を行っており、26年度からは、都道府県・指定都市における、ネットパトロール監視員や民間の専門機関の活用等による学校ネットパトロールの取組への支援を行っています。

3 体罰の禁止

体罰は、学校教育法第11条により厳に禁止されており、児童生徒の人権の尊重という観点からも許されるものではありません。また、体罰は、違法行為であるのみならず、児童生徒の心身に深刻な悪影響を与え、教員等及び学校への信頼を失墜させる行為であり、児童生徒に力による解決への志向を助長させ、いじめや暴力行為などの連鎖を生む恐れがあります。

しかし、平成24年度には、部活動中の体罰が背景にある生徒の自殺事案が発生し、大きな社会問題となりました。この事案や教育再生実行会議の第一次提言「いじめ問題等への対応について」を踏まえ、懲戒と体罰の区別等についてより一層適切な理解促進を図るとともに、教育現場において、児童生徒理解に基づく指導が行われるよう、「体罰の禁止及び児童生徒理解に基づく指導の徹底について」（平成25年3月13日付け 初等中等教育局長・スポーツ・青少年局長通知）を発出し、懲戒と体罰の区別について、具体例を示して分かりや

すく説明するとともに、部活動指導に当たっての留意事項を示しています。さらに、「体罰根絶に向けた取組の徹底について」（平成25年8月9日付け 初等中等教育局長・スポーツ・青少年局長通知）を発出し、厳しい指導の名の下で、若しくは保護者や児童生徒の理解を理由として、体罰や体罰につながりかねない不適切な指導を見逃してこなかったか、これまでの取組を検証し、体罰を未然に防止する組織的な取組、徹底した実態把握、体罰が起きた場合の早期対応及び再発防止策、事案に応じた厳正な処分など、体罰防止に関する取組の抜本的な強化を図るよう求めました。

平成27年12月には、国公私立学校における26年度に処分が行われた体罰の状況についてまとめた調査結果を公表し、体罰の実態を把握するとともに、その禁止の徹底に努めています。

運動部活動における体罰禁止の徹底については、平成25年3月に「運動部活動の在り方に関する調査研究協力者会議」を開催し、5月には運動部活動の指導者が、指導に当たって萎縮しないよう、また、体罰に頼らない指導の充実が図られるよう「運動部活動での指導のガイドライン」を策定しました。このガイドラインにおいては、運動部活動における指導と許されない指導の一定の考え方を示すとともに、運動部活動の指導に係る運営、体制等についても必要事項を掲載しています。

文部科学省では、このガイドラインを各学校等に周知し、運動部活動の現場から体罰を根絶するよう努めています。

第9節 道徳教育の充実

学校教育では、調和の取れた人間の育成を目指して、子供たちの発達の段階に応じた道徳教育を展開することとしています。幼稚園では、各領域を通して総合的な指導を行い、道徳性の芽生えを培うこととしています。小・中学校では、道徳の時間（週当たり1単位時間）を要として、各教科、総合的な学習の時間、特別活動などそれぞれの特質に応じて適切な指導を行い、学校の教育活動全体を通じて道徳教育を行うこととしています。高等学校では、人間としての在り方生き方に関する教育を、学校の教育活動全体を通じて行うことにより、その充実を図ることとしています。

文部科学省では、教育再生実行会議の第一次提言や、「道徳教育の充実に関する懇談会」の報告を踏まえ、「心のノート」を全面改訂して道徳教育用教材「私たちの道徳」を作成し、全国の小・中学生に配布しています。「私たちの道徳」は、平成26年度から、全国の小・中学校で使用されています。

また、中央教育審議会は、平成26年3月から道徳教育の在り方について議論を重ね、26年10月に「道徳に係る教育課程の改善等について（答申）」を取りまとめ、学習指導要領に示された内容をより体系的に学ぶことができるよう、小・中学校における従来の「道徳の時間」を「特別の教科 道徳」（仮称）として位置付けることなどを提言しました。

この答申を踏まえ、文部科学省においては、道徳の時間を「特別の教科 道徳」（道徳科）として位置付けることなどに係る学習指導要領の一部改正等を行いました。このことにより、答えが一つではない道徳的な課題を一人一人の児童生徒が自分自身の問題と捉え、向き合う、「考える道徳」、「議論する道徳」へと転換が図られるものと考えています。

今回の改正の主なポイントは次のとおりです。

- ①内容について、いじめの問題への対応の充実や発達の段階をより一層踏まえた体系的なものに改善
- ②問題解決的な学習や体験的な学習などを取り入れ、指導方法を工夫

③数値評価は引き続き実施せず，児童生徒の道徳性に係る成長の様子を継続的に把握

④道徳科に検定教科書を導入

今回の改正を踏まえ，小学校では平成30年度から，中学校では31年度からそれぞれ道徳科が実施されます。また，27年度から小・中学校それぞれの実施年度までの間は移行措置として，改正学習指導要領の趣旨を踏まえた取組が可能となっています。また，評価や指導要録の在り方等については，27年6月から「道徳教育に係る評価等の在り方に関する専門家会議」において検討を行っています。

さらに，文部科学省では，各地域の特色を生かした道徳教育を推進するため，外部講師の活用や，郷土の歴史や偉人などを取り上げた地域教材の作成，家庭・地域との連携を強化する取組など自治体における多様な取組を支援する「道徳教育の抜本的改善・充実に係る支援事業」を実施しています。

第10節 人権教育の推進

「日本国憲法」及び「教育基本法」の精神にのっとり，学校教育・社会教育を通じて人権尊重の意識を高める教育を推進することは重要です。「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」及び「人権教育・啓発に関する基本計画」（平成14年3月15日閣議決定，23年4月1日一部変更）に基づき，政府全体として人権教育・啓発を推進しています。学校教育においては，児童生徒の発達段階に応じて，学校の教育活動全体を通じて人権尊重の意識を高めるための指導を進めており，一人一人を大切にする教育の推進に努めています。

文部科学省では，学校教育の分野において，「人権教育の指導方法等の在り方について〔第3次まとめ〕」（平成20年3月）等を踏まえつつ，学校・家庭・地域社会が一体となった総合的な取組や学校における指導方法の改善充実について実践的な研究を行う「人権教育研究推進事業」を実施し，人権教育の先進的な取組の普及に努めています。

また，平成23年度から人権教育の全国的な推進を図るため，人権教育の実践事例の収集・公表を実施しており，27年度においては，49の事例を公表しました。このほか，22年度から開始した都道府県等の人権教育担当指導主事等を対象とする「人権教育担当指導主事連絡協議会」を引き続き開催しており，人権教育の重要性について改めて認識を共有するとともに，国連「児童の権利に関する条約」等について引き続き周知を図っています。

さらに，平成27年度には「性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細かな対応の実施等について」（平成27年4月30日付け 初等中等教育局児童生徒課長通知）を発出し，学校における適切な教育相談の実施等を促しています。また，28年4月には教職員の理解促進のため「性同一性障害や性的指向・性自認に係る，児童生徒に対するきめ細やかな対応等の実施について（教職員向け）」を公表し，全国の教育委員会等に周知しています。

学校は、子供たちの健やかな成長と自己実現を目指して教育活動を行うところであり、子供の健康と安全を保つことは重要です。文部科学省では、学校における食育の推進、心と体の健康問題への対応、登下校時を含めた学校における子供の安全確保に向けた施策に取り組んでいます。

1 食育，学校給食の推進

(1) 栄養教諭を中心とした指導の充実

近年の子供の食を取り巻く環境の変化に対応するためには、学校において、栄養教諭が中心となって各教職員が連携・協力して食育を推進する体制を整備し、給食の時間をはじめ各教科や特別活動、総合的な学習の時間等、学校の教育活動全体を通じて体系的・継続的に食に関する指導を行うことが重要です。

現行の学習指導要領では、総則に「学校における食育の推進」を明記するとともに、家庭科、体育科など関連する科目等においても食育の観点からの記述を充実しています。

さらに、文部科学省では、平成26年度から、栄養教諭を中心に大学や企業、生産者、関係機関等と連携し、食育を通じた学力向上、健康増進、地産地消の推進、食文化理解などについて取り組む「スーパー食育スクール事業」を実施しています。

(2) 学校給食について

学校給食は、栄養バランスの取れた豊かな食事を子供に提供することによって子供の健康の保持増進を図ることに加え、食に関する指導を効果的に進めるための教材として活用することができるなど大きな教育的意義を持っています。平成26年5月現在、小学校では2万380校（全小学校の99.2%）、中学校では9,210校（全中学校の87.9%）、全体で3万1,021校が学校給食を実施しています（[図表 2-4-20](#)）。

図表 2-4-20 学校給食実施状況

区 分		全国総数	完全給食		補食給食		ミルク給食		計	
			実施数	百分比	実施数	百分比	実施数	百分比	実施数	百分比
小 学 校	学 校 数	20,543	20,222	98.4	81	0.4	77	0.4	20,380	99.2
	児 童 数	6,600,006	6,525,827	98.9	11,816	0.2	12,353	0.2	6,549,996	99.2
中 学 校	学 校 数	10,482	8,534	81.4	52	0.5	624	6.0	9,210	87.9
	生 徒 数	3,520,730	2,662,518	75.6	9,590	0.3	223,959	6.4	2,896,067	82.3
特 別 支 援 学 校	学 校 数	1,093	955	87.4	2	0.2	15	1.4	972	88.9
	幼 児・児 童・生 徒 数	135,617	119,151	87.9	65	0.0	946	0.7	120,162	88.6
夜 間 定 時 制 高 等 学 校	学 校 数	588	346	58.8	110	18.7	3	0.5	459	78.1
	生 徒 数	92,268	24,736	26.8	5,166	5.6	422	0.5	30,324	32.9
計	学 校 数	32,706	30,057	91.9	245	0.7	719	2.2	31,021	94.8
	幼 児・児 童・生 徒 数	10,348,621	9,332,232	90.2	26,637	0.3	237,680	2.3	9,596,549	92.7
(参考) 幼 稚 園	園 数	12,441	6,159	49.5	820	6.6	532	4.3	7,511	60.4
	幼 児 数	1,557,461	836,456	53.7	87,305	5.6	46,981	3.0	970,742	62.3

※中学校には中等教育学校前期課程を含む。

各学校では、学校給食の食材として地域の産物を活用したり、地域の郷土料理・伝統料理などを献立に活用したりする取組が進められています。第3次食育推進基本計画では、平成32年度までに、学校給食における地場産物の使用割合を30%以上、学校給食における国産

食材の使用割合を80%以上とすることを目指すとされています。

また、米飯給食は、伝統的な食生活の根幹であり米飯に関する望ましい食習慣を児童生徒に身に付けさせるなどの教育的意義を持っています。平成26年度の週当たりの米飯給食の実施回数は全国平均で3.4回となっています。

学校給食における食物アレルギーを持つ児童生徒への対応については、従来、「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン（平成20年3月）」（以下、「ガイドライン」という。）や通知等によって、学校長をはじめとした校内体制の整備のほか、保護者や主治医等と十分な連携を図りつつ、個々の児童生徒の状況に応じた対応に努めることなどを指導してきました。

文部科学省では、平成24年に発生した死亡事故を受けて開催した有識者会議の最終報告を踏まえ、26年度に、学校におけるアレルギー対応の改善・充実のための資料として、「学校給食におけるアレルギー対応指針」、「ガイドライン要約版」、「学校におけるアレルギー疾患対応資料（DVD）」を作成し、全国の教育委員会や学校等へ配布し、全教職員に対する理解の促進と事故防止の徹底を図っています。

2 学校保健の充実

（1）子供の健康課題に対する総合的な取組

現代の多様化・深刻化する子供の健康課題に対応するため、心の健康や性に関する問題、喫煙、飲酒、薬物乱用防止について記述した「児童生徒の心と体を守る啓発教材」を作成し、全国の小学校5年生、中学校1年生、高等学校1年生等に配布しました。

また、退職した養護教諭をスクールヘルスリーダーとして派遣する事業を実施したり、メンタルヘルスの問題、各種感染症、アレルギー疾患など学校だけでは解決することができない児童生徒の現代的な健康問題について地域検討委員会を設置し地域の医療機関等と連携して解決を図る事業や、各地域における健康教育に関する指導者育成に係る事業を実施したりするなど様々な施策を講じています。

さらに、学校、家庭、地域の専門機関等が連携し、学校における健康課題を協議することによって児童生徒等の健康づくりを推進する学校保健委員会の設置を推進しており、平成26年度の設置率は94.1%と高い水準を実現しています。

（2）がん教育の推進

がん対策については、厚生労働省が中心となって、「がん対策基本法」の下で政府が策定する「がん対策推進基本計画」に基づいて行われており、現在は平成24年度から28年度までの第二期の計画期間となっています。同計画では、今後5年以内の健康教育におけるがん教育の検討や実施についても盛り込まれています。

文部科学省では、同計画の達成に向けて、平成26年度からがん教育の推進に取り組んでいます。27年度においては、国においてがん教育教材の作成を行うとともに、各都道府県等が主体的に行うがん教育に関する取組に対して支援を行うことによって各地域におけるがん教育の充実を図っています。

（3）児童生徒等の健康診断の充実

学校における健康診断は、児童生徒の健康の保持増進を図り、学校教育の円滑な実施とその成果の確保に資するため重要です。「今後の健康診断の在り方等に関する検討会」で健康

診断の在り方について検討した結果を踏まえ、「身長曲線・体重曲線」*25を用いることによって、成長障害等の異常の発見や発育の評価を効果的に行うことができることから、これらの活用を促進することを前提として座高測定を、衛生状態の改善によって検出率が極めて低い水準となった寄生虫検査をそれぞれ健康診断の必須項目から削除しました。

文部科学省では、平成28年度からの実施に向けて「児童生徒の健康診断マニュアル」を改訂し、具体的な実施方法等について周知しています。

(4) 感染症への対応

学校における感染症*26の流行予防は、教育の場・集団生活の場として望ましい学校環境を維持するとともに、児童生徒等が健康な状態で教育を受けるためにも重要です。

平成24年度には、学校保健安全法施行規則を改正し、髄膜炎菌性髄膜炎を新たに学校において予防すべき感染症に追加するとともに、インフルエンザ等の出席停止の期間の基準を改正しました。これらの改正等を踏まえ、教職員や医療関係者を対象とした指導参考資料「学校において予防すべき感染症の解説」*27を作成し、25年5月に公表しました。また、26年度においても同規則を改正し、第一種の感染症に新たに中東呼吸器症候群及び特定鳥インフルエンザを追加しました。

(5) 学校におけるアレルギー疾患への対応

近年、アトピー性皮膚炎など児童生徒のアレルギー疾患の問題が指摘されており、学校における対応が重要となっています。平成19年に「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」及び「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）」が文部科学省の監修で作成され、20年から各学校等に配布されています。また、22年度から、学校におけるアレルギー疾患の対応の充実を図るため、教職員や指導主事などを対象とする講習会を毎年全国6か所で開催しており、26年度からは全国10か所に拡大し、同ガイドラインなどの普及啓発を一層推進しています。

(6) 心の健康問題への対応

社会環境や生活環境の急激な変化が、子供の心身の健康に大きな影響を与えており、学校生活においても生活習慣の乱れ、いじめ、不登校などの心の健康問題が顕在化しています。文部科学省では、教職員などの学校関係者が、メンタルヘルスについての正しい知識を持って児童生徒に対応することができるよう、子供の心のケアシンポジウムを開催しています。

(7) 薬物乱用防止教育の充実

近年の青少年の薬物乱用問題については、これまでの諸対策によって、薬物は絶対に使うべきではないと考える児童生徒の割合が高くなるなど規範意識の向上が見られ、少年の薬物事犯の検挙人員及び検挙人員全体に占める割合は長期的には減少・低下傾向を示すなど、一定の成果が認められています。一方、大麻事犯については、平成27年中の大麻事犯全体の約48%を少年及び20歳代までが占めており、依然として若者を中心に乱用されている状況

*25 身長曲線・体重曲線：子供の身長・体重の記録を描くことで得られる曲線と、年齢別の身長・体重のパーセントイル値を曲線つないで作成した標準的なグラフを比較し、各自の発育経過を確認するもの。

※パーセントイル値とは、日本語では百分位のこと。同姓同年齢の児童生徒が100人いて背の低い方から高い方に並んだ時、身長が5パーセントイルということは前から5番目に当たる身長、90パーセントイルは前から90番目に当たる身長ということになる。

*26 学校において予防すべき感染症は、学校保健安全法施行規則第18条により第一種から第三種に分けられている（第一種：エボラ出血熱、ペスト、特定鳥インフルエンザなど、第二種：インフルエンザ、百日咳、麻しん、風しん、結核、髄膜炎菌性髄膜炎など、第三種：コレラ、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフスなど）。

*27 参照：http://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/hoken/1334054.htm

がうかがえることが指摘されています。また、近年、合法ハーブ等と称して販売される危険ドラッグ等、乱用される薬物が多様化しており、若者への広がり懸念されています。

文部科学省では、全ての中学校及び高等学校において、年に1回は薬物乱用防止教室を開催するとともに、地域の実情に応じて小学校においても薬物乱用防止教室の開催に努めるなど、薬物乱用防止に関する指導の一層の徹底を図るよう都道府県教育委員会等を指導しています。また、高等学校学習指導要領「保健体育」において新たに大麻を扱うこととし、大麻の有害性・危険性に関する指導を充実するなど、薬物乱用防止教育の推進に努めています。さらに、薬物乱用防止教室の指導者を対象とした講習会等の開催や、大学生等を対象とした薬物乱用防止のためのパンフレットの作成・配布等を通して、合法ハーブ等と称して販売される危険ドラッグ等、多様化する乱用薬物に関する啓発の強化を図っています。

(8) 学校における性に関する指導の充実

学校における性に関する指導は、児童生徒に性に関する知識を理解させるとともに、生命の尊重や自己及び他者の個性を尊重し、相手を思いやり、望ましい人間関係を構築するなど、適切な行動を取ることができるようにすることを目的としており、体育科、保健体育科、特別活動、道徳などを中心に学校教育活動全体を通じて指導することとしています。なお、指導に当たっては、①児童生徒の発達の段階を踏まえること、②学校全体で共通理解を図ること、③保護者の理解を得ることなどに配慮すること、④個々の児童生徒の状況等に応じ、集団指導と個別指導の内容を区別して効果的に行うことなどに配慮することが大切です。

文部科学省では、これまで指導主事や教職員を対象とした「性に関する講習会」を開催してきましたが、平成27年度から「学校保健講習会」に統合し、妊娠・出産を含む性に関する今日的課題や効果的な指導方法について周知しています。

3 学校安全の推進^{*28}

(1) 子供の安全に関する総合的な取組

「学校保健安全法」では、学校安全を取り巻く今日的な課題に対して学校全体としての取組体制を整備充実させるために、学校の施設・設備の安全点検、日常生活における安全に関する指導などを含めた学校安全計画の策定・実施や危険等発生時の対処要領の作成など学校安全に関する規定が充実されました。また、学校のみでは解決が難しい課題にも対応できるよう、地域の関係機関との連携の推進に係る努力義務が規定されました。

また、同法に基づき、平成24年4月に国としての「学校安全の推進に関する計画」^{*29}を策定し、各学校における安全に関する取組を総合的かつ効果的に推進しています。

(2) 学校での子供の安全確保の充実

学校は児童生徒等が安心して学習を行うことが求められる場所であり、学校においてその安全な環境を整備し、事件・事故を防止するための取組を進める必要があります。

このため、安全対策として実施する監視カメラや非常通報装置、自動体外式除細動器(AED)の設置などに関する経費に対して地方財政措置が講じられています。また、文部科学省では、教職員の校内研修や職員会議などで活用できる教職員向け学校安全資料を作成しています。このほか、学校、教育委員会、道路管理者、警察などの関係機関が連携して実施する通学路の交通安全対策を促すとともに、各地域における定期的な合同点検の実施や対策の改善・充実等の継続的な取組を促すなど、通学路における交通安全の確保に向けた取組を

^{*28} 防災教育については、第2部第2章第4節■参照

^{*29} 参照：http://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/anzen/1320286.htm

推進しています。

また、学校の管理下で発生した様々な事故の教訓を踏まえ、平成26年度から「学校事故対応に関する調査研究」有識者会議を開催しており、今後同様のことが起こることのないよう、事故の再発防止と事故後の対応の在り方に関する指針を28年3月に取りまとめました^{*30}。

なお、現下の国際テロ情勢が一段と厳しさを増している中、平成28年度に伊勢志摩サミット等が開催されることを踏まえ、各教育委員会等に対して、国際テロの脅威を認識した上での学校安全管理体制の充実を図るよう促しました。

(3) 地域ぐるみで子供の安全を守る環境整備

学校内のみでなく登下校時を含めた子供の安全を確保するためには、地域社会全体で子供の安全を見守る体制の整備が必要です。先進事例として、例えば、セーフティプロモーションスクール^{*31}の取組が挙げられます。

また、文部科学省では、平成17年度から学校安全ボランティアを活用した地域ぐるみでの学校内外における子供の安全を見守る体制の整備に努めています。例えば、警察官OB等がスクールガード・リーダー^{*32}として学校を巡回したり、学校安全ボランティアに対して警備のポイントなどを指導したりするなどの各地域における子供の見守り活動に関する取組を支援しています。

(4) 実践的な安全教育の充実

平成23年度から25年度にかけて全面実施されている小学校学習指導要領、中学校学習指導要領及び高等学校学習指導要領では、総則に安全に関する指導について新たに規定するとともに、体育科、保健体育科、特別活動など関連する各教科などにおいても指導の内容の充実を図っています。

学校における安全教育においては、児童生徒等が自他の生命を尊重し、日常生活全般における安全のために必要な事柄を実践的に理解し、生涯を通じて安全な生活を送ることができるような態度や能力を養う安全教育を、生活安全・交通安全・災害安全のそれぞれの分野において行うことが重要です。特に、子供の安全を確保するためには、子供自身に危険を予測し、危険を回避する能力を養成するよう実践的な安全教育を推進する必要があります。このため文部科学省では、学習指導要領の改訂などを踏まえ、学校における安全教育の教職員用の参考資料「『生きる力』をはぐくむ学校での安全教育」(平成22年3月)、「『生きる力』を育む防災教育の展開」^{*33}(25年3月)の改訂を行いました。このほかにも、各種の教職員用の参考資料や教材を作成しています。

平成26年度には、防災教育をはじめとした安全教育が各学校において確実に実施されることが重要であるとの認識の下で、中央教育審議会スポーツ・青少年分科会学校安全部会において、安全教育に関する諸課題について審議し、教育課程全体の中で検討するに当たって必要な視点に関する意見を取りまとめました。

また、平成24年度から東日本大震災の教訓を踏まえた新たな防災教育の指導方法の開発・普及等を行う実践的防災教育総合支援事業を実施し、27年度からは、防災教育を中心として、交通安全、防犯を含めた「防災教育を中心とした実践的安全教育総合支援事業」を実施し、各学校における防災教育をはじめとした実践的な安全教育を支援しています。

^{*30} 「学校事故対応に関する指針」・参照：http://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/anzen/1369565.htm

^{*31} セーフティプロモーションスクール：学校が地域の学校安全関係者や関係機関等と連携・協力し、PDCAサイクルに基づく学校安全計画の評価と次年度計画への反映等、安全推進の取組を継続的に実践する学校を認証する大阪教育大学による取組

^{*32} スクールガード・リーダー：学校等を巡回し、学校安全体制及び学校安全ボランティアの活動に対して専門的な指導を行う者

^{*33} 参照：http://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/anzen/1289310.htm

第12節

きめ細かで質の高い教育に対応するための教職員等の指導体制の整備

1 教員の資質能力の向上

(1) 教員の養成・採用・研修の一体的な取組

学校教育の充実には、その直接の担い手である教員の資質能力に負うところが極めて大きく、教員の資質能力の向上は子供たちの教育の充実を図る上で重要な政策課題です。子供たちに確かな学力や規範意識を身に付けさせ、社会を生き抜く力を養成する必要があるとともに、学校現場においては、アクティブ・ラーニングの視点からの授業改善、ICTを用いた指導、道徳、英語、特別支援教育など新たな教育課題への対応が求められています。このため、教員としての高い使命感や倫理観とともに、こうした課題に適切に対応できる、高い専門性と実践的な指導力などを十分に備えた教員が必要とされています。

このような課題を踏まえ、「これからの学校教育を担う教員の資質能力の向上について～学び合い、高め合う教員育成コミュニティの構築に向けて～」(答申)(平成27年12月 中央教育審議会)が取りまとめられました。今後は、本答申等を踏まえ、教職生涯にわたって資質能力を向上させていく重要性に鑑みた教員育成の改善を図っていく必要があります。

① 教員養成における改善・充実

平成26年11月、中央教育審議会初等中等教育分科会教員養成部会は、小中一貫教育に対応した教員免許制度の在り方について「これからの学校教育を担う教員の在り方について—小中一貫教育制度に対応した教員免許制度改革—(報告)」を取りまとめました。本報告における「小中一貫教育学校(仮称)の教員の免許状について(中略)小学校及び中学校の教員免許状の併有をもって対応することが適当である」、「小中一貫教育学校(仮称)において、両免許状の併有者の確保をより一層円滑に行えるようにする必要がある」等の提言を踏まえ、義務教育学校の教員に必要な免許状を規定した教育職員免許法の改正や、隣接学校種の免許状の併有を促進するための方策を創設した教育職員免許法施行規則の改正を行いました。

また、平成26年度から引き続き「総合的な教師力向上のための調査研究事業」を実施しており、主体的・協働的学びの実現やICTの活用、特別支援教育や外国語教育への対応などの教育課題に対応するための教員養成カリキュラム開発に向けた取組を支援しています。

② 教員採用における取組

文部科学省では、真に教員としての適性を有する人材の確保の観点から、各都道府県教育委員会等における採用選考の改善を促しています。都道府県教育委員会等では、学力試験の成績だけでなく、面接試験や実技試験の実施、受験年齢制限の緩和、様々な社会経験を適切に評価する特別の選考等を通じて、人物評価を重視する方向で採用選考方法が改善されています。平成27年度に実施された採用選考では、個性豊かで多様な人材を確保するため、教職経験や民間企業等での勤務経験を有する者、英語に関する資格を持つ者、スポーツ・芸術での技能や実績を持つ者等を対象とした特別の選考などが実施されました(図表2-4-21)。

図表 2-4-21 平成27年度実施公立学校教員採用選考 実施方法等

(全68都道府県・指定都市等教育委員会)

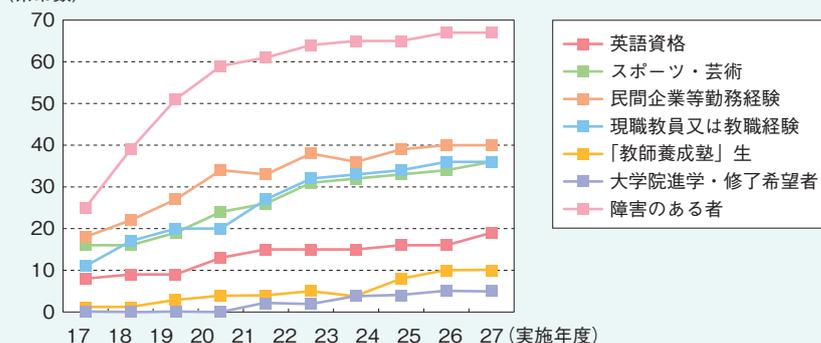
①受験年齢制限の緩和状況

(単位：県市)

	制限なし	51～58歳	41～50歳	36～40歳	35歳以下
平成17年度実施	7	0	8	28	18
平成22年度実施	15	1	14	32	4
平成27年度実施	25	1	24	18	0

②特別の選考の実施状況

(県市数)



③採用選考の公表状況

(単位：県市)

	試験問題の公表	解答の公表	配点の公表	採用選考基準の公表	成績の本人への開示
平成17年度実施	61	44	—	14	60
平成22年度実施	66	66	66	66	66
平成27年度実施	68	68	68	68	68

(出典) 文部科学省初等中等教育局教職員課「教員採用等の改善に係る取組事例」

また、全ての都道府県教育委員会で採用選考基準を公表するなど、採用選考の透明性や不正防止の取組を行っています。

なお、条件附採用期間制度^{*34}を適正に運用し、新規採用者の教員としての適格性を見極めるよう、各教育委員会の取組を促進しています。

加えて、幅広い経験を持ち、優れた知識や技術などを持っている社会人や地域住民が、様々な形で学校教育に参加することも、学校教育の多様化・活性化を図るために極めて重要です。現在、教員免許状を取得していなくとも、各教科や総合的な学習の時間の一部などを担当することができる特別非常勤講師制度の活用が広がっており、平成26年度の活用件数は、全国で2万61件となっています。

さらに、優れた社会経験のある者を学校現場に迎え入れるため、特別免許状を授与し、教諭の職に就くことができる制度が整備されており、都道府県教育委員会等が行う採用選考において、特別免許状の授与を前提とした社会人選考も行われています。また、都道府県教育委員会による特別免許状の積極的な授与に資するとともに、特別免許状所有者による教育の質を担保するため、「特別免許状の授与に係る教育職員検定等に関する指針」を作成し、各都道府県教育委員会に対し通知しました(平成26年6月)。これに加えて、特別免許状を授与する際に都道府県教育委員会が意見を聴く者について弾力化する制度改正を行いました

*34 条件附採用期間制度：採用選考において一定の能力実証を得た者について真に実務への適応能力があるかどうかを見極める制度であり、児童生徒の教育に直接携わる教諭・助教諭・講師については、その職務の専門性等から特に、条件附採用期間が1年間とされ、かつ、その間に初任者研修を受けることとなっている。

(平成28年3月)*³⁵。

このほか、平成26年度から引き続き「総合的な教師力向上のための調査研究事業」を実施しており、特別免許状などを活用した社会人登用の仕組みの構築を支援するとともに、都道府県教育委員会等が教員志望者を対象として、新規採用教員の円滑な入職や学校における最低限の実践的指導力獲得のために行っているいわゆる「教師塾」を拡充し、学生の段階から、より実践的な指導力を育成できるよう、指導体制の検証や大学と連携したプログラム開発を行う取組を支援しています。

③現職教員研修の充実

教員には、その職責を遂行するため絶えず研究と修養に努めることが求められており、様々な研修が実施されています。

国では、独立行政法人教員研修センターにおいて、各地域で学校教育において中心的な役割を担う校長・副校長・教頭などに対する学校経営研修や、喫緊の重要課題について地方公共団体が行う研修の講師や企画・立案などを担う指導者を養成するための研修等により、地域の中核となるリーダーを育成しています。さらに、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」(平成25年12月24日閣議決定)において、本センターの機能強化が言及されました。これを踏まえ、平成27年度に「次世代型教育推進センター」を設置し、今後求められる新たな学びの指導方法等について、教員の指導力向上のための研修プログラムモデルの構築に取り組んでいます。また、教員養成の高度化と研修の質の向上に寄与することを目的として、教員の研修に関連する諸課題に的確に対応するため、教員研修センターと日本教職大学院協会及び宮城教育大学と連携協力協定を締結し、大学・行政・同センターの強固なネットワーク構築に着手しました。

また、平成26、27年度において、「総合的な教師力向上のための調査研究事業」を実施し、教育委員会と大学をはじめとする関係機関が連携した、養成・採用・研修・管理職育成の各段階における先導的取組を支援しています。

さらに、平成27年度において、複数の学校種を通貫した教育、小学校高学年における専科指導の推進、小中一貫教育の制度化に対応するため、教職大学院を活用しつつ、現職教員の研修環境の充実を図るとともに、隣接校種等の新たな免許状取得を促進する講習等を開発する事業を実施しています。

都道府県教育委員会等においては、教員がその経験、能力、専門分野等に応じて必要な研修を受けることができるよう、初任者研修、10年経験者研修、長期社会体験研修、大学院等派遣研修等が行なわれています。

加えて、教員が定期的に最新の知識技能を身に付けることで、自信と誇りを持って教壇に立ち、社会の尊敬と信頼を得ることを目的として、平成21年4月から教員免許更新制が実施されています。

当該制度は、制度施行後5年を経過した場合に制度の運用状況等について検討を加え、必要に応じ改善を行うものと法律で定められています。また教員が、グローバル化等の社会の急激な変化を受けて、現代的な教育課題に対応する指導力を身に付ける必要性が指摘されており、これに対応するため、免許状更新講習に係る枠組みや内容の見直しが求められています。このため、これまでの教員免許更新制度に係る諸問題を整理し、教員が職務の遂行に必要な現代的な教育課題について、その時々に応じた最新の知識・技能を修得することができるよう、専門的な見地から検討を行うとともに、今後の教員免許更新制度のより良い運用に向けた改善策の検討を行い、「教員免許更新制度の改善について」(報告)(教員免許更新制度

*³⁵ 参照：http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/kyoin/1326555.htm

の改善に係る検討会議（平成26年3月）を取りまとめました。本報告を踏まえ、免許状更新講習について、これまでの必修領域を精選するとともに、学校種・免許種や教職経験に応じて現代的な教育課題を適時に多くの受講者が学べ、かつ、現職研修経験に応じて履修内容を調整できる領域として選択必修領域を導入するなど、その枠組みや内容の見直しに係る省令改正を行い、28年4月から施行しました。28年4月以降、免許状更新講習の内容は以下の三つの領域に定められた事項となっています。

- (i) 必修領域（全ての受講者が受講する領域）（6時間以上）
- (ii) 選択必修領域（受講者が所有する免許状の種類、勤務する学校の種類又は教育職員としての経験に応じ、選択して受講する領域）（6時間以上）
- (iii) 選択領域（受講者が任意に選択して受講する領域）（18時間以上）

（2）教職員評価と優秀教職員表彰、指導が不適切な教員への対応

①教職員評価に関する取組

教職員評価については、組織的な取組、業務改善、地域との協働について評価するなど学校組織全体の総合力を向上させる工夫や、教職員自身による特長や課題の認識、面談等における管理職との認識共有を通じて人材育成に資する工夫を行うなど、一層の改善充実に努めることが重要です。

地方公務員について、人事評価制度の導入等によって能力及び実績に基づく人事管理の徹底を図ること等を目的として、「地方公務員法」の一部が改正され、平成28年4月1日から施行されました。

従来、教育公務員を含む地方公務員の勤務評定については、「地方公務員法」第40条等に基づき、任命権者たる教育委員会が、職員の執務について定期的に勤務成績の評定を行い、その評定の結果に応じた措置を講ずることとされていましたが、今回の法改正により、勤務成績の評定に代わり、職員がその職務を遂行するに当たり発揮した能力及び挙げた業績を把握した上で行われる人事評価制度が導入されました。人事評価制度においては、能力・業績の両面からの評価により実施され、評価基準の明示や自己申告、面談、評価結果の開示などの仕組みにより客観性等を確保しつつ、評価結果が任用、給与、分限その他の人事管理にも活用されることとなります。

文部科学省では、これまでも、評価結果を人事、給与、優秀教職員表彰、当該教職員の資質向上に必要な研修機会の付与等に活用するよう促してきました。現在も各教育委員会において、既に能力評価や業績評価等による人事評価が実施され、評価結果が適切に活用されています。文部科学省では、各教育委員会に対して、今回の「地方公務員法」の改正の趣旨の通り、教職員評価を活用した人事管理に一層努めるよう促しています。

②優秀教職員表彰に関する取組

優秀な教職員を表彰することは、当該教職員の意欲の向上と更なる活躍につながるとともに、教職員の模範となることを通して、他の教職員の意欲及び資質能力の向上に資するものであり、学校教育全体の活性化を図るための重要な取組の一つです。平成26年度には、67都道府県・指定都市のうち59の教育委員会が優秀教員表彰の取組を実施しています。文部科学省においても、18年度から文部科学大臣優秀教職員表彰を実施してきました。27年度においては、全国の国公私立学校の現職の教職員のうち、学校教育における教育実践等に顕著な成果を上げた者の中から、都道府県・指定都市教育委員会などが候補者を推薦し、803人が表彰されました。

③指導が不適切な教員への対応

教員の指導は、心身ともに発達段階にある児童生徒に大きな影響を及ぼすものであること

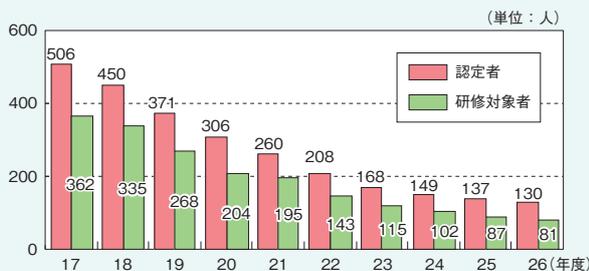
から、指導が不適切な教員が児童生徒の指導に当たることがないようにしなければなりません。指導が不適切な教員の認定及び指導改善研修等の実施に当たっては、人事評価の結果を活用するとともに、文部科学省が取りまとめた「指導が不適切な教員に対する人事管理システムのガイドライン（平成20年2月8日）」などを踏まえて、公正かつ適正に実施するよう、引き続き各教育委員会を促していきます。

また、指導が不適切であるとの認定までには至らないものの、指導に課題があるとされた教員については、その資質・能力の向上のための対策に取り組むほか、条件附採用制度を適切に運用するなどして、人事管理システムの公正かつ適正な運用に努めるよう、各教育委員会に促しています（図表2-4-22）。

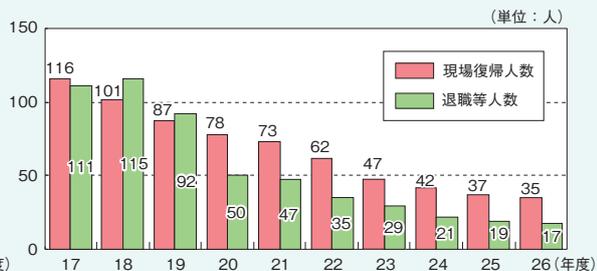
図表 2-4-22 指導が不適切な教員の認定者数等について（平成26年度）

認定者数 総数 (①+②+③)	うち26年度 新規認定者	①26年度に研修を受けた者							② 研修受講予定者の うち、別の措置が なされた者 (依願退職2 病気休職2)	③ 27年度からの 研修対象者	
		現場 復帰	依 願 退 職	分 限 免 職	分 限 休 職	転 任	研 修 継 続	その他 (病気による 研修中止5)			
130	64	77	35	13	1	1	3	19	5	4	49

指導が不適切な教員の認定者数の推移



指導が不適切な教員のうち現場復帰または退職等した者



(注) 退職等人数には、依願退職、分限免職、転任が含まれる。

(3) 非違行為を行う教員に対する厳正な対処

わいせつ行為や体罰などの非違行為は、それ自体許されないものであるだけでなく、教員に対する信頼、ひいては学校教育全体に対する信頼を著しく損なうものです。

体罰事案については、各教育委員会において引き続き、体罰の未然防止、徹底した実態把握及び早期対応に努めるとともに、体罰を行ったと判断された教員については、客観的な事実関係に基づき厳正な処分などを行うよう促しています。特に、児童生徒に傷害を負わせるような体罰を行った場合、児童生徒への体罰を常習的に行っていた場合、体罰を起こした教育職員が体罰を行った事実を隠蔽した場合などについては、より厳重な処分を行うよう各教育委員会に対し指導しています。

また、児童生徒に対するわいせつ行為などについては、教員として絶対に許されないものであり、各教育委員会において対策を強化するとともに、こうした非違行為があった場合には、原則として懲戒免職とするなど、厳正な対応をするよう指導しています。あわせて、文部科学省では、各教育委員会に対して、懲戒処分全般の基準を作成することや、処分事案について、児童生徒などのプライバシー保護に十分配慮しつつ、できるだけ詳しい内容を公表するよう指導し、教職員の服務規律の一層の確保を促しています（図表2-4-23）。

図表 2-4-23 公立学校教育職員に係る懲戒処分等の状況について（平成26年度）

(単位：人)

処 分 事 由	① 懲戒処分		② 訓告等	合計 (①+②)		(参考) 最近10年間で最も多かった件数 (年度)
		前年度比			前年度比	
交通違反・交通事故	273	▲11	2,642	2,915	▲182	3,225 (24年度)
争議行為	6	6	0	6	6	13,623 (19年度)
体罰	234	▲176	718	952	▲3,001	3,953 (25年度)
わいせつ行為等	183	3	22	205	0	205 (25・26年度)
公費の不正執行又は手当等の不正受給	25	2	160	185	134	371 (21年度)
国旗掲揚・国歌斉唱の取扱いに係るもの	6	▲15	2	8	▲13	135 (16年度)
個人情報の不適切な取扱いに係るもの	31	0	806	837	582	837 (26年度)
その他の服務違反等に係るもの	194	▲19	4,375	4,569	2,657	4,680 (24年度)
合 計	952	▲210	8,725	9,677	183	17,490 (19年度)

(注) 個人情報の不適切な取扱いは、平成17年度から項目を設定。

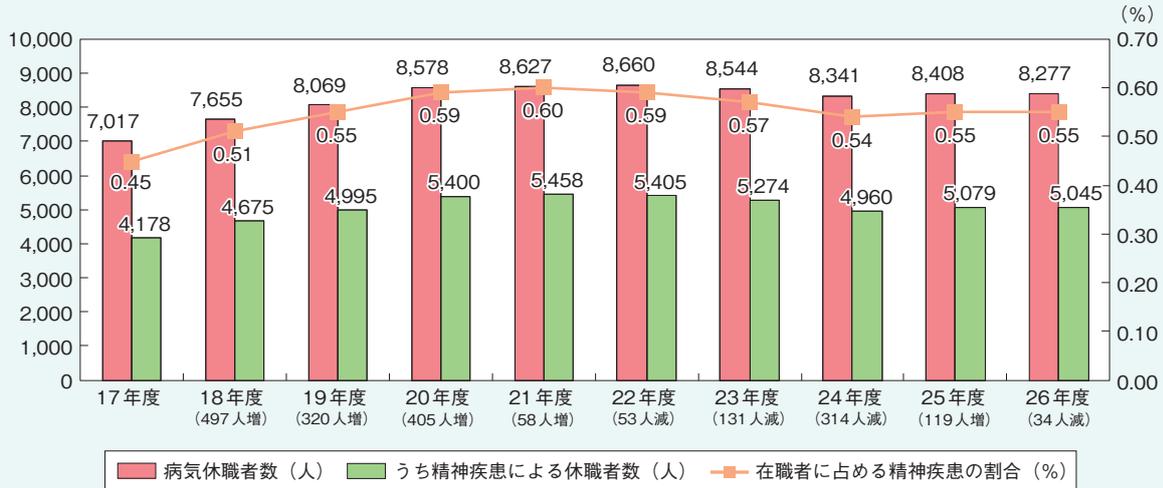
(4) 教職員のメンタルヘルスの保持

学校教育は教員と児童生徒との人格的な触れ合いを通じて行われるものであり、教員が心身ともに健康を維持して教育に携わることが重要です。しかし、公立学校の教員の精神疾患による病気休職者数は、平成26年度においては5,045人と、19年度以降、5,000人前後で推移しており、依然として高水準であることから、教職員のメンタルヘルス対策の充実・推進を図ることが喫緊の課題です（図表 2-4-24）。

文部科学省では、有識者による「教職員のメンタルヘルス対策検討会議」を開催し、平成25年3月に最終まとめを取りまとめました。最終まとめでは、教職員のメンタルヘルス対策は、人事や学校運営と関連付けて、効果的・効率的に取り組むことが重要であり、教職員本人のセルフケア、校長等のラインによるケア、教職員が心身共に健康を維持して教育に携わることができるような良好な職場環境・雰囲気醸成等も含めた予防的な取組を推進することが必要であるとされています。それとともに、教職員が復職する際に、心身の快復状況に加え、授業等の業務を滞りなく行えるか等の本人の状況、産業医・嘱託精神科医等の意見などを踏まえ、教育委員会において慎重に判断することや、復職後の経過措置も含めた復職支援の充実を連携させて取り組むことが必要であるとされています。

文部科学省では、最終まとめを参考にしつつ、教職員のメンタルヘルス対策の充実・推進について一層積極的に取り組むよう、各教育委員会に対して指導しています。

図表 2-4-24 公立学校教育職員の病気休職者数の推移



※年度の下のカッコは、精神疾患による休職者数の対年度比の増減を示す。

	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
在職者数 (A)	919,154	917,011	916,441	915,945	916,929	919,093	921,032	921,673	919,717	919,253
病気休職者数 (B)	7,017	7,655	8,069	8,578	8,627	8,660	8,544	8,341	8,408	8,277
うち精神疾患による休職者数 (C)	4,178	4,675	4,995	5,400	5,458	5,407	5,274	4,960	5,079	5,045
在職者比 (%)										
(B)/(A)	0.76	0.83	0.88	0.94	0.94	0.94	0.93	0.90	0.91	0.90
(C)/(A)	0.45	0.51	0.55	0.59	0.60	0.59	0.57	0.54	0.55	0.55
(C)/(B)	59.5	61.1	61.9	63.0	63.3	62.4	61.7	59.5	60.4	61.0

※「在職者数」は、当該年度の「学校基本調査報告書」における公立の小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校の校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、講師、養護助教諭、実習助手及び寄宿舎指導員(本務者)の合計。

(5) 民間人校長、民間人副校長・教頭制度の活用

文部科学省では、地域や学校の実情に応じ、学校の内外から幅広く優秀な管理職を登用することができるよう、平成12年に校長の資格要件を緩和し、教員免許を持たず、教育に関する職に就いた経験のない者であっても校長に登用できることとしています(副校長については20年の設置時から、教頭については18年からそれぞれ可能となっている)。

これらの資格要件の緩和により、平成27年4月1日現在、全国の公立学校における教員出身でない校長の在職者数は144人、教員出身でない副校長・教頭の在職者数は88人となっています。

2 学級編制・教職員定数・義務教育費国庫負担制度

(1) 学級編制と教職員定数

国は、教育の機会均等と教育水準の維持向上を図るため、公立の小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校における1学級の児童生徒数(学級編制)や教職員の配置(教職員定数)の「標準」を定めています。公立の小・中学校等の学級編制の標準は、現在、1学級40人(平成23年度から小学校第1学年は35人)となっており、各都道府県教育委員会は、これを標準として学級編制の基準を定めることになっています。

なお、地域の実情や児童生徒の実態に応じた柔軟な対応が可能となるよう、各都道府県教育委員会の判断で、国の標準よりも少人数の学級編制基準を定めることもできます。平成22年度以降は、全ての都道府県において国の標準を下回る学級編制の取組が実施されています(図表2-4-25)。

図表 2-4-25 平成27年度において国の標準を下回る学級編制を実施する都道府県の状況について

学年区分	編制人員 30人	31~34人	35人	36~39人	実態に応じて実施	純計
小学校 1 学年	14	3	0	0	6	20
2 学年	12	3	35	0	7	47
3 学年	2	3	23	2	6	34
4 学年	2	3	21	2	6	32
5 学年	2	2	15	3	6	26
6 学年	1	2	15	3	6	25
中学校 1 学年	5	3	32	0	7	43
2 学年	1	3	16	1	6	26
3 学年	1	3	15	1	6	25
純計	15	6	43	3	8	47

※学級編制について、小学校1年生において35人未満、小学校2年生から中学校3年生において40人未満で実施してものを計上。
 ※全県的な措置ではなく、地域や学校の実態に応じ個別の措置を講じている県については、「実態に応じて実施」欄に計上。
 ※同一学年でも学級数等により編制人員の取扱いが異なる場合は重複計上。
 ※全県的な措置を講じている場合でも、学年1学級の場合には40人（小学校1学年は35人）標準のままとしているなどの例外措置を設けている場合もある。

文部科学省では、少人数教育の推進、いじめ問題や特別支援教育の充実といった様々な教育上の課題に対応をするため、これまで幾次にもわたって学級編制の標準や教職員定数の改善を重ねてきました。平成27年度予算では、少子化等に伴い教職員定数が減少する一方で、アクティブ・ラーニング等による教育の質の向上やチーム学校の推進、家庭環境などによる教育格差の解消など個別の教育課題への対応、学校規模の適正化への支援等に必要な500人の加配定数の改善を実施しました。

平成28年度予算では、少子化等に伴い生じる教職員定数の減を見込む一方で、小学校における専科指導の充実やアクティブ・ラーニングの推進、特別支援教育や貧困による教育格差の解消など学校が抱える課題への対応、チーム学校の推進による学校の組織的な教育力の充実のため、525人の加配定数の増を計上しています。

また、退職教職員や教員志望の大学生など約1万1,500人の多彩な人材がサポートスタッフとして学校の教育活動に参画する取組への支援として、「補習等のための指導員等派遣事業」を実施し、学校全体として指導体制の充実を図ることとしています。

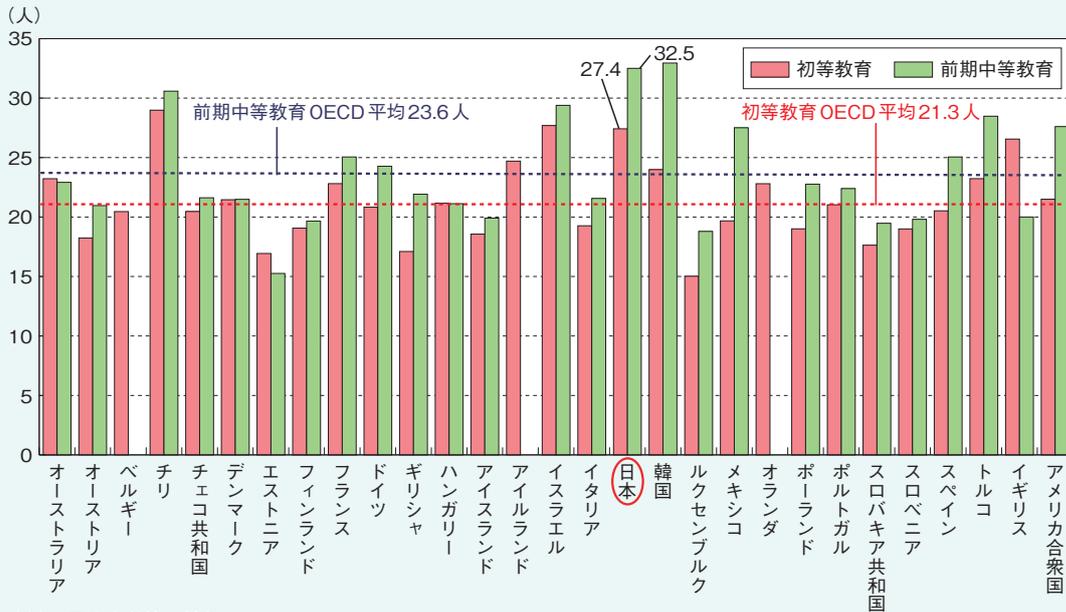
さらに、いじめ・不登校、子供の貧困等の学校の課題に対応するための指導体制の在り方など、教育政策の効果を評価するため、平成28年度から、有識者や意欲ある地方公共団体の協力を得つつ、教育政策の形成に関する実証研究を実施します。

【学級規模等の国際比較】

欧米諸国などと比べて、1学級当たりの児童生徒数や教員1人当たりの児童生徒数など、我が国の教育環境は依然として低い水準にあります。

(参考 1 1 学級当たり児童生徒数 [国際比較])

日本の学校における平均学級規模は、OECD平均よりも大きく、最も学級規模の大きい国の一つ。
(初等教育27.4人 (OECD平均21.3人), 前期中等教育32.5人 (OECD平均23.6人))

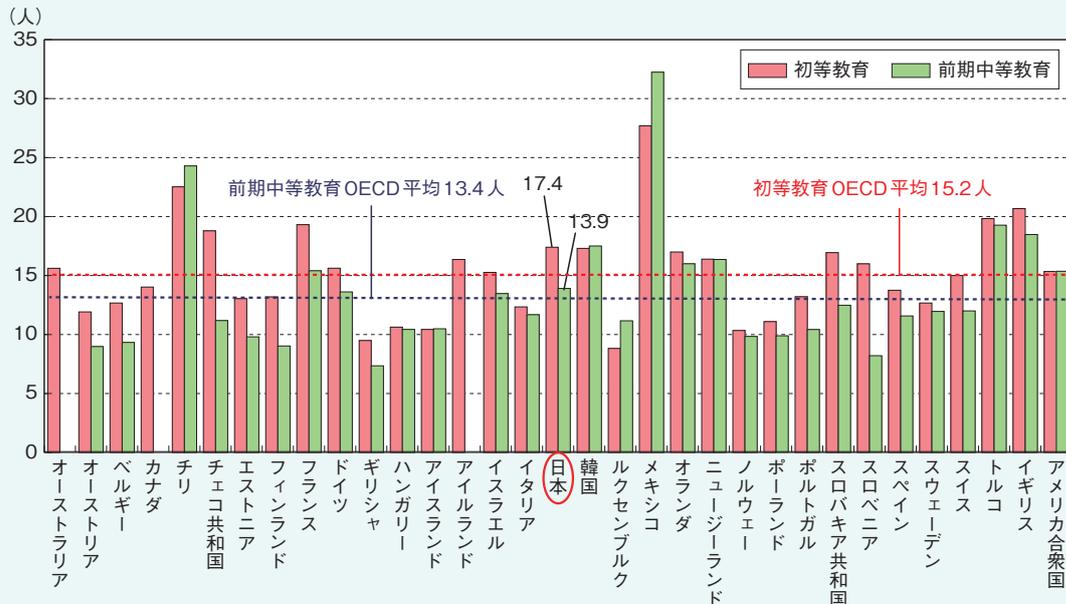


(注)・国公立学校が対象。
 ・日本の数値は、平成24年度学校基本調査を元に算出したもの。
 ・日本の調査年は、OECDの調査年の1年前となっている。[例. 日本：平成24年(2012年)→OECD平均：2013年]
 ・日本の数値が、学校基本調査に基づく数値と異なるのは、各国間比較のため特別支援学級を除いていることなどによる。
 ・本グラフの数値は、OECDが公表している数字を基に作成(小数点第二位を四捨五入)。

(出典) OECD「図表でみる教育(2015年版)」表D2.1

(参考 2 教員 1 人当たり児童生徒数 [国際比較])

日本の学校における教員1人に対する児童生徒の数は、OECD平均より大きい。
(初等教育17.4人 (OECD平均15.2人), 前期中等教育13.9人 (OECD平均13.4人))



(注)・国公立学校が対象。
 ・日本の数値は、平成24年度学校基本調査を元に算出したもの。
 ・日本の調査年は、OECDの調査年の1年前となっている。[例. 日本：平成24年(2012年)→OECD平均：2013年]
 ・日本の数値が、学校基本調査に基づく数値と異なるのは、各国比較のため校長・教頭を除いていることなどによる。
 ・本グラフの数値は、OECDが公表している数字を基に作成(小数点第二位を四捨五入)。

(出典) OECD「図表で見る教育(2015年版)」表D2.2

(2) 義務教育費国庫負担制度

①義務教育費国庫負担制度

国は、教育の機会均等と教育水準の維持向上を図るため、「義務教育費国庫負担法」に基づき、義務教育に必要な経費の大半を占める教職員給与費について、原則、都道府県が負担した実支出額の3分の1を負担しています（義務教育費国庫負担制度）。これによって、地方公共団体の財政状況にかかわらず、全国どの地域においても、教職員給与費を安定的に確保することが可能となっています。

また、義務教育費国庫負担金の総額の範囲内で給与額や教職員配置に関する地方の自由度を大幅に拡大した「総額裁量制」の下で、各都道府県においては、教員を増員して少人数学級を導入するなど地域や学校の実情を踏まえた特色ある教育がより一層展開できるようになっています。

②教員の給与

教員の給与は、「学校教育の水準の維持向上のための義務教育諸学校の教育職員の人材確保に関する特別措置法」（いわゆる「人材確保法」）によって、一般の公務員の給与より優遇されています。昭和55年の時点では、教員の給与は、一般行政職の公務員の給与と月額で比較して7%以上優遇されていましたが、その後、この優位性は年々減少し、現在は一般行政職の公務員の給与とほぼ同水準となっています。文部科学省では、人材確保法の初心に立ち返り、教員の処遇を確保するとともに、真に頑張っている教員に報いることができるよう、メリハリのある給与体系の推進を図ることが重要と考えています。

(3) 指定都市に係る県費負担教職員の給与負担等の移譲

現行制度の下で、市町村立の小学校・中学校・特別支援学校等の教職員については、都道府県が給与費を負担し、都道府県教育委員会が人事権を持っていますが、指定都市立の学校については、特例として指定都市教育委員会が人事権を持っています。このため、指定都市においては、人事権者と給与負担者が異なるといった状態にあり、指定都市からこのような状態を解消するよう要望されていました。平成25年11月14日には関係道府県と指定都市の間で個人住民税所得割2%の税源移譲について合意されました。また、中央教育審議会「今後の地方教育行政の在り方について（答申）」（25年12月13日）においても、「指定都市に係る県費負担教職員の給与等の負担、県費負担教職員に係る定数の決定及び学級編制基準の決定については、指定都市に移譲する方向で所要の制度改正を行うことが適当である」と指摘されました。これらを背景として、「事務・権限の移譲等に対する見直し方針について」（25年12月20日閣議決定）において、指定都市に係る県費負担教職員の給与等の負担等に移譲することが決定されました。

これを踏まえ、平成26年5月に成立した「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」の中で、指定都市への給与負担等の移譲に必要な法制上の措置が講じられ、文部科学省では、29年度からの移譲を目指して必要な準備を行っています。

第13節

生涯にわたる人格形成の基礎を培う
幼児教育の振興

1 幼稚園教育の現状

幼児期は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う大切な時期であり、このような時期に行われる幼児教育は非常に重要なものです。

幼稚園は、満3歳から小学校就学前までの幼児であれば、誰でも入園することができる学校であり、我が国の幼児教育の中核としての役割を担っています。平成27年5月1日現在、全国で1万1,674園の幼稚園があり、約140万人の幼児が在園しています。全国の5歳児のうち、約54%が幼稚園に就園しており、また、3歳児の就園率については増加傾向にあります（図表2-4-26、図表2-4-27、図表2-4-28）。

図表2-4-26 幼稚園数及び幼稚園児数等

区分	合計	国立	公立	私立	
幼稚園数（園）	11,674	49	4,321	7,304	
在園児数	計	1,402,448	5,510	238,036	1,158,902
	3歳児	398,054	1,288	38,438	358,328
	4歳児	488,412	2,070	89,002	397,340
	5歳児	515,982	2,152	110,596	403,234
教員数（本務者）	101,497	352	21,295	79,850	

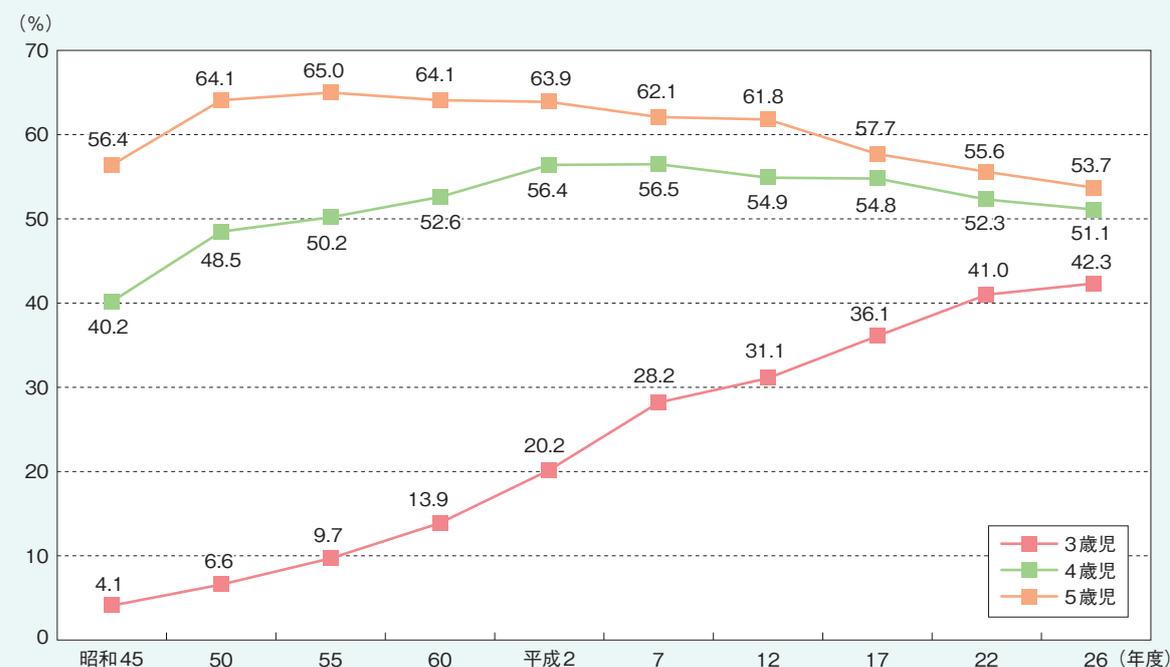
（出典）文部科学省「学校基本調査報告書」（平成27年5月1日現在）

図表2-4-27 幼保連携型認定こども園数及び園児数等

区分	合計	国立	公立	私立	
幼保連携型認定こども園数（園）	1,943	—	374	1,569	
在園児数	計	281,136	—	43,928	237,208
	3歳児	69,782	—	10,107	59,675
	4歳児	72,450	—	11,715	91,638
	5歳児	71,789	—	11,846	59,943
教育・保育職員数（本務者）	37,461	—	5,644	31,817	

（出典）文部科学省「学校基本調査報告書」（平成27年5月1日現在）

図表 2-4-28 幼稚園就園率の推移



(出典) 文部科学省調べ

2 幼稚園の教育活動・教育環境の充実

(1) 幼児教育の質の向上

幼児教育の質の向上を図るため、平成18年の教育基本法の改正において幼児期の教育に関する規定を設け、また19年の学校教育法の改正において、幼稚園が義務教育及びその後の教育の基礎を培う学校であることを明確化しました。

さらに、これらの法改正や社会状況の変化等を踏まえ、平成20年3月に幼稚園教育要領の改訂を行い、21年4月から実施しています。

幼稚園教育要領は、全国的に一定の教育水準を確保するとともに、実質的な教育の機会均等を確保するため、幼稚園が編成する教育課程等の大綱基準として、国が学校教育法等に基づいて定めるものです。現行の幼稚園教育要領では、幼児期の発達の特性を踏まえて、「健康」「人間関係」「環境」「言葉」「表現」の5領域による視点から、幼児が自発的・主体的に環境と関わりながら直接的・具体的な体験を通して、幼稚園修了までに育つことが期待される生きる力の基礎となる心情、意欲、態度などを育てていくことを目指しています。

また、幼稚園教育要領については、子供の育ちの変化や社会の変化に対応し、おおむね10年ごとに見直しを行ってきており、現行の幼稚園教育要領を改訂するに当たっては、①幼稚園教育と小学校教育の接続、②体験と言葉の重視など子供や社会の変化に対応した幼稚園教育の充実、③教育課程終了後等に行ういわゆる「預かり保育」や子育ての支援の充実等を図りました。

さらに、文部科学省では、「幼稚園における学校評価ガイドライン〔平成23年11月改訂〕」を示し、幼稚園の特性に応じた学校評価を推進することによって幼稚園教育の質の向上を図っています。

2030年の社会と子供たちの未来を見据え、社会や職業の在り方そのものも大きく変化する可能性があり、教育の在り方も一層進化させる必要があります。「何を教えるか」の改善だけでなく、「どのように学ぶか」や「どのような力が身に付いたか」という視点が重要であり、平成26年11月20日には中央教育審議会総会において、「初等中等教育における教

育課程の基準等の在り方について」が文部科学大臣から諮問されました。28年度中の答申を目途に、幼児教育と小学校教育の円滑な接続の観点から幼児期の終わりまでに育ってほしい姿の明確化をはじめ、様々な観点から、幼稚園教育要領改訂に向け具体的な方向性について、現在、審議が進められています。

加えて、質の高い幼児教育を確保する観点から、幼稚園の教育課程の編成及び実施に伴う指導上の諸課題や幼稚園教育を取り巻く諸課題について幼稚園教育に携わる者の理解を深めるため、国及び都道府県において、幼稚園の園長や教諭等を対象とした協議会を開催するとともに、幼児教育に係る教職員の資質向上を図るためのモデル事業などを実施しています。

今後は、都道府県や市町村における、研修等の拠点となる幼児教育センターの設置や、各園を巡回して指導・助言等にあたる幼児教育アドバイザーの配置など、地方公共団体における幼児教育の推進体制の構築を推進するとともに、国・地方公共団体の幼児教育振興策の政策立案を行う上で必要となる基礎的データの収集・分析や政策効果に関する研究を行うための国の調査研究拠点を整備（国立教育政策研究所内に「幼児教育研究センター」を設置）しました。

（2）幼児教育無償化に向けた取組の推進（幼稚園就園奨励事業の充実）

「経済財政運営と改革の基本方針2015」（平成27年6月30日閣議決定）において、「幼児教育は人格形成の基礎を培うものであり」、「家庭の教育費負担軽減の観点から、幼児教育の無償化に向けた取組を財源を確保しながら段階的に進める」こととされています。

文部科学省では、幼稚園に通う園児の保護者に対する経済的負担の軽減や公私立幼稚園間における保護者負担の較差の是正を図ることを目的として、保育料（入園料を含む。）を軽減する「就園奨励事業」を実施している地方公共団体に対して、幼稚園就園奨励費補助金によりその所要経費の一部を国庫補助しています。

平成27年度は、26年7月の「幼児教育無償化に関する関係閣僚・与党実務者連絡会議」の取りまとめを踏まえ、低所得世帯の保護者負担の更なる軽減と、市町村に対する補助の拡充を行いました。

具体的には、市町村民税非課税世帯の保護者負担を月額9,100円から月額3,000円に引き下げられるよう国による補助の拡大を行うとともに、また、市町村に対する補助を拡充し、全ての園児に等しく支援が行われるよう環境整備を行いました。

平成28年度予算においては、低所得の①多子世帯及び②一人親世帯等の保護者負担の軽減を図り、幼児教育無償化に向けた取組を段階的に推進することとしています。具体的には、

- ①多子世帯の保護者負担軽減については、年収約360万円未満相当の世帯について、第2子の保育料を半額、第3子以降の保育料無償化を完全実施することとしています。
- ②一人親世帯等の保護者負担軽減については、市町村民税非課税世帯（年収約270万円未満相当）は保育料を無償化し、年収約270万円から約360万円未満相当の世帯は第1子の保育料を半額、第2子以降の保育料を無償化することとしています。

なお、幼稚園就園奨励費補助事業と同様に、子ども・子育て支援新制度の下創設された施設型給付についても、保護者の所得状況に応じた負担軽減を図る措置を講じています。

3 子ども・子育て支援新制度の施行

平成24年8月、幼児期の学校教育・保育、地域の子育て支援を総合的に推進するため、子ども・子育て関連三法（「子ども・子育て支援法」、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律」、「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する

法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」が成立し、27年4月から「子ども・子育て支援新制度」（以下「新制度」という。）が施行されました。

新制度は、核家族化の進展や地域のつながりの希薄化、共働き家庭の増加、兄弟姉妹の数の減少など、子育て家庭や子供の育ちをめぐる環境が大きく変化していることを踏まえ、国や地域を挙げて子ども・子育てへの支援を強化するために創設されたものであり、消費税率の引上げにより確保する約7,000億円を含め、追加の恒久財源を確保し、幼児期の学校教育・保育、地域の子育て支援について質・量の両面から拡充を図ることとしています。新制度の主な内容は以下のとおりです。

（1）幼稚園・保育所・認定こども園を通じた共通の給付（施設型給付）及び小規模保育等への給付（地域型保育給付）の創設

全ての子供に質の高い教育・保育を提供するために、幼稚園、保育所、認定こども園を通じた共通の給付である「施設型給付」を創設し、施設の類型や規模にかかわらず、安定した経営が可能となるよう財政支援を行っています。また、都市部における待機児童の解消とともに、子供の数が減少傾向にある地域における保育機能を維持・確保することを目的に、0から2歳児を預かる小規模保育事業等を市町村の認可事業に位置付けた上で、「地域型保育給付」により財政支援を行っています。

これらの給付においては、消費税財源の一部を活用し、質の向上のための措置として、職員配置の充実（例：3歳児に対する職員の配置を20：1から15：1に改善）や幼稚園教諭・保育士等の給与改善（+3%）などを行っています。

（2）認定こども園制度の改善

平成18年10月から開始された認定こども園制度^{*36}の改善も行っています。具体的には、これまで幼稚園及び保育所として、別個に認可・指導監督を行っていた「幼保連携型認定こども園」について、学校及び児童福祉施設としての法的位置付けを持つ単一施設として、認可・指導監督を一本化する等の改善を行いました。また、その他の認定こども園を含め、財政措置を「施設型給付」に一本化しました。

全国の認定こども園の数は、平成26年4月の1,360件から、27年4月の2,836園に増加しています（図表2-4-29）。

図表 2-4-29 認定こども園の認定件数

	件数	（内訳）			
		幼保連携型	幼稚園型	保育所型	地方裁量型
認定こども園の認定件数	4,001	2,785	682	474	60

（出典）内閣府子ども・子育て本部調べ（平成28年4月1日現在）

（3）地域の実情に応じた子ども・子育て支援の充実

在宅の子育て家庭を含む全ての家庭及び子供を対象に、地域の実情に応じた子育て支援の取組を推進するため、一時預かり事業や放課後児童クラブ等、13の事業を「地域子ども・子育て支援事業」として位置付け、必要な財政支援を行っています。

^{*36} 認定こども園：教育・保育を一体的に行うとともに、地域における子育て支援を担う施設として、都道府県知事が認定するもの。①幼保連携型、②幼稚園型、③保育所型、④地方裁量型の4類型が存在。幼稚園と保育所の両方の良さを併せ持つ施設であり、親の就労の有無にかかわらず施設の利用が可能となる、適切な規模の子供の集団を保ち、子供の育ちの場を確保できる、既存の幼稚園の空き教室の活用により保育所の待機児童の解消に資する、育児不安の大きい家庭への支援を含む地域の子育て支援が充実するなどの効果が期待されている。

(4) 市町村を中心とした制度の実施

住民に最も身近な市町村が、地域のニーズに基づき、5か年の需給計画（市町村子ども・子育て支援事業計画）を策定した上で、必要な施設・事業の整備等を行うこととなっており、国・都道府県がそれを重層的に支えています。

(5) 私立幼稚園の新制度への円滑移行

私立幼稚園については、新制度に移行するか否かを各園が選択する仕組みとなっており、平成27年度は、約2割の私立幼稚園が新制度に移行し、28年度は、累計で約3割が移行する見込みです。

文部科学省としては、新制度への移行を希望する私立幼稚園が円滑に移行できるよう、市町村と私立幼稚園の関係構築や、財政支援の充実、事務負担の軽減等に取り組んでいます。

第14節 インクルーシブ教育システム^{*37}構築に向けた特別支援教育の推進

1 特別支援教育をめぐる現状

障害のある子供については、その能力や可能性を最大限に伸ばし、自立し社会参加するために必要な力を培うため、一人一人の障害の状態などに応じ、特別な配慮の下で適切な教育を行う必要があります。このため、障害の状態などに応じ、特別支援学校や小・中学校の特別支援学級において、特別の教育課程や少人数の学級編制の下で、特別な配慮を持って作成された教科書、専門的な知識・経験のある教職員、障害に配慮した施設・設備などを活用して指導が行われています。また、通常の学級においては、通級による指導^{*38}のほか、習熟度別指導や少人数指導などの障害に配慮した指導方法、特別支援教育支援員の活用など一人一人の教育的ニーズに応じた教育が行われています。

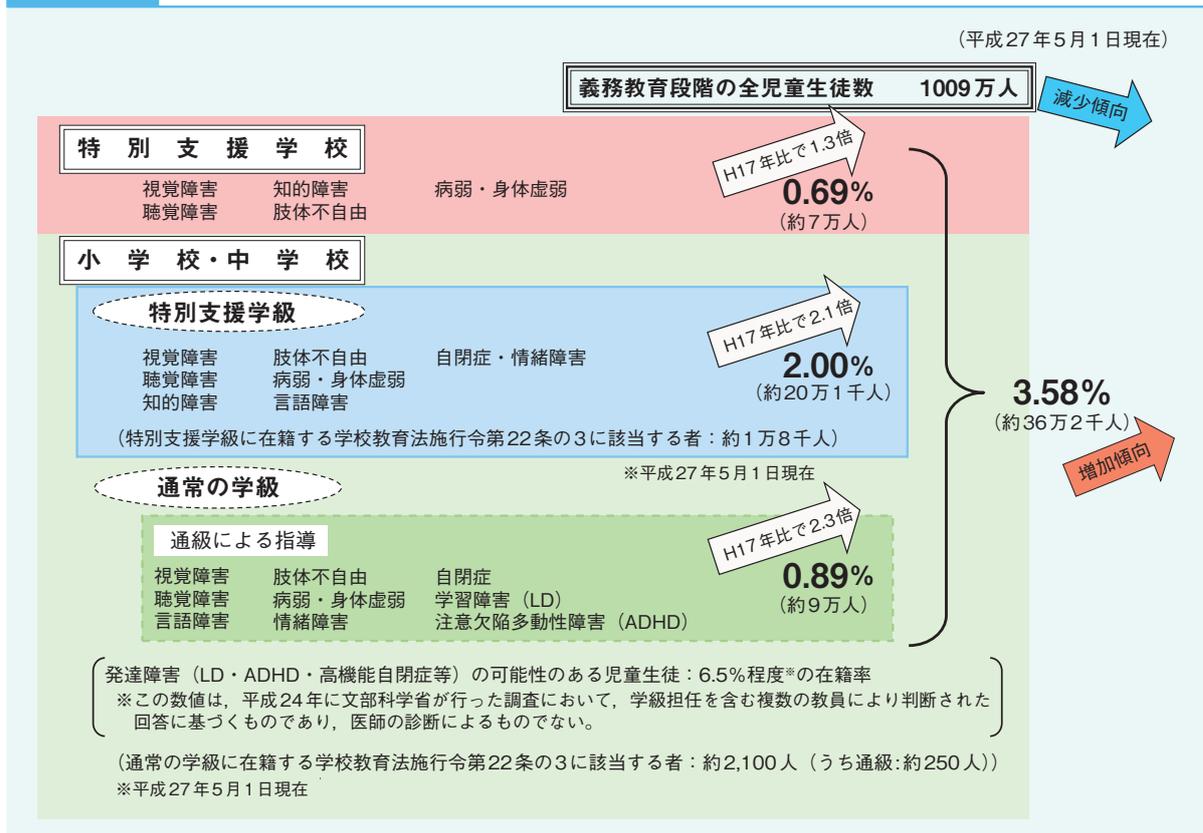
平成27年5月1日現在、特別支援学校に在籍している幼児児童生徒と、小・中学校の特別支援学級及び通級による指導を受けている児童生徒の総数は約43万人です。このうち、義務教育段階の児童生徒は約36万2,000人であり、これは同じ年齢段階にある児童生徒全体の約3.6%に当たります（図表2-4-30）。特別支援学校に在籍している幼児児童生徒と、小・中学校の特別支援学級及び通級による指導を受けている児童生徒は年々増加しています。

また、通常の学級においても、発達障害のある児童生徒が在籍しています。文部科学省が平成24年12月に実施した調査によると、公立小・中学校の通常の学級に在籍する、知的な遅れはないものの発達障害の可能性のある児童生徒は、6.5%程度と推計されています。そのため、発達障害のある児童生徒をめぐるっては、学校生活における早期からの支援に対する要望が高まっています。

^{*37} インクルーシブ教育システム：障害者の権利に関する条約第24条によれば、「インクルーシブ教育システム」(inclusive education system, 政府訳：包容する教育制度)とは、人間の多様性の尊重等の強化、障害者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下、障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組みであり、障害のある者が「general education system」(政府訳：一般的な教育制度)から排除されないこと、自己の生活する地域において初等中等教育の機会が与えられること、個人に必要な「合理的配慮」が提供される等が必要とされている。

^{*38} 通級による指導：小・中学校において、学習障害・注意欠陥多動性障害・自閉症等のある児童生徒を対象として、通常の学級に在籍し、主として各教科などの指導を通常の学級で行いながら、障害に基づく学習上又は生活上の困難の改善・克服に必要な特別の指導を特別の場で行う教育形態

図表 2-4-30 特別支援教育の概念図（義務教育段階）



2 特別支援教育を推進するための取組

(1) 特別支援教育の在り方に関する検討

「障害者の権利に関する条約」は、平成18年12月に国連総会で採択され、20年5月に発効しました。日本は、19年9月に署名し、26年1月に批准しました。同条約では、「インクルーシブ教育」の理念が提唱されており、この理念の実現に向け、文部科学省では、24年7月の中央教育審議会初等中等教育分科会報告「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」等を踏まえ、障害のある児童生徒等の就学手続について、特別支援学校の就学を原則とする仕組みから、市町村の教育委員会が、障害の状態、教育上必要な支援の内容、地域における教育の体制の整備の状況その他の事情を勘案して、総合的な観点から就学先を決定する仕組みに改正しました。

また、「障害者の権利に関する条約」の批准に向けて、障害者に対する不当な差別的取扱いが禁止されるとともに、合理的配慮の提供が義務付けられました（事業者については努力義務）。これを受けて、同法に基づく基本方針が平成27年2月に閣議決定されたほか、文部科学省においても、職員が適切に対応するための要領（「対応要領」）、所管する事業者（学校法人等）が適切に対応するための指針（「対応指針」）を27年11月に策定しました。

また、高等学校における通級による指導の制度化について検討するため、平成27年11月から「高等学校における特別支援教育の推進に関する調査研究協力者会議」を開催しており、28年3月30日に「高等学校における通級による指導の制度化及び充実方策について（報告）」を取りまとめました。この報告を踏まえ、30年度からの運用開始に向けて、同年6月上旬から省令・告示案のパブリック・コメントを実施しました。

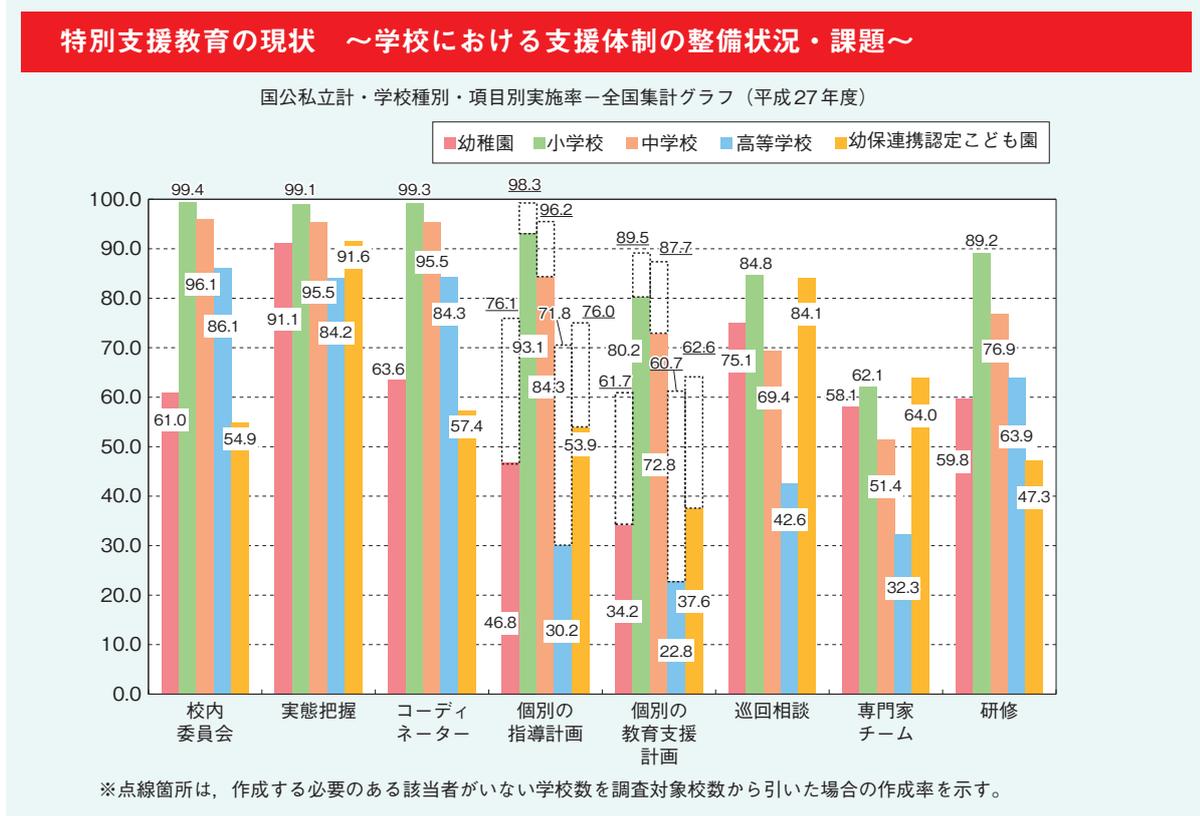
(2) 地域・学校における支援体制の整備 —発達障害を含む障害のある子供たちへの支援—

① 特別支援教育の充実のための体制整備

文部科学省では、発達障害を含む障害のある子供に対する特別支援教育を充実するため、学校における体制の整備や留意事項などを示し、学校や教育委員会などの取組を促進しています*³⁹。また、障害のある幼児児童生徒への支援体制の整備、巡回相談や専門家チームによる支援、研修体制の整備・実施、関係機関との連携など、国も特別支援教育の体制整備の推進に係る経費の一部を補助しています。

平成27年度特別支援教育体制整備状況調査によると、小・中学校においては、「校内委員会」の設置、「特別支援教育コーディネーター」の指名といった基礎的な支援体制はほぼ整備されており、「個別の指導計画」の作成、「個別の教育支援計画」の作成についても、着実な取組が進んでいます。また、幼稚園・高等学校における体制整備は進みつつあるものの、小・中学校に比べると課題が見られます(図表2-4-31)。このため、文部科学省では、幼稚園段階からの支援の強化に向け、障害のある子供に対する早期からの教育相談及び支援体制の構築を推進するため、教育と保育、福祉、保健、医療等の連携推進、情報提供等の取組に対する支援を実施しています。

図表2-4-31 平成27年度特別支援教育体制整備状況調査



② 発達障害の可能性のある児童生徒等に対する支援

発達障害の可能性のある児童生徒の多くは通常の学級に在籍しています。そのため、全ての教員が発達障害に関する一定の知識・技能を有していることが必要とされています。

文部科学省では、平成25年度に開始した発達障害に関する教職員の専門性向上のための事業を拡充するとともに、26年度から発達障害の可能性のある児童生徒に対する早期支援

*³⁹ 参照：http://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/nc/07050101.htm

の在り方に関する研究事業を新たに実施し、27年度からは、支援内容を進学時に学校間で系統性を持って引き継ぐための研究事業等を実施しています。

③障害のある児童生徒の教材の充実

障害のある児童生徒について、将来の自立と社会参加に向けた学びの充実を図るためには、障害の状態や特性を踏まえた教材を効果的に活用し、適切な指導を行うことが大切です。文部科学省では、平成26年度から学習上の支援機器等教材の活用を促進する事業を開始し、児童生徒の障害の状態等に応じて使いやすい支援機器等教材の研究開発を支援するとともに、支援機器等教材を活用した指導方法に関する実践的な研究を実施しています。

④公立幼稚園、小・中・高等学校における特別支援教育支援員の配置

各教育委員会では公立幼稚園、小・中・高等学校に、障害のある児童生徒に対する学校生活上の介助や学習活動上の支援などを行う特別支援教育支援員の配置を行っています。特別支援教育支援員の配置に係る経費については、地方財政措置が講じられています。文部科学省では、特別支援教育支援員の活用事例などの参考情報をまとめたパンフレットを各教育委員会に配布するなど、特別支援教育支援員の配置を促進しています。

各教育委員会においては、こうした財政措置などを有効に活用し、全国的に特別支援教育支援員の配置数増加が図られています（平成27年5月1日現在の全国の配置数は、公立幼稚園で約6,500人、公立小・中学校で約4万6,800人、公立高等学校で約500人となっています）。

⑤障害の重度・重複化への対応

特別支援学校に在籍する児童生徒の障害については、重度・重複化が進んでおり、一層適切な対応が必要です。特別支援学校では、現行の学習指導要領等に基づき、障害の重度・重複化に対応した適切な教育が行われています。

⑥特別支援学校等における医療的ケア

特別支援学校等には、日常的に医療的ケアを必要とする幼児児童生徒が在籍しており、学習や生活を行う上で適切に対応することが必要です。

現在、「社会福祉士及び介護福祉士法」に基づき、特別支援学校の教員も一定の条件の下でたんの吸引等の医療的ケアをすることができるとされていますが、文部科学省では、特別支援学校などにおいて、医療的ケアを必要とする児童生徒などの健康と安全を確保するに当たり留意すべき点などについて整理した通知を発出しています。

平成27年度現在、医療的ケアを必要とする幼児児童生徒が公立特別支援学校に8,143人、公立小・中学校に839人在籍しています。文部科学省では、特別支援学校等における医療的ケアを必要とする児童生徒の教育の充実を図るため、看護師の配置に必要な経費の一部を補助しています。

⑦就学支援

文部科学省及び都道府県・市町村教育委員会では、障害のある児童生徒などの就学を支援するため、「特別支援学校への就学奨励に関する法律」などに基づき、特別支援教育就学奨励制度を実施しています。特別支援学校や小・中学校の特別支援学級などの就学に関する特殊事情を考慮して、保護者などの経済的負担を軽減することを目的とし、保護者等の負担能力に応じて、通学費や教科用図書購入費、寄宿舎費など特別支援学校等の就学に必要な経費の全部又は一部を負担しています。

(3) 教育課程における特別支援教育

幼稚園、小・中・高等学校における特別支援教育については、学習指導要領等において、個別の指導計画や個別の教育支援計画を作成するなど個々の児童生徒等の障害の状態等に応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的・組織的に行うこととしています。

また、現行の特別支援学校の学習指導要領のポイントとしては、①障害の重度・重複化、多様化に対応した一人一人に応じた指導の一層の充実、②自立と社会参加を推進するための職業教育等の充実といった観点から次のようなことが挙げられます。

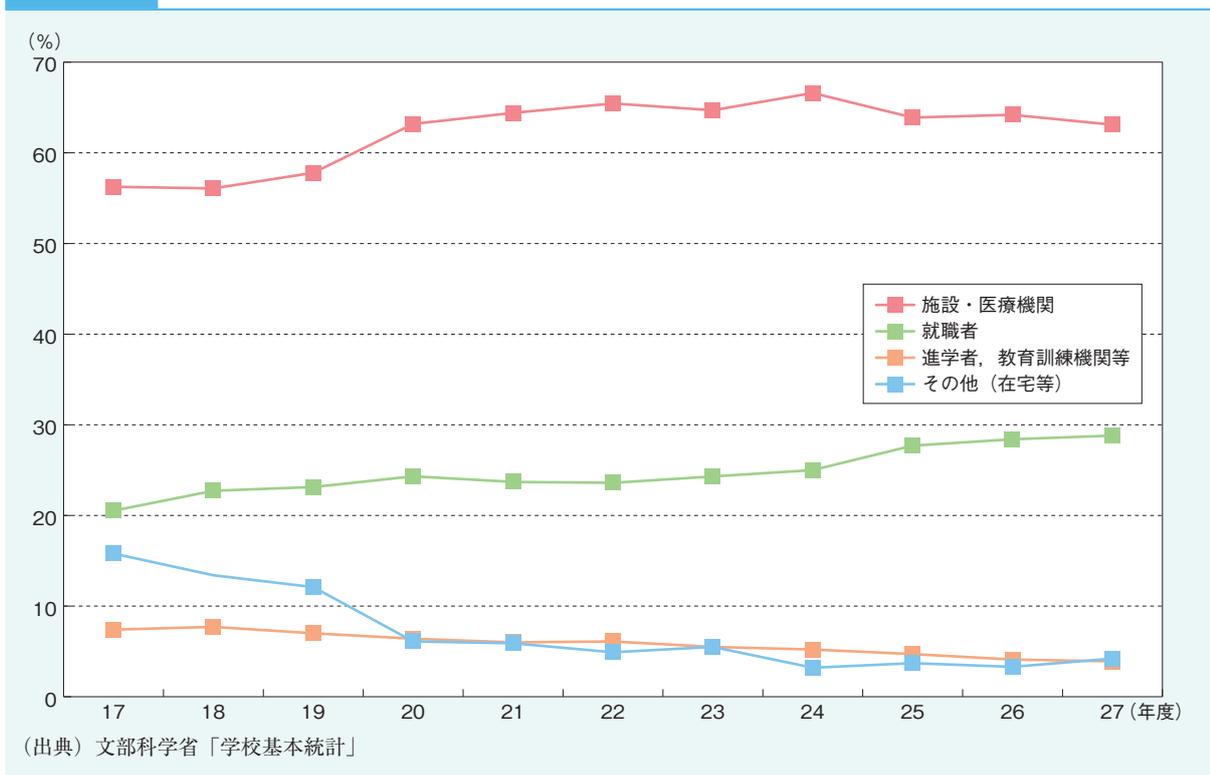
①障害の重度・重複化、多様化に対応した一人一人に応じた指導の一層の充実

障害の重度・重複化、多様化に対応した指導については、現行の学習指導要領において、教師間の協力や外部専門家の活用など指導方法の工夫を例示するほか、一人一人に応じた指導を充実する観点から、関係機関と連携した支援を行うための個別の教育支援計画の作成を義務付けるとともに、「自立活動」の内容として「他者とのかかわりの基礎に関すること」などを明記しています。

②自立と社会参加を推進するための職業教育等の充実

障害者が、生涯にわたって自立し社会参加していくためには、企業などへの就労を支援し、職業的な自立を果たすことが重要です。しかし、近年、特別支援学校高等部卒業者のうち、福祉施設等入所者の割合が約63%に達する一方で、就職者の割合は約29%となっており、職業自立を図る上で厳しい状況が続いています（図表2-4-32）。この背景には、特別支援学校高等部卒業後の就職者数は増加しているものの、特別支援学校高等部在籍者数も大幅に増加しており、就職者の割合が微増にとどまっていることなどが挙げられます。

図表 2-4-32 特別支援学校高等部（本科）卒業後の状況



現行の学習指導要領では、職業教育・就労支援の充実に向けて、①産業現場等における長期間の実習を取り入れるなどの就業体験の機会の充実、②校内の組織体制の整備や労働・福祉等の関係機関との連携、地域や産業界等の人々の積極的な協力を得るなどの進路指導の充実、③知的障害者を教育する特別支援学校高等部に専門教科「福祉」を新設するなどの改善を行っています。文部科学省では、学習指導要領の趣旨を踏まえた職業教育の改善に関する研究とともに、平成26年度から、自立・社会参加に向けた高等学校段階における特別支援教育充実事業を実施しています。

障害者の就労を促進するためには、教育、福祉、医療、労働などの関係機関が一体となった施策を行う必要があります。文部科学省では、厚生労働省と連携して、都道府県教育委員

会等に対し、就労支援セミナーや障害者職場実習推進事業等の労働関係機関等における種々の施策を積極的に活用したり、福祉関係機関と連携を図り就労への円滑な移行を図ったりするといった取組の充実を促しています。

③交流及び共同学習の充実

障害のある子供と、障害のない子供や地域の人々が活動を共にすることは、全ての子供の社会性や豊かな人間性を育成する上で意義があるだけでなく、地域の人々が障害のある子供に対する正しい理解と認識を深める上でも重要な機会となっています。現行の学習指導要領等では、「障害者基本法」も踏まえ、各学校において、障害のある子供とない子供との交流及び共同学習の機会を設けることなどを規定しています。

(4) 教員の専門性の向上

平成26年5月1日現在、特別支援学校の教員の特別支援学校教諭免許状等の保有率は全体で72.7%となっており、特別支援教育に関する教員の専門性の向上が一層求められている中で、専門の免許状等の保有率の向上は喫緊の課題となっています。

このため、文部科学省では、各都道府県教育委員会等に対して、特別支援学校教諭免許状等の保有率の向上に向けて、採用、研修、配置等に当たっては免許状の保有状況を考慮することなどを要請しています。また、特別支援学校の教員の専門性を向上させることを目的として、平成18年度から各都道府県の教員等を対象とした研修を実施するなどの取組を行っています。

(5) 国立特別支援教育総合研究所における取組

国立特別支援教育総合研究所においては、我が国唯一の特別支援教育のナショナルセンターとして、発達障害を含めて様々な障害のある幼児児童生徒に対する指導法等についての専門的な研究や、各都道府県において指導者となる人材を育成するための様々な研修が進められています。また、発達障害のある児童生徒に対する教育情報の発信、学校における合理的配慮の事例の提供及び障害の状態や特性等に応じた教材や支援機器等の活用の促進のため、以下の取組を推進し、情報発信を行っています。あわせて、各都道府県等において指導的立場に立つ教員等を対象に、障害のある児童生徒のための教材や支援機器を活用した実践的な研修を実施しています。

①発達障害教育情報センター^{*40}

教育関係者や保護者等にウェブサイトを通じて発達障害に関する各種教育情報を提供したり教員向けの研修講義を配信したりしています。

②インクルーシブ教育システム構築支援データベース^{*41}

学校における合理的配慮の提供に係る実践事例を公表し、特別支援教育の一層の推進につなげています。

③特別支援教育教材ポータルサイト^{*42}

基礎的環境整備（合理的配慮の基礎となる環境整備）の一環として、教材や支援機器等の活用に関する様々な情報を集約・管理し、発信するためのポータルサイトです。

*40 参照：<http://icedd.nise.go.jp/>

*41 参照：<http://inclusive.nise.go.jp/>

*42 参照：<http://kyozai.nise.go.jp/>

第15節 地方教育行政の在り方と地域と共にある学校づくり

1 教育委員会制度

教育委員会は、地方教育行政の中心的な担い手であり、地域の学校教育、社会教育、文化、スポーツなどに関する事務を担当する機関として、地域の教育行政における重要事項や基本方針を決定しています。教育委員会は、教育における政治的中立性、継続性・安定性の確保や、地域住民の多様な意向の反映を実現するため、地方公共団体の長から独立した合議制の執行機関として、全ての地方公共団体（都道府県及び市町村）に置かれています。

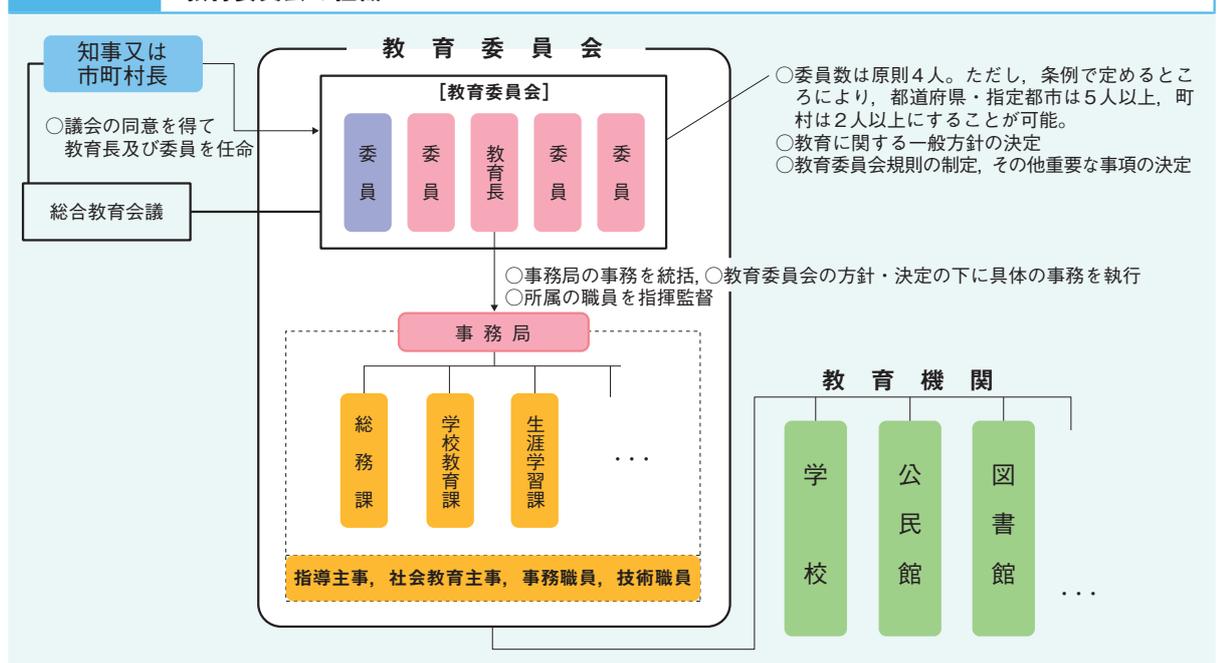
従来、教育委員会制度に対しては、教育委員長と教育長の間で責任の所在が不明確であることなどの課題が指摘されており、教育再生実行会議の提言や中央教育審議会の答申を踏まえて、平成26年6月、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」を改正し、教育委員会制度を刷新しました。

新教育委員会制度では、教育行政の責任の明確化を図るため、教育委員会を代表する委員長と事務局を指揮監督する教育長を一本化した新たな責任者（新教育長）を設置しました。また、教育委員による新教育長へのチェック機能を強化したほか、地方公共団体の長が、教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定めることとするとともに、地方公共団体の長と教育委員会によって構成される総合教育会議を設けることとしました（図表2-4-33）。このほか、いじめによる自殺の防止等、児童生徒等の生命又は身体への被害の拡大又は発生を防止する必要がある場合に、文部科学大臣が教育委員会に対して指示ができることを明確にしました。改正法は、平成27年4月1日から施行されています。

新教育長の任命状況は、平成27年12月1日時点で全体の約3割程度であり、30年度中には全ての地方公共団体で新教育長が任命されることとなります。

文部科学省では、新制度への移行を踏まえ、教育委員の資質・能力の向上を図るための研修機会の拡充等に努めているところです。

図表 2-4-33 教育委員会の組織



2 コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）の推進

コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）は、平成16年6月に「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の改正によって導入された制度であり、保護者や地域住民が一定の権限と責任感を持って公立学校の運営に参画することを可能とするものです。

教育委員会からコミュニティ・スクールに指定された学校には、保護者や地域住民を委員とした学校運営協議会が設置されます。学校運営協議会は、校長が作成する学校運営の基本方針について承認を行うこと、学校運営全般について教育委員会・校長に意見を述べること、教職員の任用に関して任命権を持つ教育委員会に意見を述べることができます（図表2-4-34）。

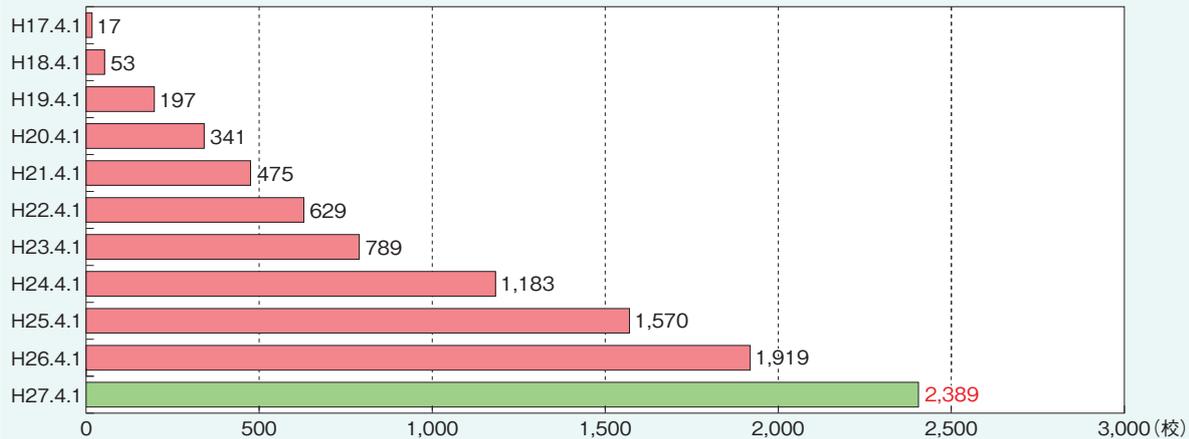
図表 2-4-34 コミュニティ・スクールのイメージ



このように、保護者や地域住民が一定の権限と責任感を持って学校運営に参画することによって、学校と地域の人々が目標やビジョンを共有し、相互に連携・協働していくことが期待されます。

平成27年4月1日現在、コミュニティ・スクールとして指定を受けている学校は、26年度から470校増え、全国で2,389校となっており、着実に全国に広まりつつあります（図表2-4-35）。また、設置する小・中学校全てをコミュニティ・スクールに指定している教育委員会の数も、26年度比24市町村増の79市区町村と増加しています。

図表 2-4-35 コミュニティ・スクール指定校数の推移



(出典) 文部科学省「コミュニティ・スクール指定状況調査」(平成27年4月1日現在)

平成27年12月に中央教育審議会において取りまとめられた「新しい時代の教育と地方創生の実現に向けた学校と地域の連携・協働の在り方と今後の推進方策について(答申)」においては、コミュニティ・スクールの制度的見直しを図ることや、総合的な推進方策を実施することが提案されています。

文部科学省では、当面、第2期教育振興基本計画に基づき「コミュニティ・スクールの数を全公立小・中学校の1割(約3,000校)に拡大」することを推進目標としています。その実現に向けて、①コミュニティ・スクールの導入を目指す地域における運営体制づくりなどの支援(109教育委員会に補助金交付)、②導入を目指す地域に実践経験のある元校長や地域住民を派遣するコミュニティ・スクール推進員(CSマイスター)派遣事業、③先進取組の成果発信などを通じて更なる制度普及を図る「地域とともにある学校づくり推進フォーラム」や説明会などを実施しています。

なお、文部科学省ウェブサイトには、コミュニティ・スクールに関する情報を掲載しています^{*43}。

3 自律的・組織的・学校運営体制の構築

(1) 学校評価の推進

学校評価は、各学校が自らの教育活動等の成果や取組を不断に検証することによって、①学校運営の組織的・継続的な改善を図ること、②各学校が保護者や地域住民等に対し、適切に説明責任を果たし、その理解と協力を得ること、③学校に対する支援や条件整備等の充実につなげることを目的として行われます。「学校教育法」及び「学校教育法施行規則」では、各学校に対して、自己評価の実施・評価結果公表の義務、学校関係者評価の実施・評価結果公表の努力義務、評価結果の設置者への報告義務等を定めています。

文部科学省では、各学校や設置者における取組の参考に資する「学校評価ガイドライン」を策定しているほか、好事例の普及・啓発や、学校評価に係る指導的立場にある教育行政職員に対する研修等を実施しています。また、文部科学省ウェブサイトには、学校評価の実施状況や学校評価に関する調査研究事業の報告書、教育委員会における学校評価の取組事例等を掲載しています^{*44}。

*43 参照：http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/community/index.htm

*44 参照：http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/gakko-hyoka/index.htm

(2) 学校現場における業務改善の推進

今日の学校を取り巻く環境は複雑化・困難化しており、貧困問題への対応や保護者からの要望への対応など、学校に求められる役割も拡大しています。また、教育の質の向上のための授業革新や様々な教育課題への対応も求められているところです。

平成18年度に文部科学省が実施した「教員勤務実態調査」によると、教員の残業時間が以前の調査時よりも増加しており、授業の準備に十分な時間が取れていないという状況にあります。さらに、2014（平成26）年に公表された「OECD国際教員指導環境調査（TALIS）」では、日本の中学校における教員の1週間当たりの勤務時間は約54時間と参加国中最長（調査に参加した国・地域の平均は約38時間）であり、授業以外の諸活動に従事する時間が全体の平均よりも長いということが明らかとなりました。

こうした状況に対応して、質の高い教育を行うために、教員の負担を軽減し、子供と向き合う時間を確保することが必要です。このためには、校長のリーダーシップの下、教職員の役割分担の明確化などを通じて業務を効率化するなど、組織的・機動的な学校運営を実践していくことが一層重要です。

このため、文部科学省では、平成26年度に実施した教職員の業務実態に関する調査^{*45}の結果（[図表 2-4-36](#)）を基に、「学校現場における業務改善のためのガイドライン」^{*46}（27年7月）を策定し、都道府県等の教育委員会に対して周知しました（[図表 2-4-37](#)）。同ガイドラインにおいては、学校現場における様々な業務の改善に関する基本的な考え方と改善の方向性を示すとともに、先進的な取組をしている自治体の例を紹介しており、各自治体の取組の参考となることを期待しています。

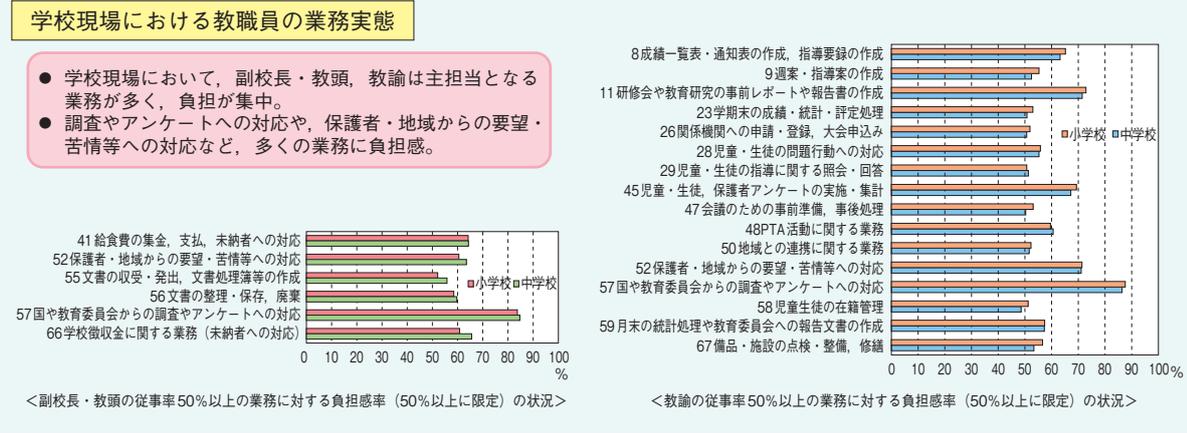
また、この調査結果において「国や教育委員会からの調査やアンケート」への対応が、特に教職員にとって負担感の高い業務となっていると示されたことから、各教育委員会に対し、学校現場に対して行う調査の必要性を検討し、厳選するよう依頼しています。同時に国においても、従前より、学校現場を対象とする調査についての縮減・見直しに取り組んできたところですが、教職員の負担軽減は正に急務であることから、更なる調査の見直しに努めることとしています。

文部科学省では、今後、同ガイドラインを踏まえた各自治体の取組状況についてフォローアップ調査を実施する予定であり、学校現場の業務改善に関する自治体の着実な取組を促していくとともに、好事例の収集を引き続き行っていくこととしています。収集した好事例については、学校マネジメント力の強化に関する調査研究や、「学校マネジメントフォーラム」の実施等を通じて普及を図っています。

^{*45} 学校現場において、教職員がどのような業務に従事し、どのような業務に負担を感じているのかという観点から実態を把握することを目的に、平成26年11月時点での調査を実施したもの

^{*46} 参照：http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/27/07/1360291.htm

図表 2-4-36 教員の業務実態に関する調査結果（概要）



図表 2-4-37 学校現場における業務改善のためのガイドラインの概要

学校現場における業務改善のためのガイドライン（平成27年7月）の概要

時代の変化に合わせた授業革新等が求められる中、TALIS2013調査結果等で教員の多忙化が指摘。教員が子供と向き合える時間を確保し、教員が持てる力を高め発揮できる環境を整える観点から、業務改善が必要。業務改善は教育委員会の積極的な改善支援が不可欠であるため、教育委員会の取組に資するガイドラインを策定。

業務改善の基本的な考え方と改善の方向性 教育委員会が、今後、学校現場の業務改善に対する支援を行う上での基本的な考え方、改善の方向性、留意すべきポイントを5つの観点で整理

校長のリーダーシップによる学校の組織マネジメント	<ul style="list-style-type: none"> ・学校経営ビジョンの明確化と業務改善に向けた組織的・機動的な体制づくり ・校長の任用、管理職に対する学校マネジメント研修
教員と事務職員等の役割分担など組織としての学校づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・事務職員の標準職務の明確化や共同実施の促進等の事務機能の強化 ・校務運営体制の改善充実（教職員と専門スタッフが協働できる仕組みづくり）
校務の効率化・情報化による仕事のしやすい環境づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・業務改善方針の策定、精選すべき業務の明確化、改善目標の設定、フォローアップ ・校務支援システムの導入の促進
地域との協働の推進による学校を応援・支援する体制づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・学校支援地域本部やコミュニティ・スクールなど学校運営・教育活動に地域人材が参画する仕組みの活用
教育委員会による率先した学校サポートの体制づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者の苦情等への学校サポート体制の構築・調査文書等に関する負担軽減（調査の見直し状況に係る達成度の検証等）

業務改善に取り組む自治体における先進的な実践事例 基本的な考え方等を踏まえつつ、業務改善に向けて積極的な取組を行っている教育委員会の実践事例を紹介（18事例，11トピック）

国における業務改善推進のための支援策 学校現場における業務改善の取組に資する国の支援策を紹介

■ ガイドラインの周知と併せ、各教育委員会に対し通知を发出し、学校現場の業務改善の一層の推進を要請。特に以下の点に留意するよう周知。

- ・教育委員会内における業務改善を推進する連携体制の構築、業務改善方針等の策定とそのフォローアップの実施
- ・学校現場を対象とした調査の低減目標の設定や改善方針の策定等
- ・文部科学省との協力の円滑な推進に資するよう、業務改善の担当部署の明確化

少子化に対応した 活力ある学校づくりの推進

学校教育においては、児童生徒が集団の中で、多様な考えに触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨することを通じて一人一人の資質や能力を伸ばしていくことが重要であり、小・中学校では一定の集団規模が確保されていることが望まれます。そのため文部科学省では、公立小・中学校の適正規模や適正配置について、標準等を設定してきました（学校教育法施行規則・義務教育施設費負担法施行令。学校規模：12から18学級、通学距離：小学校4km以内、中学校6km以内）。

少子化の流れを受けて、この10年で既に小・中学校の1割にあたる3,000校超が統合されてきていますが、標準規模に満たない学校が約半数存在しているのが現状です。今後、少子化の更なる進展により、学校の小規模化に伴う教育的デメリットの顕在化が懸念されています。一方、統合が困難な地理的特性や地域コミュニティの核としての学校の重要性への配慮も求められています。

1 公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引

文部科学省の調査では、学校規模・配置について80%以上の市区町村が課題を認識しているものの、そのうち54%において検討が予定されていません。また、各市区町村のうち44%が、国に望む支援として、「学校規模適正化の適否について検討する際に参考となる資料の提供」を挙げています。

文部科学省では、この調査結果を受けて、市町村の様々な取組を総合的に支援する一環として、学校統合により魅力ある学校づくりを行う場合、小規模校のデメリットの克服を図りつつ学校の存続を選択する場合、一旦休校とした学校を再開する場合、それぞれの場合の検討に際しての基本的方向性や考慮すべき要素、留意点等をまとめた「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」を平成27年1月27日に公表し、全国の都道府県に通知するとともに、文部科学省ウェブサイトでも公表しました^{*47}。

各市町村において、少子化に伴う学校の小規模化という課題に正面から向き合い、地域コミュニティの核となる魅力ある学校づくりが主体的に検討されることが期待されます。

2 少子化に対応した活力ある学校づくりの推進

平成27年度12月24日に閣議決定された「まち・ひと・しごと創生総合戦略」においては、2020年までのKPI（成果目標）を「統合による魅力ある学校づくりや小規模校における教育環境の充実等について、課題を認識している全ての市町村が着手」することとしています。文部科学省としては、27年度に公立学校施設整備費の補助、統合校や過疎地の小規模校における教員定数の加配措置、スクールバス・ボート購入費の補助、学校を統合する場合や小規模校を存続させる場合の委託研究事業等を行ったところであり、これらの取組を通じて、各自治体における課題への検討を促進しています。

引き続き、手引の更なる周知や優れた先行事例の創出・普及を図りつつ、各自治体の検討状況を調査し、各自治体における取組が促進されるよう支援をしていきます。

*47 参照：http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/shugaku/detail/1354768.htm

図表 2-4-38 少子化に対応した活力ある学校教育への支援策

少子化に対応した活力ある学校教育への支援策

(注) 金額は平成28年度予算。()内は平成27年度予算額。●は予算面での支援を、○は予算を伴わない支援を示す。

知見や事例の普及

- 「公立小・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」の策定・周知
- 統合プロセスや統合後の教育活動について指導・助言(アドバイザーの活用など)
- モデル事例の創出・分析・周知
 - ◆少子化・人口減少社会に対応した活力ある学校教育推進事業 37百万円 (27百万円)

休校している学校の再開支援

- 施設の大規模改造・長寿命化改良への補助
 - ◆公立学校施設整備費【再掲】70,886百万円の内数 (64,462百万円の内数)
- スクールバス・ボート購入費補助
 - ◆へき地児童生徒援助費補助金【再掲】2,521百万円 (1,616百万円)
- 再開支援の取組をモデル指定し支援
 - ◆少子化・人口減少社会に対応した活力ある学校教育推進事業【再掲】37百万円 (27百万円)
- 学校再開に関する文部科学省の相談窓口のワンストップ化

統合校の教育環境の整備支援

- 施設整備補助 ※()内は補助率(原則)
平成26年度までは、学校統合に伴う新增築(1/2)や既存施設の改修(1/3)への補助→改修について、既存施設を活用した学校統廃合の整備に係る補助制度(1/2)を平成27年度より創設
 - ◆公立学校施設整備費70,886百万円の内数(64,462百万円の内数)
- 教員定数の加配
平成28年度より加配期間を延長(統合前1年～統合後2年→統合前1年～統合後5年)
 - ◆教員定数の加配措置300人→350人
- 統合校における特色ある教育活動への支援
 - ◆少子化・人口減少社会に対応した活力ある学校教育推進事業【再掲】37百万円 (27百万円)

小規模校の教育活動の高度化支援

- 小規模のデメリットを克服し、メリットを最大化する教育手法の開発
 - ◆人口減少社会におけるICTの活用による教育の質の維持向上に係る実証事業136百万円 (142百万円)
 - ◆少子化・人口減少社会に対応した活力ある学校教育推進事業【再掲】37百万円 (27百万円)
- 過疎地の小規模校への教員定数の加配
 - ◆教員定数の加配措置20人→30人

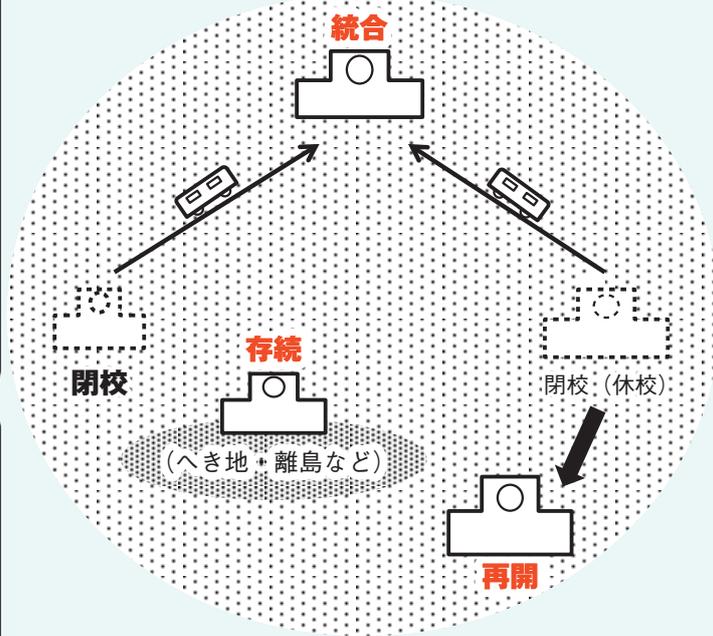
地域コミュニティの維持・強化

- コミュニティ・スクールや学校支援地域本部などを通じた学校を核とした地域力強化の推進
 - ◆学校を核とした地域力強化プラン6,684百万円 (6,684百万円)
- 廃校の有効活用への支援
- 文化・スポーツなど地域振興のための事業の紹介

その他の支援

- 遠距離通学費補助
- スクールバス・ボート購入費補助
平成27年度より補助対象額引上げ(約500万円→約750万円)
 - ◆へき地児童生徒援助費補助金2,521百万円 (1,616百万円)

通学の支援



幼児・児童・生徒に対する経済的支援の充実

1 小学校就学前段階における経済的支援

文部科学省では、幼稚園の入園料や保育料に関する経済的負担を軽減する就園奨励事業を実施している地方公共団体に対して、幼稚園就園奨励費補助金によって所要経費の一部を補助しています^{*48}。

2 義務教育に係る教育費負担軽減

義務教育段階では、国公立学校の授業料や教科書が無償となっていますが、これら以外にも学校生活を送るためには多くの費用が必要です。例えば、「平成26年度子供の学習費調査」によると、学用品費・遠足費・修学旅行費などの学校教育費や給食費などは、それぞれ公立小学校で年間約10万円と、公立中学校で年間約17万円となっています。

このような費用を負担することが困難な児童生徒の保護者を経済的に支援するために、市町村が行う就学援助制度があります。

就学援助制度とは、「学校教育法」の実施義務に基づき、各市町村が、経済的理由により小・中学校への就学が困難と認められる学齢児童生徒の保護者に対して、学用品の給与などの援助を行う制度です。就学援助制度の対象者は、生活保護法に規定する要保護者と、これに準ずる程度に困窮していると認められる準要保護者となっています。平成25年度の就学援助率は15.4%であり、依然として6人に1人程度の割合で就学援助の対象者がいます。

就学援助制度は市町村において実施されるものですが、要保護者に対する就学援助に掛かる所要の経費については、国が補助を行っています。また、準要保護者の就学援助に関する所要の経費については、地方財政措置が講じられています。

平成25年8月の生活扶助基準の見直しに伴う影響については、27年6月に各地方公共団体に調査を実施した結果、影響が生じていない地方公共団体が98.5%、生活扶助基準の見直しに伴う影響への対応を直接的には行っていないが、経済的に困窮している児童生徒に対する取組などの対応を実施している地方公共団体が1.5%となっています。これらの地方公共団体名も含めて調査結果を27年10月に公表し、引き続き、各地方公共団体において適切に判断するよう依頼しています。

また、「子供の貧困対策に関する大綱」（平成26年8月閣議決定）では、就学援助の適切な運用、きめ細かな広報等の取組を促し、各市町村における就学援助の活用・充実を図る観点から、「子供の貧困に関する指標」として、進級時に学校で就学援助制度の書類を配布している市町村の割合を掲げており、26年度は67.5%と、25年度と比べて5.6ポイント増加しています。

これらの市町村ごとの就学援助の実施状況等については、市町村が行う就学援助の取組の参考となるよう、文部科学省のウェブサイトにおいて「就学援助ポータルサイト^{*49}」として整備しています。

3 高等学校段階に係る教育費負担軽減

高等学校等に通う生徒に対する経済的支援として、授業料に充てるための高等学校等就学

*48 参照：第2部第4章第13節

*49 参照：http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/career/05010502/017.htm

支援金制度や授業料以外の教育費に充てる高校生等奨学給付金等があります。いわゆる高校授業料無償化制度は平成22年度に導入されましたが、無償化制度導入以前から授業料減免を受けていた低所得者層にとっては実質的な支援の充実がなかったことや、私立高校等の低所得世帯の生徒にとっては、授業料を中心に依然として負担が大きいことなどの課題がありました。これらの課題に対応するため、25年に受給資格要件に所得制限を設ける等の改正を行いました。この所得制限の導入により捻出された財源は、低所得者支援と公私間格差是正のための以下の施策等に充てることとしています。

(1) 高等学校等就学支援金

平成26年度の入学生から、国公立を問わず、市町村民税所得割額が30万4,200円（年収約910万円^{*50}）未満の世帯の生徒で、受給資格^{*51}を認められた者には、公立高校の授業料相当の年額11万8,800円が就学支援金として支給されています。また、私立高校等に通う生徒の場合は世帯所得に応じて最大2.5倍（年額29万7,000円）まで加算して支給します。

(2) 高校生等奨学給付金

平成26年度に低所得世帯の授業料以外の教育費負担を軽減するため、返済不要の高校生等奨学給付金制度を創設しました。27年度は、学年進行で着実に事業を実施するとともに、生活保護受給世帯における給付対象の拡大や非課税世帯における給付額の増額など制度の充実を図りました。

給付対象	給付額（年額）	
	国公立	私立
生活保護受給世帯【全日制・通信制】	32,300円	52,600円
非課税世帯【全日制（第1子）】	37,400円	39,800円
非課税世帯【全日制（第2子以降）】	129,700円	138,000円
非課税世帯【通信制】	36,500円	38,100円

このほか、高等学校等を中途退学した者が再び学び直す場合に就学支援金の支給期間を超えても継続して支援することや、保護者等の失職・倒産などの家計急変により収入が激減した場合の支援、在外教育施設の日本人高校生への支援等も行っています。

(3) 高等学校等就学支援金の不正受給問題

平成27年12月に、構造改革特別区域制度を活用して株式会社が設立した三重県にある広域通信制高校において、既に高等学校を卒業しており就学支援金の受給資格のない生徒が不正に受給していた疑いで捜査が入る事案が発生しました。これを受けて、文部科学省では広域通信制高校における就学支援金事務に関する緊急点検を実施し、その結果を踏まえ、虚偽の申請を防ぐための申請書の改善や罰則規定の関係者への周知徹底等の対策を行いました。引き続き、適正な就学支援金の事務の執行に努めます。

また、広域通信制高校においては、これまでも一部に不適切な教育運営実態が見られることが指摘されていたことから、平成27年12月に文部科学省内に緊急タスクフォースを設置し、28年3月に緊急の改善策をまとめ、実行に移しています。あわせて、中長期的な対応策の検討も行いながら、広域通信制高校の教育の質の確保に向けた取組を進めて行く予定です。

^{*50} 市町村民税所得割額は両親の合算。また、年収は両親のうちどちらか一方が働き、高校生1人、中学生1人の4人世帯の場合の目安。

^{*51} 高等学校等に在学し、日本国内に住所を有する者で、①高等学校等を卒業又は修了していない者、②高等学校等に在学した期間が通算して一定期間を超えない者（全日制の場合36月）。

4 障害のある児童生徒などに対する就学支援

文部科学省では、特別支援学校及び小・中学校の特別支援学級等に就学する障害のある児童生徒などの保護者の経済的負担を軽減する観点から、特別支援教育就学奨励制度を実施している地方公共団体に対して所要経費の一部を補助しています*⁵²。

*⁵² 参照：第2部第4章第14節

